

委員会議事録

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説明：蔵下教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質疑

○田中委員

主要施策の成果についての174ページのスクールライフ支援員事業についてお尋ねしたいと思います。

ここに成果として、派遣数とかについて書いてあるのですが、派遣した後の復帰数の成果というところで、数値をお聞きしたいと思います。

○石丸学校教育課長

失礼します。今、スクールライフ支援員の復帰数の成果という御質問でございますが、26年度は19人の児童生徒に対応しました。その中で、不登校あるいは不登校傾向の児童生徒、これは16人おりました。ほとんどの児童生徒に改善傾向が見られまして、特に3年生については、全員が高等学校等への進学を果たすことができました。

○田中委員

今、16人が不登校ということであったのですが、支援人数19人ということですが、残り3人の方はどのような状況だったのか、お聞かせください。

○石丸学校教育課長

残りの3人については、主に学習にかかわって課題を持っている児童生徒でございます。個別の支援を行いました。

○田中委員

了解しました。続きまして、診療カウンセラー派遣事業がこの下にあるのですが、回数12回ということで行われておりますが、その対象内訳について、右表に書いてあるのですが、ここをもう少し詳しくお聞かせください。

○石丸学校教育課長

これは、基本的には、県がスクールカウンセラーを配置していない学校について、診療カウンセラーが、年12回という枠組みで単市の予算で派遣している、依頼のあった学校に派遣しているところでございます。

市内の3校に派遣しておりまして、175ページにもお示ししておりますように、個別

の支援を継続的に、12回という枠組みですから、個別の支援を継続的にするのは難しいので、主に不登校とか登校渋り、課題が起こった初期の段階でカウンセラーを派遣しまして、支援をどのような形で展開していくのかというふうなこと、あるいはその原因、こういったものをその最初の段階で大体聞き取りをして、こういうふうな方向がいいのではないかというふうなことで、12回という枠組みの中で、ずっと継続的に支援するのは難しいので、主にはそういった形での支援を行っております。

○田中委員

わかりました。これ、件数3件あって、12回ということなのです。1件について4回という縛りとかではなくて、年間12回のうちをうまく使って改善に向けて取り組んでいくという理解でよろしいですか。

○石丸学校教育課長

幾つかの学校については、1回ではなくて、複数やった学校もございますので、単純に3つに割ったということではございません。

○田中委員

了解しました。続きまして、次のウの不登校未然防止事業ということで、引き続き175ページにあるのですが、これも237回派遣し、ケース会議68回ということで、実施ということで書かれておるのですが、これも実施の詳細と、あと対象者は何人で、そこも改善されたのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○石丸学校教育課長

この事業で派遣するのは、社会福祉士の資格を持っておりますスクールソーシャルワーカー、SSWという言い方をしておりますが、これを派遣しております。

この職務というのは、個別の児童生徒の支援も行いますが、保護者を中心とした家族支援、こういったところに、非常に特色がございまして、個々のケースに応じて保護者の安心、あるいは課題解決に特に力を発揮しております。

対象の児童生徒数は、26年度につきましては55人おりました。その8割が解決もしくは改善の方向に向かっております。

○田中委員

わかりました。対象が55人で8割が改善ということなので、一定の成果があると思います。

不登校出現率という評価という仕方もあるかと思うのですが、これが光市は低いという評価をされていると思いますが、今、状況をお聞きして、かなりの件数があるように感じるのですが、この不登校というものの定義についてお聞かせいただければと思います。

○石丸学校教育課長

国が毎年行っている生徒指導にかかわる調査の中では、不登校の定義としては、年度内に30日以上欠席した児童生徒、そのうち何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、こういったものによりまして登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者を指しております。

ただし、病気や経済的な理由、こういったものは除いております。

○田中委員

今、不登校の定義を聞かせていただいて、30日以上ということで、今お聞かせいただきました不登校未然防止事業とか診療カウンセラー派遣事業、スクールライフ支援員事業で、そこに当たらないように、未然の防止策としてしっかり取り組んでいることが理解できましたので、ありがとうございました。

○笹井委員

四、五点質問したいと思いますが、最初に資料の位置づけの確認をしたいのですが、今回の資料で、別の次第で、教育委員会から事務事業評価ということで、資料は配られています。これは次の次第でやるのですが、一方で、決算審査参考資料、企画が取りまとめたものの中には、事務事業評価については、ホームページに公開していますという資料をいただいて、その中にも教育委員会、全く同じものが入っております。

これ、何で、同じ資料が2カ所にいただいているわけですけど、何でこうなっているのか、最初、その位置づけから説明してもらえますでしょうか。

○蔵下教育総務課長

事務事業評価が2種類ということの位置づけでございますが、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、平成21年度から教育行政の重点施策に基づいた教育に関する事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに公表をしております。

本年度からは、市の事務事業評価に評価方法を合わせ、一本化したところでございますが、法の趣旨にのっとり、市の事務事業評価のうち、教育委員会の事務事業について、抜き出しをして、提出をさせていただいたというものでございます。

これは、法律上、学識経験を有する者の知見の活用も図るとされておりますので、その辺を踏まえて、提出をさせていただいたということでございます。

○笹井委員

わかりました。このたび次第が分かれていますので、事務事業評価自体の中身については、後の次第のほうでお聞きしたいと思います。一方で決算審査参考資料の一部でもございますので、決算に絡めて引用する部分もありますが、それはお許しくださいませ。

質問に入りますが、まず、決算書の179ページ、上から4行目ぐらい、奨学金の貸付

審議会の委託報酬が上がっています。奨学金について、ここで審議されると思うのですが、奨学金の利用状況というのは、これは主要な施策の成果にもないようなのですが、これは、記載はないのでしょうか。またどのようになっているのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

奨学金の運用状況でございますけれども、主要施策の成果の299ページをお開きください。ここに基金の運用状況はお示しをさせていただいております。現状の状況でございますけれども、奨学基金総額が7,426万7,000円でございます。そのうち平成26年度末で貸付額が3,414万5,900円で、約46%が貸し付けに活用されているという状況でございます。

平成26年度に新たに9人に貸し付けており、平成26年度貸付人数は27名、平成26年度の貸付額は894万円であります。

○笹井委員

主要な施策の成果の299で基金の全体の状況はここに記載されているのはわかりました。個別に何人貸しておるのかというのは、今、説明があったのですが、これは今現在、貸出中の方が、累計で、今27名、それ以外の方は皆返済されておると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○蔵下教育総務課長

貸し付けの人数でございますけれども、現在、26年度に貸し付けておるのが27名ということで、実際には、現年だけでなく、貸し付けたものの償還等がおくれている方もいらっしゃいますので、そういった人数等含めると、合計で43名でございます。

○笹井委員

過去には代々何百人も何千人もさかのぼればそれだけ貸したことになると思うのですが、今現在貸して返済中の方、おくれている人を含めて、43人が今、まだ貸し付けの状況にあると、そういう理解でよろしいですね。

○蔵下教育総務課長

はい、そのとおりです。

○笹井委員

わかりました。ちなみに、43名のうち、貸し付けが予定どおり行われてない、おくれておるといの方はどれぐらいおられるのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

現在、償還をされておられる方、現年、過年も含めましてですけれども、34名です。

ですから、43名から34名を引いた方が、償還が遅れたり、あるいは滞っておるということでございます。

○笹井委員

わかりました。償還がおくれた方への働きかけみたいなものは、どのようなものを行うのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

償還がおくれた方へどのような対応をしているかということでございますが、まずは電話等での督促、それから臨戸訪問、あるいは督促状、催告書の送付、さらには連帯保証人がおられますので、連帯保証人に償還の依頼をする。そういったことで、償還していただくように努めておるところでございます。

○笹井委員

わかりました。今単純に計算すると、9人の方の償還がおくれておるということで、私が思っていたより、比率としては結構高い比率だなというふうに認識します。またこの件は自分でも調べて、また質問させていただきます。

次に、決算書の181ページになるのではないかと思われるのですが、中段に地域間交流事業がございます。先ほどの説明ですと、カナダへの中学生の派遣や三重県への中学生の派遣と言われたのですが、事務事業のほうには、横芝光町へも派遣したような記載が見られるのですが、これは一体どこの予算で誰が行っておられるのか、お聞きします。

○蔵下教育総務課長

これは決算書の181ページをお開きいただいて、その中段になりますが、地域間交流事業の中の地域間交流実施校補助金5万円が該当いたします。

これは友好交流都市、横芝光町への交流ということで5万円を支出しておるところでございます。具体的な内容を申し上げますと、平成26年度は光井小学校の教頭が、横芝光町の上塚小学校へ訪問しておりまして、光井小学校の児童の作品とかメッセージビデオ等の交換を行って、児童同士の交流を深めたところでございます。

○笹井委員

資料のページがよくわからなかったのですが。成果の181ページのどの辺に5万円ってありますか。

○蔵下教育総務課長

決算書の181ページの中ほどの地域間交流事業があると思います。その地域間交流実施校補助金5万円が、この事業に該当いたします。

○笹井委員

わかりました。決算書に載っていることは理解しました。ただ、横芝光町に教頭の方が行かれておるわけですが、主要な施策の成果に載ってない。私もいろいろ、市の広報とか教育委員会の冊子なんかも一応目を通すようにしていますが、余りそういうのが、成果が出てきたことが、見たことがないような気がするのですが、この成果というのは、何かそういうふうに公的なものでPRとか報告はされていますか。

○蔵下教育総務課長

主要施策の成果を見ていただいたらわかると思うのですが、175ページには、地域間交流事業として掲載をしておりますのは、海外派遣事業と防災教育交流事業を載せておりますので、議員仰せのように、主要施策の成果には掲載をいたしてはおりません。

主要な事業ということで、地域間交流事業の中には、海外派遣事業と防災教育交流事業、それからこちらの横芝光町の地域間交流事業がございますので、そのうち2項を載せたということがございます。

○笹井委員

大方答えてもらったのですが、もう1回質問します。横芝光町、教頭さんが行かれた、その成果というのは、教育委員会の教育委員会だよりとか教育委員会の広報とか、あるいは学校の発表会などで、そこできちんと何かしら報告を生かされた活動が、この光市においてやられておるかというのを聞きたいと思います。

○石丸学校教育課長

26年度、光井小学校の教頭が向こうの上堺小学校のほうに参りまして、その内容は報告を受けております。その中では、光市あるいは光井小学校の資料等を持参して、例えば学校要覧とか、光ふるさとカルタとか観光パンフレットあるいはカンロ飴、こういったものを持っていっております。

また、光井小学校の3年生が光市について調べたこと、それを向こうに紹介する形で資料を作成しまして、向こうに送っております。

それから、向こうの上堺小学校の6年生を送る会の参観をして、その中で光市、光井小学校の紹介のDVDをつくっております。そういったものを流して、向こうの児童に紹介しながら、交流を深めたというふうなことが、報告の中では上がっております。

○笹井委員

当然行くからには何かしらのアクションがあると思いますし、こちらの情報をあっちのほうに提供しとるといのは、そこはわかりました。横芝光町の交流ですから、もともとは、旧光町時代の姉妹都市の関係で、こういうのがされておるのだなというふうには理解しておりますが、ただ今のお話ですと、光市の情報はあっちに持っていったけど、あっち側から持って帰ってくるって、こっちの光市で何か報告なり、授業に使えるようなものがないと、情報提供だけでこっちで5万円使ってもいいのかなと、私はそこが疑問に思った。

今、横芝光町のことを光市において授業とか学校活動で何か報告したとか活用したとかいうのはないのでしょか。

○石丸学校教育課長

新市誕生の10周年記念事業のときに、ロビーでこの横芝光町の関係の学校との交流の様子の展示をした。本課が担当ではなかったのですが、しております。

○笹井委員

なかなか新市誕生は……去年の決算ですので、そのような活用をされておると理解いたしました。

これは今後も継続されるのであれば、やっぱり、1人の方が行かれて帰ってくるわけですから、きちんとした中身が学校現場で生かされないと、公費で行くだけの意義が必要だと思いますので、そこのところは今後とも御配慮をお願いいたします。

次に参ります。決算書の181ページ、スクールライフとか特別支援とか、いろいろあるので、私もどれがどれに当たっているか、全部整理ができてないのですが、先ほど説明があった光っ子サポーターと校内コーディネーターというのがあるのですか。これの違いと、資格の違いとか職員の違いについて教えてください。

○石丸学校教育課長

光っ子サポーターは、市が雇用する非常勤の嘱託職員で、一月当たり17日間勤務しております。1日の勤務時間は7時間45分、資格については、幼稚園、小中学校、特別支援学校の教諭もしくは養護教諭免許状のいずれかを有する者としております。

それから、校内コーディネーターにつきましては、各学校の県費負担教員の中で、特別支援教育に関する専門性、経験等の豊かな教員を校長が指名して、校内の特別支援教育のリーダーとして職務に当たらせているものです。

加配の教員ではございませんので、通常の授業を行いながら、コーディネーターの業務も行っております。

○笹井委員

わかりました。それで、主要な施策の成果の178ページに、各小学校、中学校別の光っ子サポーターと、あと学級支援補助教員、この人数は出ております。ただ、その支援が必要な児童数というのは、どこにも記載がないのですが、なぜでしょうか。

○石丸学校教育課長

失礼します。この光っ子サポート事業の支援の対象が、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常学級に在籍する知的障害や発達障害がある、あるいはその傾向がある児童生徒への支援、こういったものを対象としておりますので、個別の学校の対象児童生徒数につきましては、小規模校もございますから、教育的配慮から、特に資料としては提示しておりません。

ただ全体としては、平成26年度、市全体として支援対象の児童生徒数は約200人がおりました。

○笹井委員

わかりました。個別の学校で数字が出ると、いろいろ教育現場上は難しいこともあるのかなというのは理解しました。

その200人という、これは経年的に見て、ふえているのか減っているのか、その辺のデータはつかんでおられるでしょうか。

○石丸学校教育課長

26年度からサポーターを増員いたしまして、通常の学級の中について、教育的配慮が必要になってくる児童生徒数、かなりふえております。その関係で、増員いたしましたので、実は26年度は200人というのは、ふえた数字でございます。

ただ、ずっと経年見ますと、大体25年度に比べましても、かなりふえておりますので、27年度も現段階でかなりふえておりますから、これはずっと上昇傾向にあるものではないかと考えております。

○笹井委員

わかりました。これは、教員としての価値観がわかりませんので、わかれば教えてほしいのですが、このサポーターとか特別支援というのは、ふえない、数字はふえないほうがいいのか、それともやっぱりクラスの中にそういうことが必要な子供が何名かおられるわけです。それは、きちんと指定して、十分なサポーターなり担当の教員をつけてやったほうがいいのか。そうすれば数字はふえるわけですがけれども、その辺は学校現場としてはどうなのですか。

○石丸学校教育課長

そういった児童生徒の教室の中での非常になかなか適用が難しいというケースのもとの根本的な理由というのが、発達障害であるとか、知的障害であるとか、そういった障害に起因するものなのか、あるいは養育の問題、そういった問題なのかというのは、なかなか判断が難しいところがございます。

その中で、実際に学級の児童生徒数、複数おりますので、その中で1人の児童のなかなか適応が難しいと、学級全体が落ちつかなくなるという状況があります。

したがって、そういう児童がいた場合には、もちろんケースによりまして、担任だけで難しい場合には、サポーターをきちんとつけて、その子の支援をして、学級全体も落ちつかせる、本人も落ちつかせると、両面の指導が必要になってくるかと考えております。

○笹井委員

親としては、できれば普通学級で普通に育ててもらいたいという思いは、大方はそう

いう意向もあるようには聞いております。こういう特別支援とかサポーターをつける、つけないという判断、これはどこがするのですか、担任ですか、学校ですか、それとも教育委員会ですか。

○石丸学校教育課長

校長から学校教育課のほうに依頼がありまして、指導主事等派遣して、その子の学習状況、これを見ながら、サポーターが要するという状況であれば派遣しております。

○笹井委員

わかりました。要は、教育委員会もそこにはきちんと調査をしてやっておるということですかね。これ本当は、実際、学級の状況とか親の意向、あるいは本人の意向なんかも複雑に絡み合いますので、どうすべきという方向が、一つだけの方向じゃないと思うので、それぞれ勘案しながら、ベストな対応をとっていただきたいと思います。

次に参ります。決算書でいうと211ページに飛びますが、私学対策補助金があります。主要な施策の成果のほうに、233ページに主要な施策の成果で、私学振興対策費補助金で助成金額324万円と、あと机、椅子、研修、クラブに使ったという記載まではわかるんですが、これ、何に何個、机や椅子は何個なのかとか、あるいはクラブ活動はどこなのか、教育研修費は何の研修なのか、そういうことは全部、教育委員会は把握されて決算として出されているのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

これは、私学振興対策として、聖光高等学校に光市学校法人の助成に関する条例の規定に基づいて、設備費や奨学費等324万円を補助、助成をしているということでございます。内容はここに書いてあるとおりで、社会福祉教材、パソコン、生徒用の机、椅子、あるいは奨学費として授業料の全額または一部給付、教職員の研修等として、出張費用等の経費に補助しているということで、事業実施報告書が提出をされますので、そこで確認をするということでございます。

○笹井委員

報告書が提出されているのであれば、一応、私の質問で何が何個かというところまで聞いたので、教えてほしいのですが。

○蔵下教育総務課長

この事業実施報告書は、今年度、今から補助申請が出てくれば、それが適当かどうか、勘案をして、補助をいたすということになりますが、そのときにあわせて実績報告書で確認をしていくということでございます。

○笹井委員

これは決算書なので、当然補助金も助成金、交付されていますし、その交付する前段

として、実績報告書は既に26年度の実績報告書は提出されているものだと思うのですが、違うのですか。

○蔵下教育総務課長

細かい資料を今持ち合わせておりませんので、収支決算書等を見れば、わかる内容もあると思いますが、今の324万円でございますが、それもそれぞれどこに充てていくというのがございますので、設備費といたしましては、社会福祉教材とかパソコン、生徒用机、椅子については、250万円の予算のうち助成として90万円を充てていく、奨学費として授業料の全額または一部給付、これも予算とすれば、1,800万円ぐらいの予算を組んでおられるようですけども、そのうち180万円を充当していく、それから教職員研修等として出張費用等、これもさまざまな出張等予定しており、400万円の予算のうち54万円を充当するというので、そういった経費へ助成をするということで補助しているということでございます。

○笹井委員

目的が私学振興で、実際に市内にある私立高校の助成ということで、補助金を出しています。ここに書いてある内容で、クラブ活動が、何クラブがどうなのかというのは、これは学校が判断することで、別に行政とか議会がどうこう言うことでもないと思いますが、ただ公金の補助金や助成金については、何に使ったのかというのが、補助団体に渡して終わりじゃ、今、これじゃ説明責任果たしたことになりませんので、具体的にそこで何に使われたかということは、きちんと決算なりの段階で把握はしていただきたいと思います。

終わります。

○森重委員

二、三お尋ねをいたします。

まず、決算ということで、総合的に大きな枠をお聞きします。意見書37ページに、先ほど課長のほうから説明もございましたけども、今年度、平成26年度の支出額、前年と比較すると6億6,580万円の増ということで、要因もここには書かれておりますけれども、工事請負費、備品購入等の増が上回った。大きな金額ですから、ここはもう少し詳しく押さえておきたいと思いますので、まずお願いいたします。

○蔵下教育総務課長

先ほど御説明いたしましたとおり、25年度の決算額と比較をいたしまして、6億6,580万7,000円、31.9%の増となった一番大きな要因は、学校給食センターの建設でございます。

○森重委員

特に備品の関係で、小学校が随分差があったような気がしたのですが、そのあたりも

お聞きできてよろしいですか。

○委員長

小学校ですか。小中、まだ後ほどもありますので。

○森重委員

備品ですから、全体的な数字を。

○委員長

その辺を詳しく。今、事務局費です。

○森重委員

と思ったのですが、総合的な金額だから、ここで今お聞きしたのですが、小中で分ければ2番になるのですが、ちょっと聞き方が難しいのです。難しいのでどうかと思った。そこはいいです。わかりました。

備品もかなり大きいかなと。25年度を見ましたら、ちょっと大きいかなというふうに感じたものですから、お聞きしたのですが、それは結構です。わかりました。

それと、先ほどから出ておりますけど、主要施策177ページ、そして決算書ではページ177の嘱託給です。4,700万円のところで、主要施策も177で、これは光っ子サポーターなのですが、光っ子教育サポート事業、先ほどいろいろお聞きをしましたが、光市の教育費の構成比割合は、全体的に歳出全体で考えると、平成26年度で12.4%ということで、非常に教育に力を入れている光市の財政ということが伺えます。

平成26年度の予算編成でも、これは基本目標の2にあります。「人を育み人が活躍するまち」で、かなりこの教育委員会所管が取り組む事業がずっと並んでおります。スクールライフ支援事業、不登校未然防止事業、光っ子教育サポート事業、特別支援教育推進事業、防災教育交流事業等、非常にきめ細やかな対応というか、取り組みがなされているということが伺えるわけですが、その中でも先ほど光っ子サポート事業、お聞きしましたので、補足的なものをお聞きしますが、平成26年度より、学級支援補助員をなくし、光っ子サポーターを2名増員ということで、これは県事業か何か切れたということなのですか、そうではないのですか。あえて変えたということか。

それと、光っ子サポーターのお仕事と、学級支援補助員のお仕事というのは、どう違ったのか、同じことかもしれませんけど、そのあたりをちょっと詳しくお聞きできればと思います。

そして、これは市の単独事業として取り組んでおられますけども、費用対効果の視点から、光市の教育が人づくりを担う重要な基盤であるという、人を育む視点から、十分な行政効果が得られているかどうかという、その辺のあたりをちょっと決算の中でお聞きをしたいというふうに思います。

○石丸学校教育課長

25年度まで、学級支援補助教員というのを、県の補助をいただきまして、2分の1補助で実施しておりました。この補助教員につきましては、勤務の体制が1日4時間、週3日ということで、実際に光っ子サポーターは終日勤務でありますから、随分と勤務体制が違っております。

25年度から26年度に移行するに当たりまして、そのあたりのことを勘案しまして、学校ともいろいろヒアリングなんかやる中で、やっぱり県の事業では、終日勤務が難しいということで、やはり光っ子サポーターのような形で、とにかく1日学校にいて支援できる職員のほうが、ニーズがございました。

もう一つは、県のほうの補助事業が、表のほうでも、24年度が4で、25年度が3ということで、非常に縮小の方向になって、最終的にはなくなるだろうということを県のほうが言っておりましたので、将来性も余り期待できないということで、それで、実際に光っ子サポーターのほうを2名増員する形で、26年度は実施したところでございます。

結果として、26年度の問題行動等の調査結果が、全国のもので出ておりまして、小学校の暴力行為とか、そういったものが増加傾向にございます。特に理由というのが、特定はできないのですが、やはり小学校で非常に特別な個別の支援が必要な児童というのが、増加しておりまして、光市内もそういう傾向がございまして、26年度、2人を増員して、しかも終日つけるということで、非常に大きな成果が上がっているところでございます。

○森重委員

先ほどもありましたように、増加傾向にあるということです。人件費で、非常にここは市単独で大きなお金を使っているところですから、それ相応の効果があるということで、了解いたしました。

もう一つ、最後に、コミュニティスクールについてお聞きいたします。主要施策181ページ、決算書は181ページのコミュニティスクール、26年度で全校が指定校になったわけですが、ここにありますが、決算書にありますコミュニティスクール推進事業交付金、7万円を各16校が活用していただいているわけですが、これは大体どのような形で活用されているかということ、まずお聞きできればと思います。活用されたのかということです。

○弘実学校教育課主幹

コミュニティスクール推進事業の各校7万円の交付金についてですが、学校の取り組み状況が、さまざまありますので、学校によって使い方もまちまちにはなっております。

始まってこれから進めていこうという学校につきましては、先進地への視察等も行っております。

それから、さまざまな事業を進めるに当たりまして、地域への広報活動とかも行ってありますので、そういった広報誌を作ったり、個別のプロジェクトに必要な消耗品関係のようなものに支出させていただいております。

○森重委員

わかりました。もう一つ、その下にありますけども、コミュニティ調査研究協議会交付金、これは当初予算ではなかったような気がするのですが、主要施策のほうには、どのような内容で活用されたということも書いてありますけども、これも詳しく済みません。重ねまして、ことしは全校指定校になりましたので、ちょっと認識をしておきたいと思いますので、20万円、交付金20万円です。

○弘実学校教育課主幹

この事業につきましては、光市の単独の事業ではありませんで、山口県としまして、文部科学省の「学校の総合マネジメント力の強化に関する調査研究事業」として、これを受けております。その中で、県が担当する研究の部分と学校が担当する部分と市町が担当する部分がございます、光市としましては、光市のコミュニティスクールをどのように進めていくか。

例えば光市で行っておりますような研究調査協議会、これに講師に来ていただいて、いろいろ指導いただきますが、そういった講師の旅費に支出させていただいております。

それから、浅江小中学校がこの事業の指定を受けましたが、浅江小中学校におきましては、よりコミュニティスクールの運営の質を高めるために先進地への視察、横浜市ですけれども、これに2名参加しております。

そして、その研究成果をまとめて、報告する冊子をつくっております。これが光市での取り組みを進めているコミュニティスクールの推進方法の紹介という形で、報告書をつくって、県のほうに提出しておるところです。

予算につきましては、9月の補正予算で認めていただいたところになっております。

○森重委員

わかりました。もう一つ、最後の質問ですけど、全国コミュニティスクール連絡協議会の負担金2,000円というのがありますけど、これはいつか御説明されたのでしょうか、これはどのような組織体で、どういうものなのかを、全国コミュニティスクール連絡協議会。

○弘実学校教育課主幹

全国のコミュニティスクールの推進協議会といいますのは、全国で先進的にこのコミュニティスクールを進めている各自治体、特に教育委員会の教育長さんを中心とした組織で、全国大会を年に1回ほど開催しておりますけれども、その前日に、それぞれの年度の推進、取り組みの方向等を協議して、コミュニティスクールの全国的な普及を図っている組織でございます。

それに本市教育委員会も会員となっておりますので、その負担金が2,000円になっております。

○森重委員

これは、全国で何市ぐらいが、何自治体ぐらいが入っているのでしょうか。それだけお聞きします。

○弘実学校教育課主幹

申しわけございません。ちょっと手元に詳しい資料がございませんので、また調べてお答えいたします。

○森重委員

またお聞きいたしましょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

重なる話になるのですが、より詳しく教えてほしいことがありまして、幾つか、一つは、スクールライフ支援員事業だとか診療カウンセラー派遣事業、不登校未然防止事業、主要施策の成果の173ページから4ページ、75ページにかけてなのですが、いろいろお答えをいただいておりますから、できるだけ重ならん程度にいきたいと思いますが、まず、スクールライフ支援員事業、なかなか苦勞が絶えないと思うのですが、不登校の児童の推移というのは、まだお聞きを、先行議員はお聞きしてなかったかと思いますが、最近の推移でわかる範囲で教えていただけますか。

○石丸学校教育課長

最近の推移を申し上げますと、ここ二、三年は、小学校は大体5人前後で推移しております。それから、中学校はここ二、三年、25人ぐらいから30は行ってないのですが、30前後、30の前ぐらいの数字で推移しております。

○四浦委員

小学校の児童が5人前後で、中学校が25から29人程度だというふうにお答えをいただいたようですが、これはもう少しさかのぼってみると、ふえているのでしょうか。それとも横ばい、減っているのでしょうか。どんなあんばいですか。

○石丸学校教育課長

小学校が平成20年、21年度、このころが大体2人です。ですから、若干増加傾向ということでございます。

中学校につきましては、20年も26人おりましたので、ほぼ横ばいというふうな状況かと思っております。

○四浦委員

改善も先行議員でお聞きをしたようではありますが、数字的にはお聞きしてないと思いますけども、数字の上で表現するのは、改善は難しい面もあると思いますが、それはいかがですか。

○石丸学校教育課長

過去のデータはなくて、26年度で申し上げますと、大体7割から8割ぐらいの改善というふうなことでございます。

○四浦委員

これはごめんなさい。先行議員にはそういうふうにお答えになったか、8割という数字が出ておりました。

悩みだとかあるいは御努力だとかということは、議員としては共有をしたいなという思いから聞くのですが、少し苦労話を教えて、こういう状態のところを、一の例でよろしゅうございますが、こういう状態のものがこういうふうに変更した。最近といいますか、前年の例でいかがでしょうか。

○石丸学校教育課長

不登校の要因といいますのが、心理的な要因もありますし、家族関係の問題、友人関係の問題さまざまございます。一番難しいのが、全国的にも傾向として、不登校というのが、非常に数がふえていく中で、学校にきちんと行かせなければいけないという、親が子供を押し出す力、こういったものが若干下がっているところがございまして、家族の協力、保護者の協力をいかに得るかということが、非常に難しいところでございます。

教員がなかなか、保護者の対応ということ、担任のレベルで保護者との人間関係をつくってというふうなところが、非常に難しいところもございまして、そのあたりがまず大きな苦労でございまして。

ただ、保護者との関係がしっかりできて、家庭でもこういう支援をお願いしますとか、そういったふうなところまで話ができて、学校と家庭がチームになって対応できると、非常にいい結果が出てきているというところはあると思います。

○四浦委員

この問題は、非常に難しさがある分野だろうというふうに思いますが、今言葉尻を捉えたら悪いですが、今の話はちょっとひっかかると思いますか、保護者が押し出すと、こういうふうにした。子供、児童も学校に行きたくないような原因があって行かない場合、行きたくないという、かなり強い意思を持つ。そのときに、学校サイドも保護者も含めて、無理やり押し出すと、引っ張っていくとか、強要するとかいうふうなときに、児童はますます殻に閉じこもるというふうな傾向があるのではないかなと思います。そこらはいかがですか。

○石丸学校教育課長

議員お示しのように、子供、児童生徒と、もともとの不登校の原因になった部分の話をしながら、探りながら、そしてある程度子供との人間関係ができて、どこかのタイミングでは、長期化させないためには、どこかのタイミングで、子供に学校に行ってみたらどうかという登校刺激という言い方もしておりますが、それをやるタイミングがございまして、もちろんそのタイミングを見つけるというのは、非常に難しい、デリケートなところがございまして。

ただ、その部分で、保護者も教員も含めて、そのタイミングを見つけて、そこで、一番適切なタイミングで登校刺激をするというのは、非常に難しゅうございまして、その部分がなかなか見つけにくくて、なかなかそのタイミングがつかめなくて、タイミングを逸してしまうというか、あるいはそのタイミングでなかなか、子供に厳しいことを言うことになりますから、そこを外してしまうと、実はまたさらに長期化するということもありまして、その意味で、私は申し上げたところでございまして。

○四浦委員

学校はもちろんなのですが、特に保護者が、自分の一番頼りにしている例えばお母さん、どうしても行きたくないのに強要するというときに、周りがみんな敵に見えるといいますか、子供の感覚から見れば、かえって不登校を長期化する原因になるというのが、一般的に識者で言われていることではないかなと思います。

ちょっと議論が要るところだろうと思って扱ってみました。

もう一つは、主要施策の173ページから174ページにかけて出ているコミュニティスクールの推進事業ですが、これは申しわけありませんが、せっかく気合いを入れてやっているところに水を差すような話になりますけれども、私は、学校サイドは、教育委員会もそうでしょうが、なかなかテーマが膨らんできて、多忙化がますます加速しているところではないか。次の小中学校についてのところで、これは議論をしたいと思いますが、コミュニティスクールに限って言いますと、これにかかわって、例えば校長だとか教頭だとかいうところの仕事量がふえているのではないかなと思います。コミュニティスクールにかかわって、そこはどう見ていらっしゃるでしょうか。

○弘実学校教育課主幹

議員お示しのとおり、コミュニティスクールは、昨年度全ての小中学校で始まったわけですがけれども、新しい事業になりますので、新たな対応の必要というのは、ふえているというふうに認識しております。

○四浦委員

公民館サイドとかボランティア活動だとかいうところが、コミュニティスクールというテーマで、いろんなことをやっていただくのは、本当にありがたいことだろうと思いますけれども、そのことを通じて、学校の教師、わけても校長や教頭の出番がますますふえるということがあっちゃいけないというふうに思いますが、そのセーブといいますか、抑制する策といいますか、それは講じていらっしゃるでしょうか。

○弘実学校教育課主幹

コミュニティスクールの対応につきましては、一部の特定の管理職とか教員の対応にならないようできるだけ全校体制で取り組むということ、行事につきましては、全体の取り組みを見渡して、特定の者に偏らないようにプロジェクトを分担して取り組むとか、そのような対応を各学校でしております。

○四浦委員

直感の話をして申しわけないのですが、例えば公民館の行事だとかあるいは会議だとか、そういうものに学校の管理職、校長や教頭が出ているケースが非常に多いように見受けられます。

これは、以前から傾向としてはあったところなのですが、コミュニティスクールになると、ますますそれが助長されているなというふうに思いますが、しかし、せっかく地域の方が奉仕でやっていただけたところに、顔を出さないで申しわけないという思いが、当然あるわけです。

そこのところをうまく教育委員会として整理をして、例えば公民館の運営委員会みたいなものに、みたいなど言ったら失礼なのですが、校長やら教頭が出にゃいけないというものじゃない、ペーパーで大体間に合うと思いますが、そういう整理はしながら、やっぱり学校サイドでは、児童生徒に目を向ける。そこと触れ合うことを主眼に置いていくというふうに、切りかえる必要があるというふうに思いますが、いかがですか。

○弘実学校教育課主幹

子供と向き合う時間を確保することは大変重要なことだというふうに考えております。議員お示しのとおり、このような公民館の活動についても、メリ張りをつけて対応していけるように進めてまいりたいと考えております。

○四浦委員

いきなりの提起ですから、少し練っていただいて、また議論をしたいと思います。終わります。

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○林委員

決算書183ページ、参考資料9ページです。校舎の耐震化工事で、繰越明許費がここに出ておりますけれど、工事請負費が予算では8,850万円繰り越されている中で、381万円の不用額が出ておりますが、この点をいかがか、お伺いしたいと思います。

○蔵下教育総務課長

学校耐震化改修工事繰越明許におきましては、国の緊急雇用対策に呼応いたしまして、室積小学校、浅江小学校、岩田小学校の校舎耐震改修工事及び島田小のトイレ棟の耐震改修工事に係る経費で、議員仰せのとおり8,850万円を平成25年度3月補正予算に計上して全額を繰り越しておりました。

工事の決算額は8,469万円でありますので、議員仰せのとおり、平成26年度決算審査参考資料9ページに記載のとおり、381万円の不用額となっており、これは4校トータルでの入札減によるものでございます。

○林委員

ありがとうございました。ただいまこれは入札減によるということでございましたけれど、今後児童生徒の安心安全に寄与されますようお願いしたいと思っております。

次に、決算書185ページ、参考資料が10ページでございますけれど、小中学校の就学援助費の不用額が486万円出ていることは、これはよいことだと思っておりますが、主要施策の181ページの効果には制度を知らないで機会を逸することのないよう、制度の周知を図ったとのことでございますが、この効果はいかがであったか、お伺いしたいと思います。

○蔵下教育総務課長

就学援助費で、制度の周知でございますけれども、毎年2月と4月の市広報で2回周知をしております。

それから、市のホームページにも常時掲載をしておるところでありますし、各小中学校においても、学校事務員を通じて周知徹底をお願いしているところでございます。

成果とすれば、学用品等の必要な援助を行いながら、適切な就学の機会を確保できたのではないかと考えております。

○林委員

そういうふうに市広報でも周知を図っていらっしゃるようです。小中学校の事務局にも置いていらっしゃるということで、大変そういう援助を受けている方々、今後受けたいという方々にはしっかりと広報が行っていると思うのですが、この就学援助費の小中学校で、ここで聞きするかどうかということなのですが、何件ぐらいで、年間約どのぐらいの援助をなさっているかということをお聞きしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○蔵下教育総務課長

件数等でございますけれども、主要施策の成果の182ページ、上段の表、それから中学校につきましては、185ページの上段の表にございますとおり、小学校におきましては、26年度においては、一番多いのは学用品費でございますけれども、対象人数が780人、その他の項目と全て合わせまして、合計で5,121万7,000円が対象経費となります。中学校におきましては、同じく185ページにありますとおり、一番多いのが平成26年度

で学用品費として437人、各項目を合計した結果、これは特別支援教育就学奨励費を除いての金額でございますけれども、4,248万7,000円が対象経費でございます。

○林委員

ありがとうございました。約大台に乗った金額であると思っておりますけれども、これは大変でしょうけど、今後周知をいただくようお願いをしておきます。

終わります。

○田中委員

決算書の185ページ、小学校の教育振興事業費のところなのですが、これは決算参考資料の10ページに、不用額のところで、ことばの教室備品購入費ということで12万7,000円上がっておって、予算のときにも12万7,000円上がっていて、全額不用額になっているのですが、この説明をお願いいたします。

○蔵下教育総務課長

これは、ことばの教室の備品として、12万7,000円を学校に配当しており、学校で検討されたのですが、経費等の関係から、備品購入費が結果的に未執行になったものでございます。

○田中委員

なかなか予算がつくのが難しい中で、この金額を算出してつけたことだと思うのですが、これはちなみに何を購入する予定で予算をつけていらっしゃるのか、お聞かせください。

○蔵下教育総務課長

知能検査教材、WISCというのがあるのですが、この購入を予定しておりましたが、金額と、あとは実際の使用の仕方といいますか、使用する方法の中で、どうしても折り合いがつかず、教材として購入するかどうかの判断の中で、最終的に見送ったというのが経緯でございます。

○田中委員

わかりました。このもの自体がどういったものか、調べてみないとわからないですけど、精査した中で必要ないというか、不要なものだということで判断したということで理解しました。

もう一つ次に、決算書の187ページの中学校管理事務費のところ、AEDの借り上げ料ということで、4万4,000円上がっておるのですが、これは予算のときには23万円ついていたのですが、この減額になった説明をお願いいたします。

○蔵下教育総務課長

これまでAEDにつきましては、寄附あるいは購入によって設置をしておりましたが、メーカー推奨の耐用年数も経過することから、現在は平成26年12月から5年間の長期継続契約を行いまして、4カ月分の経費を支出したところでございます。予算要求時には市場価格等も調査をして、必要額を予算計上いたしましたけれども、結果的に、入札減になったものでございます。

○田中委員

わかりました。市全体を見ても、AEDに関してはリースにしていくというところは理解しているところなのですが、ちなみに金額、少し安いような気がするのですが、入札減ということもありまして、台数は何台なのか、お聞かせください。

○蔵下教育総務課長

各小中学校1台ずつでございますので、合計16台でございます。中学校費だけでいきますと、各中学校1校ずつに1台でございますので、5台でございます。

○田中委員

わかりました。これ、今説明の中に、長期5年契約という部分と5台というところがあるのかなとも思ったのですが、入札減になったということで、ほかの部署とかにもなってくるのかもしれませんが、AEDはまとめて入札をかければ、入札が減になると考えてもよろしいのですか。ここで聞いたらいけん。

○蔵下教育総務課長

教育委員会では、このたびのAEDの入札につきましては、入札執行状況、決算の参考資料にありますとおり、小中学校16台分を単価入札しております。ですから、ほかと合わせてどうかということになりますと、台数がふえれば、その分また割安になる可能性はあると思います。

○田中委員

わかりました。市内、AEDに関しては、たくさん予算もついているところなので、この辺はほかの所管のものも見ながら、自分自身も勉強していきたいと思えます。ありがとうございます。

○笹井委員

それでは、2項目ほどお聞きします。決算書183ページですが、決算書183ページ、下から6行目ぐらい目ぐらいに児童通学費補助金があります。これについて、どういう、どこの学校のどういう方が対象になるのか、人数はどうなっているのかというのが、主要な施策の成果の記載がないのでお聞きします。

○蔵下教育総務課長

この補助金でございますけれども、これは学校の統合、休校等により通学校が変更され、通学に交通機関の利用を必要とする児童または生徒に、光市児童生徒通学費補助金交付要綱に基づき交通費を市が補助することで、通学困難を解消するというものでございまして、現対象者は、周防小学校に通学する1年生から3年生の児童の一部でございまして、人数は17名が対象となっております。

主要施策の成果には議員仰せのとおり、特に成果としては記載しておりません。

○笹井委員

わかりました。主要の施策の成果は、主要な施策ということですから、全部の事業を載せたら、これが何倍にもなるので、選んで掲載されているとは理解しておるのですが、先ほどの奨学金の対象者や児童通学費の補助金の対象者などは、記載されてないと。

一方で、病気とけがの種類は詳しくなったりして、この辺がどういう基準なのかというのを、これは議会の側としても議論が必要なのかなと考えております。

次の項目に参ります。決算書の185ページ、中段、教育振興費の中に、教育用コンピューター機器保守委託料と、あとその下に教育用コンピューター機器借り上げ料というのがあります。ちょっとこれ、教育用コンピューターというのが、よくわからないのですが、教育用コンピューターというのは何なのか。そしてその稼働率とか効果と、こういったものというのとは、説明することができますでしょうか。

○蔵下教育総務課長

教育用コンピューターは、小中学校の185ページでいけば、小学校だけになりますけれども、児童生徒に対して、授業等でパソコンを使用した授業を展開するために要した機器でございまして、そのコンピューター用機器を借り上げたもの、あるいは教師用にもそれを借り上げたものがこの機器借り上げ料でございまして、その機器借り上げたものを、保守するものが、その保守委託料ということでございます。

稼働率でございますけれども、現在、教育用コンピューターは、小学校に児童用186台、小学校のコンピューターの活用率でございますけれども、これはかなり学校によってばらつきがございますけれども、平均62%の活用率となっております。

○笹井委員

中学校費にも同じ項目がありますので、中学校の台数と稼働率も教えてください。そしてこの今小学校で186台と言われましたけど、それは先生が教員室で使うコンピューターもこれに入っているのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

中学校の関係ですけれども、生徒用に中学校では186台借り上げております。教師用につきましては、現在の数字とは別になりますけれども、小学校では180台、中学校では103台になります。中学校でのコンピューターの稼働率でございますけれども、これもばらつきはあるわけですが、平均して55%程度でございます。

○笹井委員

台数の割り当ての考え方ですけど、教師用というのは、基本的に今の御時世、1人1台要るだろうと思うんですけど、それでよろしいのか。それと小学校、中学校の今の台数というのは、何人に1人1台というような、そういうふうな基準というので割り振っているのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

台数割り当ての考え方でございますが、教師用については、1人1台ということでございます。

児童生徒用のコンピューターでございますけれども、これは小学校については、大体児童2人から3人に1台、中学校の生徒用のパソコンについては、1人に1台というのが整備している考え方でございます。

○笹井委員

わかりました。今、二、三人に1台とか1人に1台というのは、授業するときその学級の生徒に対して、コンピューター授業に対して何台ということなんでしょうかというふうに理解しております。

コンピューター授業というのは、今どれぐらいの時間帯、子供たちに教えておるものなんでしょうか。

○石丸学校教育課長

今、活用率というのは、年間どれぐらいの日数を使ったのかということを出しております。実際にその日、どれぐらいの時数やったかというのは、なかなか割り出にくいんですけど、実際の活用方法というのを学校から聞き取りをしております、一つはインターネットが非常に幅広くいろんな情報が手に入れますので、一つは調べ学習ということで、とにかく情報を入手するというので、使っております。

それからもう一つは、そういった調べたものを使って、いろんな発表するための資料をつくると、プレゼンに関する資料をつくったりするというふうなこと、こういったもので調べて、それを発表するというふうなところで使っております。

それから、算数とか数学なんかは、図形でありますとか、計算、こういったもののドリル、こういったものもソフトがありますので、そういったものも活用しております。

それから、写真も簡単に手に入りますので、作品を鑑賞したりするという部分では、教員がいい資料を持ってきて、それを見せると。

それから、図画工作とか美術に関して言いますと、ポスターを作ったり、デザインを作成する、こういった図画工作、美術、こういった関係でも活用しております。

あるいはいろんなアルバム、卒業アルバムとか、そういった卒業に向けてのいろんなアルバムのような資料、こういったものもつくるというふうなことで、非常に多様な使い方をしておりまして、教科はもとより、例えば放課後であるとか、文化祭の前とか、

そういった行事の前でも結構活用しておりますので、その意味では、非常に多様な使い方をされているのが、学校の現状だと把握しております。

○笹井委員

そのコンピューターの指導の教え方と、あと習熟度の段階の設定なのですが、数学なんかですと、小学校1年で足し算、3年ぐらいで掛け算、4年で割り算とか、一応そういう段階があって、何とか全員そこまで持っていくような手引きもあるし、個別の指導もあると思うのですが、コンピューターに関しては、何年でどこまでできると。それに対してできない子がいたら、どうするというような、そういう手引きとか、あるいは指導能力のある先生の配置というのは、現場はどういうふうになっているのでしょうか。

○石丸学校教育課長

中学校では、主に、技術課程の授業の中で、情報という内容がありまして、そこでコンピューターのスキルを特に重点的に指導しております。

小学校については、担任がいろんな場面で、そのスキルの活用を指導しているという状況でございます。

○笹井委員

もうちょっと具体的に言っていたかないとわからないのですが、例えばワープロソフトが使えるとか、表計算ソフトが使えるとか、あるいはホームページを見ることができる、あるいはつくることができるというのは、何年からとか、そういうふうな学年ごとの目標というのは、あるのでしょうか。

○石丸学校教育課長

学習指導要領には、細かくそのあたりのことが記載してありますが、きょうは手持ちでその資料がございませんので、お答えすることが難しゅうございます。

○笹井委員

わかりました。新しい分野ですので、英語とコンピューターは、なかなか過去の積み重ねとは違った部分での御苦労があると思います。その辺が私も現状がよく把握できていません。コンピューターの世界は、逆に民間とか社会活動の動きが激しいので、そこら辺が学校現場でスムーズに取り入れられているのかどうか、今後注視していきたいと思えます。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

1点だけお尋ねをいたします。

主要施策の184ページ、中学校の図書購入費ですけれども、決算書では189の図書購入費になると思いますけれども、平成26年度、87.4%、小中合わせると100%を超えておりますけれども、小学校は既に100%を超えておりますので、順調に整備が充実されていっているというふうに、毎年見ております。

図書環境の整備は、すぐに成果や効果は見えませんが、この平成26年度、87.4%、今後これはどのようにパーセンテージ的にはお考えになっていくのかをお尋ねしてみたいと思います。

○蔵下教育総務課長

主要施策の成果184ページに記載のとおり、中学校全体で87.4%になっておりまして、中学校では未達成となっております。

中学校の場合は、5校のうち、図書標準100%未達成校は4校で達成校は1校という状況です。

今後でございますけれども、184ページを見ていただけたらわかるように、24年度、25年度、26年度と、順調に標準達成に向けて、パーセントは上昇してきております。

平成24年から28年度にかけて、国も力を入れて、100%にということもありますので、本市におきましても、平成28年度を目標に100%に達成できるように努力していきたいと思っております。

○森重委員

中学生ということで、やはり活字や本との出会いが、いろんなところで大きな影響を与える時期ですので、ぜひとも小中とも100%というところで、しっかり努力をしていただきたいということをお願いしたいと思っております。

説 明：森田文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

決算書の191ページの社会教育総務事務費、社会教育委員報酬と、関連もあると思うので、195ページの青少年健全育成事業の青少年問題協議会委員報酬についてお尋ねしますが、これは予算のときには、人数もそれぞれ12人分、16人分というところについていたのですが、実際決算になると、先ほど説明があったとおり、人数も減って、決算額も縮小しているわけなのですが、そのあたりについて説明をお願いいたします。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

御質問の社会教育委員報酬と青少年問題協議会委員報酬ですけれども、1名当たり単価は5,100円を予算要求して、人数分と会議開催予定回数分を計上しているところでございます。

この会議開催に当たりましては、それぞれ委員長、会長がおりまして、そちらと日程調整をしながら行っているところですが、どうしても全員出席がかなわなかったもので、結果として、決算のような状況だったということで御理解いただけたらと思います。

○田中委員

わかりました。何と言いましょか、非常に全員そろうというのは、難しいところではあるとは思いますが、こういう協議会とか委員会という部分で、市民の皆様からとか、専門家の方から意見をいただくというところに、この協議会とかの意味があることだと思うので、メンバー選定のときからということにもなるのかもしれませんが、ぜひこの委員会、協議会とかにつきましては、選定のときから、ぜひ参加いただけるような方を指名して、協議会委員を選んでいただければと思いますので、今後の改善をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、199ページの伊藤公資料館の管理運営事業の、決算書の192ページ、まだですかね。（「次」と呼ぶ者あり）決算書の192ページ、教育相談事業について、お聞きしたいのですが、これの相談は児童生徒からだと思ひますが、そのあたりは、これは違ひますか。（「成果じゃろ」と呼ぶ者あり）済みません。成果のほうです。成果のほうの192ページ、教育相談事業というものがあるのですが、これの相談は確認になるのかもしれませんが、誰から来るのか、お聞きします。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

主要施策の成果の192ページの中ほどのエの教育相談事業の内訳ですけども、記載のとおり、（ア）による電話による教育相談と、その表の下にある面接による教育相談、この二つに分かれております。

相談者は、さまざまであります。電話での場合は、子供からの相談が多く、面接による場合は、保護者がほとんどという状況となっております。

○田中委員

わかりました。電話相談、ファクスでも対応しているということなのですが、他市によっては、メールで対応している市もあるのですが、そのあたり、光市では行っているのかどうかを確認させていただきたいと思ひます。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

メールでの対応についてはどの御質問でございますが、過去においても部内で検討したことがございます。ただ、メールも大きく分けますと、パソコンへのメールと携帯へのメールがあります。今ごろの中高校生ぐらいですと、個人で携帯電話等所持している者も多いわけですけども、パソコンへのメールですと、他の家族が見てしまうという可能性もあると思ひます。相談者の保護の観点から、メールに対しては、慎重な対応が必要ではないかと考えております。

また、文書でのやりとりになりますと、話が込み入ってきた場合、誤解を招きかねない、こういったところも懸念はしているところでございます。

○田中委員

わかりました。メールでやりとりすると家族の方にばれるというお話もありましたが、ファクスでも同じことではないかと思えますし、反対に、電話でやりとりするよりも、文書のほうがどういう状況かと残っていいかなというところも、良し悪しあるとは思いますが、そういうことも考えられますので、入り口として、ここでつながって、面接による改善につながっていったらいいかと思えますので、御検討いただければと思います。

あと、面接での教育相談で、相談者が22名で、不登校、登校渋り、人間関係が32%と書かれておるのですが、これを見ると、またこれ、不登校が多いような気がするのですが、そのあたりの状況というのはいかがでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

面接による教育相談で、不登校などが多いという御指摘ではありますが、結果としてそうなったということでございます。困った方が相談に見えられて、その内訳を分類すると、32%が結果として不登校や登校渋りによるものだったということでございます。

考え方といたしまして、こうした相談を早期に利用していただくこと、特に先ほど言いましたように、保護者の利用が多ございますので、深刻な事案になる前に、防止につながっているのではないかと推測はしております。

○田中委員

わかりました。それで、成果をお聞きしたいのですが、今相談がある中で、改善というか、成果としては、どのような成果が出ているのか、お聞かせいただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

この相談業務におきましては、その上に書いてありますように、スクールソーシャルワーカーを毎月1回来ていただいて、親の面接に携わっていただいているところでございます。かなりプライベートな領域に踏み込むものでございますので、1件1件の詳細は私も把握してはおりませんが、ソーシャルワーカーが関係機関や他の職員等に相談しながら、全てではないですけれども、問題解決には至っていると思っております。

○田中委員

わかりました。今お聞きして、ちょっと聞いてみるのですが、このスクールソーシャルワーカーの2名というのは、先ほど小学校、中学校の中でお話いただいたスクールソーシャルワーカーさんと同じ人でよかったですか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

スクールソーシャルワーカーの資格をお持ちの方2名で、学校のほうの事業に来られている方とは別人物でございます。

○田中委員

わかりました。別人物ということなのですが、このあたり、学校との連携も必要ではないかと思しますので、情報交換しながら、相談者の改善につながっていけばいいかなと思しますので、連携をよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点、最後お聞きしたいのですが、主要施策の成果の193ページにある青少年の非行防止と被害防止についてなんです、これが登録者数及び発信情報内容と件数について、書かれておるのですが、これの青少年補導員が251人いて、登録者の合計が8名で、しかも情報発信が1回ということで、物すごく少ないような感じを受けるのですが、このあたりはいかがでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

このメール等での情報発信でございますが、この制度自体が平成18年から始まった事業で、当時は警察からの情報提供があり、登録者の方に早急に不審者情報等を中心に、メールで配信していたものでございます。

近年、警察がなかなか詳細なデータ等のやりとりがいただけなくなりまして、件数が減ってしまったというのは、事実でございますし、また登録者につきましても、御指摘のとおりだという認識は持っております。

今まででも補導委員の研修会や色々な事業等を通じて、登録のお願いはしているところでございますが、今後とも登録に向け、また発信件数も警察との連携の問題になってしまうわけですけれども、その辺はよく協議して、有効な情報発信に努め、子供の安全確保というところを念頭に置きながら、努力していきたいと考えております。

○田中委員

以前、一般質問でも質問させていただきましたけど、児童を不審者から守る、安心安全なまちづくりというところで、メール配信サービスの活用というものと、また地域のほうにもお知らせして、まちづくりをというお話もさせていただきましたけど、この青少年の補導員というものは、意識を持った人たちだと思いますので、ここを活用していくことというのは、非常に重要になってくると思ひますので、ぜひ今後活用していただいて、安心安全なまちに向けて、取り組んでいただければと思ひます。

○林委員

1点だけお尋ねをいたします。

主要施策の194ページでございますけれど、ここに示されております留守家庭児童、サンホームの利用状況を見ますと、何カ所かがサンホームの児童の増というのでしょうか。定員数よりも多くございますけれど、今年度から学年拡大をされ、4年生までとな

りましたが、この結果を踏まえて、どのような対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

サンホーム事業につきましては、先ほど言いましたように、保護者が昼間家庭にいない児童の保育を行う施設でありまして、こうしたことから、利用児童につきましては、景気の動向など、社会情勢によっても、入所児童数が大きく変化していると考えております。

委員お示しのとおり、27年度からは年次的に学年拡大をすることとしており、全体的にはここ数年は多少の児童の増加傾向が続くものと推測はしているところでございます。

しかし、長期的には少子化に伴う児童全体の減少傾向ということもありますことから、安易な施設の増築は、将来的には余剰施設を抱えてしまうという懸念も同時に抱いております。

こうした中、一部の小学校区においては、先ほど言いました、児童の減少傾向も少ない学校区もあり、こういう校区においては、本年に入り、施設の増設も行ったところでございます。

全体としまして、今後ともこれらを総合的に判断しながら、児童の健全育成を中心に考え、動向を注視しながら対応していきたいと考えております。

○林委員

ありがとうございます。今、課長がおっしゃったように、夏休みにも一つのサンホームが増設されたということ、私もよく承知しておりますけれど、今後少子化の中、いろいろと模索しなきゃいけない点がございますけれど、現在は共稼ぎの方が多くある中で、このサンホームは、保護者の方々にとっては、大変助かっていると存じます。よい環境で次世代を担う子供たちをしっかりとサポートしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○森重委員

1点お尋ねいたします。主要施策の196ページですけれども、教育支援活動促進事業です。委託料は121万8,000円ですけれども、この表を見まして、三島地区の活動実態、人数が非常に実施回数も参加延べ人数も随分多いわけですが、このあたりの内容的なものをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

この放課後子供教室事業ですけれども、この事業は、子供たちが放課後や週末等に公民館や小学校の施設などで、地域の方々などと体験活動を中心に実施しているところでございます。

表にお示ししていますように、5地区で実施しております放課後子供教室ですけれども、三島地区などにおきましても、地域の方々による体験学習、昔遊びやゲーム、簡単な勉

強など、そういったところが中心に実施しております。

ただ、実施回数が、毎週やっておりますので、参加人数が多いという傾向にはございます。

○森重委員

断トツ非常に多いので、こういうところの地域の支援が、子供たちの放課後が安全に守られているという点もあるのですが、実際に内容的に、こういう部分がすばらしいとか、そういうものが、掌握をしておられますか。ただただ人数が多くて、毎週やっておられるということなのか、それともこれだけ地域が子供たちの放課後を守れるということは、それなりにそういう成果とか云々があるのかなということも、見え隠れするような感じがしないわけでもないのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

三島地区の放課後子供教室ですけども、やはり一番思うのは、地元の方が熱心、いろいろ教材をつくられたり、子供たちと話をしたりして、そういった子供たちが喜ぶ楽しめるものを多く提供、地元の方が熱心だということが一つと、あとは子供たちが意欲的に参加してくれている、そういった二つが相乗効果となって、数字にあらわれているのではないかと考えております。

○森重委員

こうした地域力、また子供たちを育てる地域力というもの、しっかり注視していきたいというふうには思います。こういう数字を見たら。

それともう1点、その下のイですけども、学校支援地域本部事業ですけど、これ、講師謝金等92万円というところなのですが、これは地域コーディネーターの配置を25年度に3カ所されておりますけども、これはそのまま中学校区の3カ所のままの3人ということですか。

それとあわせて、このコーディネーターの方が、学校、地域全体で支援していくために、学校と地域と公民館との連携をしっかりと推進していこうというパイプ役ということなのですが、25年、26年と成果等がございましたら、お聞かせください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

御存じのとおり、全ての小中学校でコミュニティスクールが開始されております。地域支援本部事業は、地域から学校を支える体制づくり、地域が一丸となって、学校、子供たちを支えるという活動のため、地域コーディネーターを配備したものでございます。

26年度におきましては、全ての中学校区に配置いたしまして、公民館や地元の方々と協議しながら、そういうつながり、コーディネートするお仕事をさせていただいたところでございます。

○森重委員

26年度は全ての中学校に配置されているということですね。ということは5校ですか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

説明不足でした。全ての中学校区ですが、大和地区と島田地区につきましては、公民館も小学校も4校ありますので、その辺は全ての中学校区という単位で活動をしていただいているところでございます。

○森重委員

よくわかりました。確かにコミュニティスクールとの連動性とか相乗性とかというものも、こういうところからもつながってまいりますので、さらに充実した活動をよろしく願いしておきたいというふうに思います。

説 明：森田文化・社会教育課長兼人権教育課長、末岡図書館長 ～別紙

質 疑

○林委員

1点だけお尋ねをいたします。主要施策の成果の203ページにございますけれど、新市誕生10周年記念事業の中で、開運なんでも鑑定団イン光が大変盛会でありました。ここで事業費として130万円、ここに明細の事業費が出ておりますけど、この明細を教えてくださいましたらと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

昨年度実施いたしました新市誕生10周年記念出張なんでも鑑定団イン光につきましては、お示しいただきましたように、大変盛況で、多数の方に喜んでいただいたとともに、美術工芸品への理解も深めていただけたものと考えております。

この実施に当たりましては、光の文化を高める会に委託し、スムーズな運営に努めたところでございます。

委託料の内訳といたしまして、鑑定品及び観覧者の募集のためのテレビスポット、これに60万円、チラシや当落はがきの印刷代に36万円、ステージ看板や立て看板、鑑定台に16万円、チラシの折り込み手数料に5万円、その他駐車場整理員や事務経費、消費税などが13万円となっております。なお、番組自体の制作代はテレビ局側が負担をしております。

○林委員

ありがとうございます。この概要にもありましたように、132点の中から6点を選抜して鑑定士による鑑定を行ったということで、すばらしい好評であったと思いますし、申込者もすごい数であったと聞いております。4,000人ぐらいでしたか。約1,000人あそこに入れるのに、4倍ぐらいということもお聞きしております。

光市は、ここでまた全国にPRをした、いいことであったと思いますけれど、皆様の

御努力もあり、盛会裏に終わったことは大変うれしく思っております。

金額が云々ということではございませんけれど、盛会裏に終わったことを大変うれしく思いまして、皆様に大変お疲れさま、でしたということを申し述べて終わります。

○田中委員

決算書の199ページの伊藤公資料館管理運営事業の通信運搬費についてなのですが、これは41万2,000円上がっているのですが、予算のときは10万3,000円でした。この増額の理由についてお聞かせください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

実は、当初予算の通信運搬費は10万3,000円だったわけですけど、これは主に電話料を要求していたところでございます。

今、決算書で41万2,000円ではという御質問をいただきました。実は昨年5月に伊藤公の書を所持しているという東京在住の方から寄贈の申し出がありました。しかし、寄贈者の意向といたしまして、運搬費は市側で持つてほしいとの要望があり、検討いたしまして、資料館としても所蔵すべきものと判断し、予備費から急遽通信運搬費に充用し、対応したものでございます。

こうした貴重品の運搬には慎重を期して、美術品専門業者を使い対応いたしましたため、30万円程度の費用を要しました。

なお、この書につきましては、現在開催中の企画展で御覧いただけるようにしております。

○田中委員

伊藤公の書を伊藤公資料館のほうに受け入れたということで、今お聞きしたのですが、これが伊藤公先日セレモニーもあつて行ったのですが、これがあつたのも知らないというか、せっかく受け入れたのであれば、しっかりPRして、今聞いただけでも見にいつてみたいなと思いますので、PRしていただければと思うのですが、これはどこかでこういうものを伊藤公資料館に入れましたよとかいうPRはなされたのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

いろんな披露の方法があると思います。寄附者の御意向によりまして、今回は特に大きなセレモニー等は行っておりませんし、記者発表も行っておりません。掲示につきましては、今後工夫していきたいと思っております。

○田中委員

わかりました。なかなかこういったこともない機会だと思いますので、しっかり市民を初め皆さんにお伝えして、伊藤公資料館を訪れるきっかけにいただければと思います。よろしく願いいたします。

続いて、主要施策の評価の198ページの文化財保護事業についてなんですが、市美術展では賞体系の見直しを行ったということが記載されておるのですが、その内容について、具体的にお知らせください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

市美展、光市美術展につきましては、毎年500点以上の出品がございまして、10月下旬から11月にかけては、文化センターで行っており、26年度は、来客者といたしましては、2,200名程度のお客さんを得ることができました。賞体系の見直しですが、今回、創作意欲の向上や市美術展の活性化、質の向上を目指して、一部の賞の見直しを行ったところでございます。

具体的な内容といたしましては、努力賞を廃止し、奨励賞、新人賞の副賞の引き下げを行ったものの、大賞、市長賞、議長賞といった優秀作品の副賞の引き上げを行い、メリ張りのある賞体系になったものと認識しております。

こうしたことから、出品数の増加や近年なかった大賞に値する作品が出品されるなど、一定の成果があったものと考えております。

○田中委員

わかりました。賞体系の見直しを行ったということで、今お聞きしたのですが、市美術展のほうで、私もお聞きするのが、光市の市美展では、洋書とか、書とか、焼き物という分類があって、そこに当たらない現代アートみたいなものとか、立体的なものというのが、賞の対象にならなくて、展示だけになるというお話もお聞きするのですが、そのあたりの賞体系の見直しというものは、考えられているのか、お聞かせいただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

市美展につきましては、従前より審査部門と非審査部門というのがございます。具体的な非審査部門を申し上げますと、ちぎり絵とか切り絵、フラワーアレンジメント、生け花等は、従来から非審査部門でございました。

今、現代アートはいかがかという御提案がございましたが、こういった部門の見直しというのは、毎年行っております。現在、なかなか新進芸術部門につきましては、芸術人口、出品者数も少なくございますが、今後創作人口の増加などで、審査部門となる程度の出品がございましたら、部門の見直し、審査の対象にもなるかと考えております。

○田中委員

わかりました。今、審査を行っていないということで、対象にならないということで、誰が審査するのかと、審査員の対応も必要になってくるころだと思っておりますが、市美展とかというところがきっかけとなって、光の文化の底上げにもなっていくと思っておりますので、今後ぜひそういったところの見直しも含めて、考えていただければと思います。

そして、最後に1点、図書館についてお聞きしたいのですが、主要施策の評価の224

ページに、先ほど少し説明もありました。図書館の運営事業について、利用者統計指数について一覧が載っているのですが、一覧を見ると、数値が上がっているということが、平成26年度、見受けられるのですが、このあたりについて、光の図書館として、どういった特徴があるのか、他市との比較等も含めて、御説明いただければと思います。

○末岡図書館長

それでは、現在、平成26年度の県内他市の統計情報が公表されていない、そういった市が多いところがございますので、これから公表され次第、比較検討してまいりたいと考えておりますが、今回は、既に公表されております平成25年度の県内他市の統計情報に基づきまして、比較した結果をお答えしてまいりたいと思っておりますが、主要施策の成果の224ページ、クの利用者統計指数中の2番目の登録者1人当たりの貸出点数、25年度ですけれど、19.99は、県内平均値は13.71でございますので、それより高く、本市は県内で第3位となっております。

そのもう一つの1番目の人口1人当たりの貸出点数は県内平均が6.11で、本市は県内第10位となっております、4番目の人口1人当たりの資料点数は県平均が3.83で、同じく第7位となっております。

ただ、人口規模が随分違いますので、日本図書館協会が発行しております日本の図書館統計等名簿2014という資料によりまして、人口4万人以上6万人未満の全国の公立図書館321館の平均値で比較してみますと、まず人口1人当たりの貸出点数の平均値が5.01点でございますので、本市とほぼ同程度でございます。

次に、登録者1人当たりの貸出点数の平均値は10.74点でございます、本市のほう倍近くの数値となっております。

続いて、人口1人当たりの資料点数の平均値は3.97点となっておりますので、本市のほうがやや少なく、劣っているという状況でございます。

なお、3番目の利用者の登録率につきましては、各市の登録者の定義が一定でないことから、余り参考にしておりません。光市の場合は、5年間登録がない場合は、一旦登録を抹消するという形になっておりますが、この登録者の定義が、年数が違っていたり、ということがございますので、これは比較をしておりません。

いずれにいたしましても、この数値につきましては、委員御指摘のとおり、前年度に比べてやや改善しておりますが、本市の特徴といたしまして、登録者1人当たりの貸出点数は上位にあるものの、人口1人当たりの貸出点数につきましては、ほぼ平均的な状況であるということが言えるかと思っております。

したがって、今後とも登録者のさらなる増加とともに、貸出数を延ばすよう、指数のよい値を示す自治体の先進的な取り組みを参考にいたしまして、少しずつでもこれらの指数が向上するよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

○田中委員

詳細にわたってありがとうございます。今お聞きした数字を聞いて考えると、登録している方はすごく借りられるのだけど、登録されている方の人数は平均程度と、資料点

数としては全国的に見ても少し少ないということでもいいのかなと思うのですが、ということは、本の充実具合がもう少し努力が必要というところと、より多くの方に周知していただいて、たくさんの方に図書館に訪れていただいて、借りていただくことが重要になってくるのではないのかなと思いますので、図書館を見ている、皆さんの努力で、いろんな取り組みをされているところが地方新聞とかでも見かけるのですが、多くの方に知っていただくということが重要になってきますので、今からホームページのリニューアルとかフェイスブックの活用とかという部分も出てくるとと思いますので、引き続き皆さんの力を合わせて、より多くの市民の方に知っていただいて、利用者数がふえていくような取り組みをお願いして終わりたいと思います。

○笹井委員

それでは、4項目ばかりお聞きします。決算書は199ページ、主要な施策の評価も199ページですが、主要な施策の成果の中に、光市の歴史文化編さん事業があります。1,000部発刊したという記載があります。これはどういうところに配布されているのでしょうか。これは有料でも販売しておるようですが、この販売状況もわかりましたら教えてください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

昨年度末に発刊いたしました「未来をひらく光の歴史文化」につきましては、御承知のとおり、1,000部印刷し、その活用に努めているところでございます。

配布につきましては、関係機関などへおおむね半分の500冊配布したところでございます。内訳といたしましては、市内の小中高等学校に郷土史学習の教材として、全校で合計260冊、編さん委員や調査員及び資料提供者などへおおむね70冊、市関係者や市内施設及び公民館などへおおむね40冊、県、市の議員方へ20冊、教育委員や文化財審議会委員へおおむね25冊、その他県内の全ての教育委員会や市町図書館などへおおむね40冊、報道機関へおおむね20冊となっております。あと本課のほうで、他市が発行いたしました本との交換などのために、現在25冊を保存している状況で、500冊となっております。

続きまして、販売状況ですけれども、販売は市教育委員会と文化センター及び伊藤公資料館で行っておりますが、先月末現在で200冊程度の販売実績となっております。

○笹井委員

わかりました。販売の結果は、決算で来年度決算に上がってくることになりますから、そこでまた評価はさせていただきますが、こういう市がつくった資料が有料で販売されるというのは、私は大変すばらしいことだと思います。

普通、市がつくったのは、もう配布だけで、一般の人が手に入れたくても手に入らない。図書館や公民館で読んでくれと言われることが多いのですが、私も過去そういうものを手に入らないかと、お金を出してでもほしいのですがという相談を受けたこともあります。

最初から販売分を見越してつくっていただくこと、そしてその販売のための窓口と、歳入をしていくことは、市民サービスの向上にもなりますし、若干ながらの歳入の増加にもつながると思いますので、今後ともこういう取り組みはぜひ進めていただきたいと思います。

次に、主要な施策の成果200ページですが、文化祭関係の開催状況をいつどこで何を記載されているのですが、何人のお客さんが来られたかというのが、記載されておられません、この数字はないのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

主要施策の成果200ページの上の表で文化祭の開催状況をお示ししております。御覧のとおり、大きく分けて3つの行事が各会場で行われております。内訳、参加者数や応募者数などの記載はないのかという御指摘でございますが、26年度の実績で申しますと、一番上の光市美術展で出品者は587人、来客者が1,682人となっております。

なお、お客さんの内訳ですけれども、入り口でカウントをしておりますので、お客さんなのか、出品者なのかというのはわかりませんが、主要施策の成果の205ページの下の方の真ん中に入館者数が2,269人でございますので、出品者を引いた数字がお客さんではないかという解釈で今の数字を申し上げました。

200ページに戻っていただきまして、文化祭の表の真ん中ですが、光市芸術祭がございます。出演者は652人で、来客者は1,218人となっております。

その下、文芸祭の出品者は127人で、来客者は3名となっております。

主要施策の成果の掲載について、掲載しないのかというお尋ねですが、主要施策の成果の作成に当たりましては、これまでも適示内容の見直し、よりわかりやすくなるよう努力しておりますのでございます。今後検討してみたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○笹井委員

今、大まかに行事ごとに美術、芸術、文芸の3区分で報告いただきましたけど、数字一々聞きませんが、個別の歌謡とかピアノとか吹奏楽とか、そういう個別の単位でも参加者が何人で来客が何人という数字はきちんと教育委員会はずかなくていいのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

団体のほうから報告も上がってきております。例えば一番上の歌謡、10月19日に実施したものですけれども、来客者が27名、出演者が73名となっております。以下、邦楽、歌謡となっておりますので、全て報告書はいただいているところでございます。

○笹井委員

この文化祭関係も、交付金が当たって実施されている事業ですから、私はイベントごとの参加者数、あとお客さんの数というのは、これは必要だと思っております。他の部

局の事業なんかも、大体イベントごとはお客さんの人数というのは、必ず記載されていますので、私どもそれを見ながら決算として審査が、適当かどうかという審査をしなければいけませんので、今後その項目について、記載も物理的に可能だと思いますので、よろしく願いいたします。

次の項目に参ります。主要施策の成果216ページに光の文化を高める会の事業があります。それで、決算審査参考資料の16ページのほうには、指定管理の関係で市民ホールは公益財団法人光市文化振興財団に指定管理されておるという記載があるのですが、この光市文化振興財団という組織と、それから光の文化を高める会というのは、同じ組織なのか別組織なのか、別組織であれば、運営はきちんと区別されているのかどうか、お答えください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

市民ホールについてですけれども、公益財団法人光市文化振興財団と光の文化を高める会との関係について申し上げます。

市は、光市文化振興財団を市民ホールの指定管理者として指定し、市民ホールの管理運営を委託しており、市民ホール分として市からは指定管理料を支払っているところでございます。

また、光の文化を高める会ですけれども、これは会が事業を行うことにより、220万円を市から補助し、市民に良質な文化、レクリエーション事業を提供することとなっております。

光の文化を高める会の各事業は、会員会費や入場料収入、市補助金などで運営されておりまして、光の文化を高める会は、芸術文化団体や各界の有識者等で構成する理事会がございまして、それにより事業等を決定し、自主的に運営しているところでございます。

このように両者は別組織であります。光の文化を高める会の事務局を、光市民ホールに置いておりますことにより、市民ホール館長が光の文化を高める会の事務局長を兼ねております。現実的には光市文化振興財団との連携で、事業を展開していると認識しております。

○笹井委員

組織的には別ですけど、事務局長さんが市民ホールの所長さんで、文化振興財団の職員になるということ、確認しますけど、文化を高める会の事務をされている方の人件費というのは、どこから出ているのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

一部光の文化を高める会が夜イベント等を行いますときには、人件費等が出ておりますが、文化振興財団の職員が兼ねて実施しているところでございます。

○笹井委員

光の文化を高める会の運営経費は、先ほどの説明があったように、補助金、それから会費があると、自主財源があるわけですね。一応そういう別の独立した組織であれば、光の文化の高める会の事務費というのは、そこの文化を高める会がきちんと出すべきではないか。それが組織として正しい姿ではないかと思うのですが、何で文化振興財団がその事務を受けておるのか、無償で受けているのか、お答えください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

御存じのとおり、光市民ホールは指定管理を公募しております。この公募のときに、光の文化を高める会の事務局をお願いしますという募集要項になっておりますので、それに従いまして、管理者となった光市文化振興財団が、光の文化を高める会の事務局を務めているという現状でございます。

○笹井委員

指定管理するときに、光市がその指定管理の公募の条件の中に、光の文化を高める会の事務もお願いしますと、今そういう御回答でした。ということは、二つの組織がごちゃごちゃになっているのは、光市が政策としてそういうふうなことを打ち出しているから、私はかえってごちゃごちゃになっているのではないかなと思います。

私は、光の文化を高める会というのは、文化を実施するための事業の実施団体であり、文化振興財団というのは、あくまでも市民ホールやそれ以外の施設を管理する指定管理団体で、今回指定管理をとった団体ということですから、私はそれぞれの組織は、連携して協力してやる分には、やぶさかではないですけども、きちんと会計的に、業務的に私は分かれてないとおかしいと考えています。

先ほどの指定管理団体の中に、光市の文化を高める会の業務を入れて、指定管理を募集しているということですけど、この件について、今後見直す予定はないのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

光の文化を高める会、主には人件費について言われているのではないかという気がしたのですが、そうした場合、人件費の相当出費がかさみます。今、会費収入でも、全額で150万円程度の収入になっておりますので、1人人間を雇うと、相当な支出になり、やはり市民に安価で良質な文化を提供するという本来主旨からはやや離れてしまうという結果になってしまいますので、その辺は慎重に判断していきたいと考えております。

○笹井委員

これ以上は平行線になりますが、言うだけ言いますけれども、それは文化振興財団の募集要項の中に、そういう文化を高める会の運営の業務もあると。当然その業務も指定管理料の中に入っているわけですから、私はその業務を外して、その分の指定管理料は、その部分は光の文化を高める会として、補助金として出せば、別にトータル的にコストはふえないと思います。指定管理の入札減の部分とかもありますので、一概には言えま

せんが、私は別の組織であれば、きちんと独立した運営ができるべきだと、そういうふうに光市は指導すべきであるというふうに考えます。

光の文化を高める会について質問しますが、主要な施策の成果217ページに、光の文化を高める会の事業内容は書いてあります。こちらのほうは、きちんと入場者数が書いておまして、大変わかりやすくてよろしいのですが、個別の事業についての収支というのは、きちんと教育委員会のほうは把握されておりますでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

主要施策の成果の217ページに記載の事業が、26年度の光の文化を高める会の事業一覧でございますが、会からは既に各事業の収支の報告を受けております。

○笹井委員

わかりました。これでどの事業がプラスかマイナスかというところまで、別にこの場で議論するつもりはありませんが、こちらの会のほうでも、外から呼んでこられる事業だけではなくて、地元関係の方の事業、特に3月8日のアラ還フェスティバルなどは、地元におられる方々が活躍する場で、結構お客さんも入っておると聞いておりますので、今後とも全国的なものや地元的なものをミックスしながら、運営されるよう御指導のほうよろしくお願いいたします。

人権推進のほうに行きます。主要な施策の成果の227ページの上に、教育集会所管理事業がございます。こちらのほうは、5つの教育集会所の利用人数とか教室数が出ておりますが、これを見ますと、虹川集会所は教室ゼロ、利用人数50人と、三輪集会所は、26年度は教室が2つで利用者数が221人となっております。これはどういう団体がどういう利用をしているのか、お答えください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

虹川集会所でございますが、年に数回、自治会の利用がございます、それが50人ということになっております。

三輪集会所は、子供習字教室が月2回程度開催されており、そのほか地元自治会が使用しており、年間利用者数は約220名となっておりますところでございます。

○笹井委員

わかりました。教育集会所については、過去のいろんな地域の設立の経緯もありまして、今現在でも地域の活動について、それなりの効果はもって取り組まれているところはあることは存じていますが、今のお話ですと、虹川集会所は、完全に自治会館ではないかなと思います。

先ほどの説明では、利用の促進に取り組みたいというような、決算での報告もあったようですが、私はこの部分については、見直しが必要だと思います。

集会所の取り組みについて、教育委員会としては、事務事業評価なんかもつくられていますが、今後どのように考えておられるのか、お答えください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

御存じのとおり、5集会所ございまして、それぞれ記載のとおり、利用人数、団体、教室等ばらばらな状況でございます。特に今御指摘の2つの集会所につきまして、御指摘どおりだろうと考えますが、これらの利用率の低い集会所につきましては、今後あり方を地元や関係者等で協議してまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。市全体でも、公共施設マネジメントの取り組みをしておるところでございます。これらの施設もその対象に入っております。市全体での方向性というのは、当然ありますが、その市の統括部局に任せるのではなくて、現状、使い方として、自治会館になっているところもあれば、それは実態を反映した教育委員会なりの判断というのが必要ではないかと提言をさせていただきます。

終わります。

○四浦委員

前回、9月の委員会でやったことの続きですので、ごく簡単にお聞きしたいと思います。決算書では199ページ、主要施策の成果で204ページ、文化センターの関係です。これの障害者用トイレについて、お聞きをいたしました。少し足りなかった点、お聞きするのを落としていた点もありますので、ごくかいつまんでお尋ねをしたいと思います。

まず、文化センターの障害者のトイレについて、相当古いということがわかりました。今から35年前に建設されて、その後改修などもやられていないのではないかとということだったのですが、これはなかなか難しい質問かも知れませんが、利用者、入館者の年齢がどの程度のものか、大ざっぱでいいのですが、それから障害者がどの程度おられるのかということから、お尋ねしたいと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化センターの入館者でございますが、御存じのとおり、それぞれ常設展、企画展等行っておりますので、その展示によりまして、入館者もまちまちでございます。また教室や講座等も開いておりますので、それに見合った入館者が来られているとなっております。

それと、体の不自由な方ですけども、まれに来られることはございます。つえをつかれた方、車椅子での御利用の方等、時折お見えになっているのはありますが、具体的な数字まではつかんでおりません。

○四浦委員

やばなことを聞きました。そうだろうなと思ったのですが、入館者数そのものは、主要施策の成果では、204ページに一覧表が中ごろに出ております。24年度で1万9,900余

り、25年度で2万300人余り、26年度ではぐっとふえて2万5,500人余りというふうなことで、もちろん1日当たりの入館者数も右側に91.4人が26年度というふうにあふえてきていて、喜ばしいことだというふうに思います。

そこで、続けてお尋ねしますが、9月の委員会での議論の後、障害を持っている方から、その後も、私もなかなかその身になって聞かないと、言葉で聞いただけじゃわかりませんでしたから、現地に行って実際に障害者の方からその苦情をお聞きしたのですが、課長のほうでというか、課のほうでというべきなのか、お聞きした経過があれば、どういうふうにつかんでおられるか、障害者の要望、苦情というのを、それをお尋ねします。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

議員から御紹介のありました文化センターの利用者の方に先般お会いいたしましてお話を聞かせていただきました。一つは手すり等の設置、安全管理、これが利用しづらいというお話がございました。あと水洗レバーの形式が、握力が少ないので使いづらいという御要望がございました。

現在でも、先般の9月委員会でのこの場でお話したとおり、最近の新しい施設では、衛生的で行き届いた施設もございますが、文化センターの施設につきましては、その後、大規模改修などを行っておりませんので、建設当時の状況が続いているということがございます。

○四浦委員

直接、障害のある方から詳しく聞かれたということで、これは非常に評価できることだと思いますが、文化センターの運営上、指定管理者からそういう要望というものは、届けられる仕組みになっているかどうか。あるいは利用者、入館者から目安箱みたいな形でも何でもいいのですが、そういう苦情、要望については、どういうふうに吸収されておられるか、これをお尋ねします。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化センター指定管理者からは、毎月定例報告が書類で上がってまいりまして、お客様の入館者の状況、収入の状況、貸し館の状況等、あとは主な事故など記載した書類が、毎月定期的に送られて、その中に気づき等も記載があるところでございます。

○四浦委員

質問に具体的に答えてないように思いますが、こういう利用者、入館者からの要望、希望というのは、指定管理者の報告の中には、入っていることがあるのですか。それほどの程度の頻度で入ってくるかということをお尋ねします。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

実際にどの程度のお客様が文化センター事務局のほうにクレームを言われてきたか、私のほうも、その場におりませんので、わかりませんが、報告書で重大な案件と事務局

が判断したものは、その書類に書いてございます。

○四浦委員

ちょうど隣り合わせでもありますから、図書館の関係についても、これは決算の201ページから203ページあたりにあるわけですが、ここの障害者のトイレについては、いかがでございますか。まず建設時がいつかということと、それからあわせてその後、障害者のトイレについては、改修工事などやられたかどうか、そのことについて、まずお尋ねします。

○末岡図書館長

図書館につきましては、建設年度は昭和50年度で、開館したのは、51年7月2日でございます。その後の改修は特にはしておりませんが、ベビーベッドを平成13年度に18万9,000円かけて設置しております。

便器や手すり等の基本的な構造につきましては、建設当時のままでございます。

○四浦委員

ありがとうございました。実は、法律的には、こういう高齢者、障害者、それから妊婦だとかも含まれるのですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というものがあまして、総則の第1章第1条で、目的をうたっていますが、高齢者、障害者等の移動上の施設及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。それから、条例段階では、山口県福祉まちづくり条例及び施行規則というものがあって、県の責務をうたっておりますが、同時に事業者の責務として、事業活動を行うに当たって設置する公共的施設、供給する物品、器具について、高齢者、障害者等の利用の便宜を図り、利用に配慮するように努める。こういうふうにうたっております。

相当長い法律、条令でありますので、あと、こういうものも身につけていただいて、鋭意要望に応えられるように御配慮、御尽力されますようお願いをします。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：村崎体育課長、呉橋学校給食センター所長 ～別紙

質 疑

○林委員

1点だけお尋ねをいたします。

決算書の209ページの中段にあります学校給食センターの太陽光発電装置設置工事の2,419万2,000円計上されておりますけれど、この太陽光発電装置、設備を設置したことで、どの程度の節電効果があったのか、お伺いいたします。

○呉橋学校給食センター所長

それでは、太陽光発電装置について御説明をさせていただきます。

まだ、1年たっておりませんので、どの程度電気代の軽減につながったかということははっきり申し上げられませんが、簡単に説明をさせていただきます。

この太陽光発電装置につきましては、決算書の説明で申し上げましたとおり、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の補助を受けて、施設の屋上に30kwの太陽光発電装置を設置したところでございます。

補助金を受ける前程といたしまして、発電した電気を売ることができません。全て自家消費との条件で、補助を受け取っております。

この装置の発電量ですが、年間約3万3,000kwを想定しておりまして、新センターで消費する年間発電力量、約48万kwのうち、約6%から7%を、この太陽光発電によって賄えるのではないかと想定しております。

また、金額では、kw当たりの単価を例えば仮に14円と想定すれば、年間約46万2,000円の電気代の軽減になるということを想定しているところでございます。

○林委員

ありがとうございます。これも経済産業省でしょうか、そういうところ、61ページ、今所長が説明ありましたけれど、ここに補助金が1,100万円入っておりますけれど、こういう形で、建物の屋上に設置されたということで、理解はいたしました。

しかしながら、私はある程度の電気代が賄えるのかなと思っておりまして、まだ途中でございますけれど、光市全体の小中学校の給食をつくる上では、もちろんこれだけの48万kw必要であるということでございますけれど、今米飯やパンもつくられているので、大変な電力を使用することになってまいりますこと、わかりました。

しかしながら、地球温暖化を言われている中で、小さな節減の積み重ねが大きな節減につながっていくので、寄与されていることだと思っておりますが、今後学校給食センターの本来の目的である、ただいまも申されましたけど、食の安全を願い、アレルギー対策にも願って、児童生徒に美味しい給食を届けていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

終わります。

○笹井委員

それでは、3点ほどあります。まず体育のほうから参ります。主要な施策の成果228ページに、スポーツ振興、競技力向上のための補助ということで、上段の表の4行目、各種大会（スポーツ振興基金）ということで300万円が、主要な施策の成果、228ページに出ております。

これを見ますと、300万円基金に積むのかなと理解しておるのですが、積み重ねた後の基金の用途とか分配方法はどのようになっているのでしょうか。実際どこに補助金がどういった団体に行っておるのでしょうか。

○村崎体育課長

スポーツ振興基金についてのお尋ねですが、こちら228ページにございますスポーツ振興基金は、スポーツ振興基金を活用したスポーツ推進、振興ということの名目でございます。

このスポーツ振興基金については、昭和58年に市内有志の方から、市民のスポーツ振興対策への一助としていただきたいということで御寄附をいただきました。この御寄附いただいたものを原資として、同年にスポーツ振興基金条例を施行しまして、このスポーツ振興基金をもとに、基金をこのスポーツ振興に充てるという意味合いでつくったものでございます。

現在は、その後に4件の御寄附をいただきまして、全額で5,150万円を原資として、光市スポーツ振興基金条例に基づいて、基金の運用から生じる基金を、一般会計に計上しまして、このスポーツ振興費に充てているということでございます。

その使い道、使途ですが、下の表にございますが、開催助成というのが右側にございます。こちらのほうの補助の対象として出しております。件数としては211件、金額については300万円を投じておりますが、これは体育協会の寄附とか、それぞれ各種団体からの一部負担金などを含めたもので383万円となっているということです。

○笹井委員

基金の額が5,150万円あるけど、今の運用益ですと、ほとんど運用利息というのが、数万円程度になると思いますので、結局300万円基金に出して、その利息を合わせて、211団体に配布をしていると、そういう流れでよろしいですか。

○村崎体育課長

この300万円は基金への積み立てではなくて、基金のこの300万円は市からの体育協会に対する補助金でございます。その一部を運営益から出しているということでございます。

ちなみに、26年度の基金の利子が決算書49ページ備考欄にございます。スポーツ振興基金利子6万7,204円となっております。この6万7,204円を一部に充てているということでございます。

○笹井委員

意味がわかりました。利子の6万円何がしを、歳入に繰り入れて、それを足し込んで、300万円ほど出しておると、こういう理解ですか。

○村崎体育課長

おっしゃるとおりです。

○笹井委員

わかりました。現在の低金利運用益では、当然利子だけで活動するというのは、不可能に近いと思いますので、そういうやり方なのかなと思います。

ただこの書き方はどうなのですか。スポーツ振興基金にここに書くのが、基金の運用益6万円含むと書いてあれば、わかるのですけれども、その辺が書き方としてわかりませんでしたので、お尋ねしました。

重ねて質問しますが、結局300万円を211の団体に助成しているということですが、この助成先とか助成の金額というのは、どこでどういうふうに決まるものなのでしょうか。

○村崎体育課長

この助成につきましては、光市体育協会のほうへ交付しておりまして、体育協会のほうがそれぞれ体育協会加盟団体の申請に基づいて交付しております。それぞれ大会の規模、それから参加人数等で、一定の基準を設けて、それぞれ体育協会のほうから払い出しております。

○笹井委員

わかりました。中身は体協のほうで決められておるということで理解いたしました。

次の質問に参ります。給食センターに参ります。主要な施策の成果の232ページ、まず232ページの下の方の図表で、地場産品食材使用率というのがあります。これを見ると、県産品が25年度まで2センターで、光が58、大和が56なのですが、26年、これは年度途中からオープンしたので、集計の取り方とかよく聞かないとわからないところもあるのですが、55%と落ちておるのです。私は新センターができたら上がるのではないかと、2つの施設を一つにするのだから、上がるのではないかと思ったのですが、なぜ地場産品食材使用率が下がるのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

これは、県産品ということじゃない、光市産品ということでお答えしてよろしいでしょうか。

○笹井委員

いいです。

○呉橋学校給食センター所長

それでは、光市産品ということで御説明を申し上げます。

光、大和の2センターで運営していた当時は、大和センターの地場産品食材率が高い傾向にありまして、全体の使用率を押し上げておりました。

1センターになっても、我々はこの使用率をできるだけ下げないように、里の厨とJAが連携した新たな地産地消システムのもと、ジャガイモやニンジン、キャベツ、大根、白菜、タマネギの6品目、これを主要作物と定めて、地場産品食材の活用を努めてまいりましたが、光市産品食材の活用率は若干低下したという事実がございます。

この低下の原因なのですが、これは一つではなくて、生産者の減少、こういうこともあります。また、大和のセンターが押し上げていた数字が、一つのセンターになって下がったという事実もあります。理由は一つではないのですが、今言ったような理由などが複数ありまして、こういうことになってまいりましたが、実はこの数値をこれから回復、さらには上昇させるために、里の厨では、給食用の食材につきまして、生産者への栽培講習会の実施であるとか、生育状況の確認、または品種の統一化、さらには農業法人組合への主要作物の作付依頼等をして、給食用の食材の生産に力を注いでもらっているということです。

ただ、現実的には、先ほど申し上げましたような理由で、若干下がっておるといことは否定できない事実でございます。

○笹井委員

従前、2センターであったときも、委員会審議なんかで明らかになっていきますように、大和のほうの規模が小さくて、地場産品の食材としてはやりやすいというので、大和が高いのだという説明を受けてきたところですよ。

今回、1センターになったことで、規模的には、大きくなって、なかなかそういう意味では、スケールの取り組みとしては時間がかかるのかなとは思いますが、ここが下がると、給食センターの御利益が感じられなくなりますので、ぜひよろしくお願ひします。

そこでお聞きするのですが、光と大和で、今まで2センターのときには、地元で調達できていたけれども、1本になると調達できなくなった品目というのはありますでしょうか。それとも前の調達できた品目的には、全部今でも調達できるのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

基本的には、光でできる作物といえば、ジャガイモ、タマネギ、キャベツであるとか白菜とかホウレンソウであります。そういう品目については、現在努力をしてもらって、今まで入った品目は入るようにはなってくると思います。

○笹井委員

わかりました。では、あとはロットと生産と消費のマッチングの問題かなと思いますので、今後とも数字が上がるように御努力をお願いします。

給食センター、もう一つ聞きますが、給食センターのほうでは、児童1人当たりの給食にかかるコストというのも出していると思います。主要な施策の成果には載ってありませんが、このコストについては、新給食センター施行によってどのようになったのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

それでは、わからない、わからないで大変申しわけないのですが、児童生徒1人当たりのコストなのですが、このコストの考え方の前提条件というのを説明いたしますと、

児童生徒1人当たりのコストというのが、委託料や光熱水費、燃料費などの管理運営事業費、これに人件費を足して、その後に給食を提供した人数で割って算出をしているとなります。

実は燃料費や光熱費などというのは、季節や給食の日数によって大きく変わってきます。毎月毎月必ずこういう同じ金額ではないと。暑い時期、寒い時期、そういう時々によって、光熱費はかなり変わってきております。26年度につきましては、新センターの稼働期間が9月から3月までの7カ月間しかないため、正確なコスト計算が非常に難しいという状況です。

さらには、26年度につきましては、稼働開始初年度ということで、この管理運営事業費で食器や箸、さまざまな消耗品、さらには配送車まで購入しておりますので、コストの数値に整合性を求めることができないということで、大変申しわけないのですが、数値のお答えができないということを御理解くださるようお願いいたします。

ただ、旧の給食センターが1年間稼働していたときの25年度予算と27年度予算とを単純に比較してみますと、1人当たりのコスト計算の基礎数値となる管理運営事業費と人件費の合計が、25年度は1億4,685万7,000円、27年度が1億4,495万4,000円と新センターのほうが、消費税が上がったにもかかわらず安価となっている状況でございます。もう半年たちますと、25年度にかかった費用と27年度にかかった費用ということで、コスト計算の比較はできると思います。

○笹井委員

半分は、事情は理解しましたが、半分理解できないのが、やっぱり新しいのができたからこうなりましたというのは、当初の初期コストなんか、当然かかってきますけれども、その上でそういうのを差し引いて、無理やりにでも比較する数字をつくらないと、市民に対して説明ができない。

私ども決算としてどうなったかというので、数字が出ませんと言われたら、そこでとまってしまうわけにもいきませんので、これはちょっとやはり1年間締めるに当たっては、比較ができるような説明はしてほしいと思います。

この件については、事務事業評価のほうでも、幾つかの数字が出ておりますし、次の次第で事務事業評価の結果の項目もありますので、そこでお聞きしたいと思います。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

文字どおり私のほうから、1項目だけ、主要施策の成果の5ページ、教育委員会だけでないところで恐縮ですが、ほかのところを語るつもりはないです。教育費、歳出決算の比較表の中で、平成25年度の教育費が20億8,800万円、26年度が27億5,400万円余りということで、文字どおり先ほど説明がありましたように、新学校給食センターの建設費が10億円程度かかっておりますので、これを差し引いて、平年的に見る場合、出さなきゃ

いけんと思います。

私はその点で、歳出の総額に対して、教育費が光市の場合に、どの程度かというのを決算カードに、御存じだと思いますが、総務省が出している統計資料の中で、各市町村の決算カードというものが紹介されておりますが、それで見ますと、おおよそですが、光市の場合が、最近の10年間を見ると、大体7%、高いところで8%、人口も似たような状態で、隣り合わせで、類似団体と言えるかどうか、よくわかりませんが、お隣の下松市の場合が、平均どころ、11%ぐらいですから、教育費の予算、決算そのものが総歳出に比較をすると、3.5%程度、下松市のほうが高いわけです。

次世代を担う教育という問題については、私は市のまちづくりでは最優先しなければならないという思いがある。それで、我々が議会、委員会として視察に行った群馬県の高崎市、そこでは16%の教育費、決算出していて、ここの市長は、やっぱり次の世代を担う教育費ということになれば、これはほかの市と比較して、横並びにする必要はない。飛び抜けていいのが当たり前だと、こういう言い方をしているわけです。

そこで、お尋ねをしますが、個々の決算状況というのは、もちろん議論にはなるのですが、全体として、教育とその次世代を担う環境というものの高いレベルアップを図るために、今の状態が非常に窮屈だと思うのです。

これは、教育全体の問題ですから、どのように考えておられるか、教育長なり教育部長なり、お答えをいただきたいと思います。

○能美教育長

教育費についてお尋ねをいただきました。私も予算については、まだまだ勉強不足のことがあります。例えば、他市と比較をしたときに、中身がどう違うのかというところがある、平成26年度の光市の状況のような場合もあると思います。御指摘をいただきましたので、十分に研究をさせていただいて、お示しいただいたこれからの光市を担う子供たちの教育、そうした視点で、教育予算についても、担当部局と話をしていきたいと思っております。

○四浦委員

ということで、いきなりの話で戸惑われたかもわかりませんが、ずばりお聞きします。教育費の比率を高めるための教育委員会事務局としての要求要望といいますか、そういうものは、抜本的に高めようということを出されたことがあるかどうか、また隣の下松市と私は一概に数字で比較するだけでは十分でないです。ないですが、やはり同等に比較しなきゃいけない。例えば、下松市の場合、23年度は16.4%の教育費の比率なのです。これはもう、明らかに、図書館を建設したことによるものであるというふうに思います。

光市だって、老朽化した図書館を今後あのままでいいというわけじゃないと思います。そういう頭は、教育委員会事務局はお持ちだろうと思います。そういう点では、抜本的に引き上げる措置をとりながら、市の活性化、それから市民の中に、よしやるぞという機運を高めるということが、子供たちが今から育って、大きくなっていくことも含めて

考えて、必要だと思いますが、過去にはそういう分析をなされたことがあるか、また市長に対して要求したことがあるかどうか、お聞きします。

○能美教育長

特に、校舎建築等について、それぞれの市の状況に違いがあると思います。下松市は今校舎建築に取りかかっておられる。そういう時期だと思いますが、そういうものを除き、これまで例えば人的な整備であるとか、教育の予算要求に対して、市長、担当部局、ともに、温かい配慮をいただいている。このように認識をしております。

○四浦委員

せっかくの委員会の審議ですので、もう一言だけ。これからも言葉で言えば、誇り高く、この大事な教育を、光市の教育を大きく飛躍させるために、思い切った措置もとる。きちんと要求もする、このことを求めて終わります。

討 論

○四浦委員

認定第4号平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について、反対をいたします。

今、議論しましたように、私は光市の教育費の比率、これが予算決算について、非常に低位にあるというふうに考えて、ここは抜本的に改める必要がある。現状をよしとしないということ、ましてや、きょうも非常にいろいろと議論しました。不登校の問題、サポートの問題、ありましたが、一部ではない、貧困家庭がずっと広がって、学校教育も難しい状態になる。

このことも突破すべきなのに、市のほうは公共料金を連続値上げして、ますます貧困化しているのに、市民生活を圧迫していく措置をとっている。そういう状況を直視しながら、反対の討論といたします。

終わります。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

(2) 報告事項

①平成27年度教育委員会事務事業評価結果（対象：平成26年度事業分）

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○田中委員

1件だけお尋ねしたいと思います。全体を通してなんですが、細かく評価されていて、事務事業の方向性というところで、課長名でいろいろな方向性、今後の方向性が書かれ

ておるのですが、その後の部長意見覧っていうものがありまして、そこで結構多くの数で課長がいろんなことを書かれている後に、部長が事務事業の今後の方向性については、特に付記すべき事項はありませんという部長意見欄が多いのですが、これはどう理解していいのか、お聞かせください。

○武居教育部長

ただいまありましたとおり、課長の意見で、そのように行って差し支えないということで、意見を書いておらない。これは統一的な書き方という形での例示もされておりますので、こういった表記をしております。

○田中委員

わかりました。ほかの部分でいうと、課長の所見のとおりとかという表現もあるのですが、それと同じと考えて構わないということで、わかりました。

○笹井委員

さっき決算のところでも触れましたけど、学校給食センターについてお伺いしたいと思います。

まず、120ページに、学校給食センター管理運営事業（光）とあります。120ページは、合併前の旧光の事務事業評価で、ここの中段に生徒1人当たりの給食コストが、25年が2万8,562円、26年度が1万1,000円と半減しておる。これは年度途中だったのかなと思うのですが、これがよくわからないので、説明していただきたいのと、あわせて122ページは大和ですけど、ここは特にコストが目標として使われてないので、ここは聞くつもりはないのですが、さらに飛んで、126ページ、新学校給食センター管理運営事業、これが去年の夏から新しく運営されたところになります。この児童生徒1人当たり給食提供コストというのを見ると、実績は3万1,000円となっていると。だから旧光よりふえておる。さらに目標は4万円となっておる。えらい大きい数字を上げられているのですが、この辺の実態、合併とかいろいろ、新センターの建設とかいう事情があったと思うのですが、最終的に、どういう目標を立てられて、どのように取り組まれているのか、この数字の説明と、目標設定あたりを、考えをお聞かせください。

○呉橋学校給食センター所長

それでは、事務事業評価の120ページの事務事業の成果指標というところの一番下ですが、児童生徒1人当たりの給食提供コスト、これの26年度につきましては、4月から7月までかかった費用を、給食を提供した人数で割ったコストということになります。

これは4カ月分のコスト、そして126ページの事務事業の成果指標というところがあると思いますが、これの26年度の児童生徒1人当たりの給食提供コスト、これが3万1,309円ということになっております。新センターにつきましては、去年の9月からことしの3月までの7カ月間にかかった費用を給食提供人数で割った1人当たりのコストということで算出しておりますので、単純にこの120ページの数字と126ページの数字を

比べて、随分高くなったということにはなりません。4カ月間と7カ月間の比較ということになりますので、この数字はそのまま比較の対象にはならないのではないかと思います。

さらに、目標、126ページの事務事業の成果指標の児童1人当たりの給食提供コストの27年度目標、4万208円というのは、人件費と管理運営事業を足して、それで給食提供人数で割ったものを、1人当たりのコストとしておりますが、それを4万円程度に抑えたいと考えているところです。

だから、抑える手段として、小さなことですが、草刈りなんかは自分たちでやるとか、簡単な補修は自分たちでやってみるとか、そういう努力をして、この程度に抑えたいと考えているというところです。その数字がこの4万円というところです。

○笹井委員

26年度については、途中で2つの施設が一つになりましたから、その12カ月じゃなくて、数カ月分というのは、理解しました。

ただ、25年度を見ますと、光は1人当たり2万8,562円でやっているわけです。大和は除きます、分母から、光だけです。ところが、27年度の目標は、1人当たり4万208円ということで、この金額だけを見ると、合併して、コストが6割増ですか。というふうに見えてしまうわけなのですが、なぜこういう数字になるのか。普通、2つの施設を合併して、当初の最初のスタートコストを除いたら普通は安くなる、もしくは同額であるべきだと思うのですが、何で4万円という、従前の数字と比べて高い額になるのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

これは、大和のセンターの数字が抜け落ちておりますので、ただ単純に光と比べたら高くなると思っていただけたらと思います。実は大和のセンターがかなり1人当たりのコストを押し上げていました。決算のとき説明しましたように、25年度の予算と27年度の予算を比べると、1センターになった方が安価になります。

○笹井委員

確かに大和のほうが、コストが高ければ足して合併すれば、旧光より高くなるというのは、理屈は、確かにそれは通ると思います。これは数字ないかもしれませんが、大和は、旧大和は一体1人当たりのコストというのは、幾らぐらいだったのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

旧大和センターの26年4月から26年までの1人当たりのコストですが、この数字は2万6,837円でございます。

○笹井委員

わかりました。旧大和の合併前、4月から7月が2万6,000円ということは、旧光の

倍以上のコストであったということで、それを今回統合したら、27年度の目標としては倍までいってないということでわかりました。

今回の事務事業評価は、それぞれの施設がそれぞれ目標を立てられたものですから、ページ間の統計の取り方なんかの整合性はなくても、これは仕方がないかと思いますが、やはり新しいセンターをつくって、こういうふうによくなりましたというような説明というのは、事務事業評価の場以外でも問われることはあるかと思いますが、こういうふうな現状が、昔の状態がこういうふうになって、よくなったという部分の説明はなされるようお願いいたします。

終わります。

○四浦委員

よく話題になる勤労青少年ホーム管理運営事業なのです。86ページ、つぶさに見てなくて申しわけないのですが、教養講座の企画運営が業務評価でBということです。それから、施設管理業務としてはC、貸し館業務がBと、どうも実態からかけ離れているような気がするのですが、この事務事業評価というのは、去年もたしかやられたですね。去年はどういう評価でしたか。平成26年度です。これが平成27年度ですから、だから対象は26年度事業分ですから、前回といったほうがよかったかもわかりませんが、1年前、平成25年度事業分ということで、ちょっと言い方を訂正しますが、いかがですか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

昨年度の平成25年度決算分については、手持ちの資料がございませんので、申しわけございません。

○四浦委員

言うのもちょっと恥ずかしいような話なのですが、傷みも床なんかもひどい状態になっておりましたが、我々が視察に行ったときは、相当前だったと思います。1年前だったかもわかりませんが、最近は床の傷み、そういうものは全部、修復されておるのでありましょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

現行予算の中で修繕できるものは、修繕しております。

○四浦委員

言葉が少しよどみましたから、修繕しているところはしたが、してないところもあるというふうに受けとめていいわけですね。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

そのとおりでございます。

○四浦委員

こういうのを見せられると、ものを言っておこうかな、もう一遍見直したらいかがですか。

終わります。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

そしたら69ページになるのですが、浄書センターの管理事業は総務ですね。（「総務」と呼ぶ者あり）はい。

71ページの財政事務費は。はい、済みません。財政事務費の印刷製本費ということで123万1,000円あるのですが、これ予算のときには220万円あったのですが、この差額の説明をお願いいたします。

○森重財政課長

財政事務費の印刷製本費123万1,000円は、先ほど御説明申し上げましたように、予算書及び予算説明資料、決算附属資料でございます主要施策の成果の印刷製本に要した費用として執行したものでございます。

当初予算の220万円に対しまして決算額が大幅減となっております理由でございますが、これは平成26年度から事務の効率化、印刷費用削減のため、印刷業者への入稿データをそれまでの紙ベースから電子データに変更したことによりまして、業者側の作業負担が軽減されて、その結果として印刷費用が軽減されたというものでございます。

ただし、平成26年度の予算編成の段階におきましては、電子データ移行の準備を進めておりましたが、費用の削減効果額等、見込むことがその段階では難しかったことから、予算につきましては従来の紙データでの入稿を前提とした積算をしておりましたために決算額との差が生じたものでございます。

なお、この印刷製本費の予算額につきましては、3月議会におきまして決算見込み額に基づきまして補正を行っているところでございます。

○田中委員

今、データ渡しで渡しているということのお話があったのですが、これ職員負担というものはふえているのですか。

○森重財政課長

それまでは紙ベースで渡したものを業者側が一々また打ちかえるという作業が発生しておったことから、それをまたもう一回チェックするということがありましたが、それがなくなりましたので、職員としての負担は軽減されております。

○田中委員

ちょっとわかりにくいのですが、もともとこれをつくるのに紙ベースで渡す前はデータでつくっているのではないのかなと思うのですが、今まではそれを印刷したものを渡していたものが、そのままデータで渡し出したという理解でいいのですか。

○森重財政課長

従来は、各所管が作成した資料をまとめまして、それをそのまま業者にお渡しして、業者のほうで体裁を整えて、こちらに納入されておりました。それが電子データ化ということで、財政のほうで様式を統一いたしまして、それに基づいて各所管が資料を作成して、それをPDF、電子化して、業者に渡し、業者はそれをそのまま印刷にするというように変更したものでございます。

○田中委員

わかりました。対応するのに職員のほうは若干統一書式でやるのに戸惑ったかもしれないけど、効率化として統一したものでつくって、データでお渡しすることによって安くなったという理解をします。ですから、今後もこれぐらいの値段になると理解してよろしいですか。

○森重財政課長

印刷の冊数等に変更がなければ、およそこのぐらいの金額で推移するのではないかと考えております。

○田中委員

わかりました。続いて、同じく71ページの行革事務費のほうで、これが指定管理候補者選定委員会委員報酬というものが1万円上がっているのですが、これ予算のときに2万1,000円で2人ということになっていたと思うのですが、これの説明をお願いいたします。

○松村行政改革・情報推進課長

指定管理候補者選定委員会委員報酬は、冠山総合運動公園の指定管理者を選定するための委員会の外部委員2名分の報酬でございます。冠山総合運動公園の指定管理者選定に当たり、前回の募集の際に4団体からの応募がありましたことから、当初予算の段階では、多数の応募団体があった場合に、まず書類審査を行ってヒアリング審査に進む応募者を選定した後、選定した応募者にヒアリング日を通知して、後日ヒアリング審査を実施することも想定して2日分の報酬を計上したものでございます。

結果的には、応募団体が1団体であり、1日での審査が可能となりましたことから、1日分の支出となったものでございます。委員につきましては、1名当たり5,100円の2名分ということになります。

○田中委員

わかりました。続いて、73ページの広報紙発行事業についてなんですが、市民特派員謝金ということで4万5,000円上がっておるのですが、これ予算のときには6万円が4人分ということだったのですが、この減額の理由をお聞かせください。

○坂本広報統計課長

市民特派員謝金につきましては、市民の皆様との協働・共創によるまちづくりの視点から、広報紙づくりをお願いしている特派員さんへの謝金として、平成25年度から2年間委嘱している特派員さん4人分、1人1万5,000円の6万円を計上したのですが、1人の特派員さんが体調を崩され、特派員を辞退されたため、3人分の4万5,000円の支出となったものでございます。

○田中委員

済みません、そういうことと思わなかったので、理解しました。ありがとうございます。

続いて、同じく73ページの広報紙発行事業についてなんですが、これも印刷製本費ということで859万8,000円上がっているのですが、これも予算のときには2,279万円ということで、大幅減額になっているのですが、この理由をお聞かせください。

○坂本広報統計課長

印刷製本費の主なものにつきましては、広報ひかりの印刷代でございます。広報紙印刷業務につきましては、毎年入札により単価を決定しておりますが、平成26年度の入札につきましては、同一業者に継続的に委託することによる応札額の低廉化や安定的かつ確実な業務遂行の確保などのメリットを見込んで、3年間の長期継続契約による入札に変更した結果、印刷業務単価が下がったことなどによるものでございます。

○田中委員

3年間の長期契約ということなので、26、27、28年度までの契約と考えていいですか。

○坂本広報統計課長

26年6月から29年5月までの3年間でございます。

○田中委員

わかりました。これもかなり効果があるようなのですが……。はい、わかりました。続いて、75ページの財産管理事業についてなんですが、これも予算のほうにはありました。財産価格審議会委員報酬5人分2万6,000円というものが、項目がなくなっているのですが、この説明をお願いいたします。

○森重財政課長

財産価格審議会でございますが、これは本市の財産の取得もしくは処分に関する価格または賃借料の適正な額を評定するため、光市財産価格審議会条例に基づき設置されているものでございます。

この審議会の対象としますのは、財産の取得または処分の場合であれば、財産の見積価格が1,000万円を超え、かつ面積が500m²を超えるものとしているなど、一定の要件に該当するものが対象となります。平成26年度におきましては、結果としまして、この要件に該当する財産の取得や処分がなかったことから、財産価格審議会の開催がなく、委員報酬の予算2万6,000円の執行がなかったものでございます。

○田中委員

わかりました。該当物件がないということで理解しました。

続いて、79ページの電算システム管理事業についてなんですが、施設予約システム使用料ということで、220万3,000円上がっておるのですが、これのシステム自体、どれぐらいの利用があって、効果がどの程度あったのかという部分についてお聞きしたいと思います。

○松村行政改革・情報推進課長

施設予約システムにつきましては、光市スポーツ公園、光市総合体育館及び大和総合運動公園の3施設での利用が可能となっております。

利用状況についてお尋ねをいただきましたが、平成26年度に利用がありましたのは4,059件でございます。このうち、ウェブからの利用が4,024件、簡易版といたしまして、スマホや携帯からの利用が35件となっております。システムの効果といたしましては、導入の目的の一つでもある市民の利便性の向上が図られたものと考えておりますが、本課におきましては、システムの安定稼働と維持、それからシステム全体の利用者数の把握しかしておりません。各施設における利用状況や効果については、申しわけありませんが把握しておりません。

○田中委員

今、利用状況をお聞かせいただいたのですが、この4,059件というのは、全体的な予約件数のどれぐらいの割合なのかというところは、全体が4,059件なのですか。

○松村行政改革・情報推進課長

システムを利用して予約をされたのが4,059件。これは、例えば一度の登録でコートを利用するということのような場合には3件というようなカウントになっております。

○田中委員

わかりました。これ窓口を利用しての予約という部分は、ここではなじまない質問になるのですが、このシステムを使わずに予約された方というのは、いらっしゃらないと

考えていいのですか。

○松村行政改革・情報推進課長

当然、直接窓口に申し込みをされた方もいらっしゃると思います。ただ、そちらの数字については我々のほうでは承知しておりません。

○田中委員

わかりました。全体的の中で、このシステムを使われている方がどれぐらいいるのかというところもちょっと知りたいところでもあるのですが、これを使うことによって、事務仕事のほうの負担が減るのであれば、すごく効果的なものだと思いますので、市民の皆様にも活用していただければと思います。

続いて、主要施策の成果についてなんですけど、14ページの、先ほど少し説明があったのですが、下から4段目のところに目標額1億639万円に対して効果額9,689万円ということで健全化のことについて触れられていたのですが、これのいわゆる未達成になった原因についてお聞きしたいと思います。

○森重財政課長

主要施策の成果の15ページに一覧表で取りまとめをしております。26年度の財政健全化計画の取り組み状況を申し上げますと、まず歳出では人件費などが目標を下回ったものの、歳出全体では目標額4,090万7,000円に対しまして効果額が4,303万8,000円と目標を上回っております。

一方で、歳入につきましては、市税収納率の向上や住宅使用料の収納率向上などで目標を上回ったものの、歳入全体では目標額6,548万円に対しまして効果額が5,385万2,000円と目標を下回りました。この結果、歳入歳出をあわせて目標額1億638万7,000円に対しまして効果額が9,689万円となったものでございます。このうち、財政課の所管でございます財産収入の確保、これが歳入の部において目標を下回っております。目標額2,600万円に対しまして、遊休資産の処分、これが425万6,000円にとどまっております。

この理由でございしますが、平成26年度に実施予定でございました遊休資産4件、予定価格にしまして総額2,929万8,000円、この売却のための一般競争入札を予定しておりましたが、入札参加者を公募いたしましたところ、応募者がなく、不調に終わったということがございました。こうしたことから、財産収入につきまして目標に到達することができず、これも今回財政健全化計画全体の目標額を達しなかった大きな要因の一つであろうと考えております。

○田中委員

わかりました。余り細かいところまではわからないのですが、今御説明いただいて、確かに財産収入の確保という部分が数字的にも大きいなと思って、遊休施設の入札に応募者がおらずということで、ちょっとその専門的なところは僕も不動産屋さんじゃない

ので、こういったところで応募者がいなかったのかなというところはわかりませんが、こういったところにやっぱり参加していただけるような発信なんかも必要なのかなとも思いますので、このあたりは僕も詳しいことはわからないので、今後改善をしながら、この目標達成に向けて取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○森重委員

何点かお尋ねをいたします。

まず、財政健全化計画に関する御説明を今たくさんいただきました。決算書の305ページ、基金管理を初め、今、主要施策14ページの効果額、そして主要施策239の市債の残ということですね。健全化計画の中で5年間をかけていろいろ目標値や健全化の目安を立てられておりますけども、それに対して今いろいろ26年度の説明をいただいたのですが、余りにも広範囲にわたってわかりにくいので、まずこの財政健全化計画の基本目標によりますと、まず市債の現在高は28年度末までには250億円以下にしようとか、財調と減債、また未来創造基金は28年度末までに35億円を確保しようとか、大卒な、借金はどこまでに抑えようとか、市債残高は238に抑えようとか、目標があるわけですけども、それに対して26年度はどういうふうな状況であったかということ、この健全化の目標に対して入れていただければ非常にわかりやすいと思うのですが、で、そのあたりを、今のような健全化計画に対してここまでというふうな、このあたりまで来ていますというのは難しいのかもしれませんが。ただ数字だけで26年度の決算数字だけでははかれませんけども、計画ものは5年間でという最終の目標値がございますので、認定に当たりましては、大体26年度どのあたりまでというところの数字がわかれば、これは難しいかもしれませんが。でも、そのほうがわかりやすいと思うのですよね、聞くのに。

○森重財政課長

財政健全化計画におきましては、まず今委員おっしゃいましたように、市債残高を28年度末で250億円にするとか、基金残高を財政調整基金15億円、減債基金5億円、未来創造基金15億円、これらを達成する、また、実質公債費比率につきましては16%未満を堅持すると、こういったところを目標に掲げております。

まずこういった市債残高、基金現在高、実質公債費比率、こういったものにつきましては、28年度末の状況をみることとなりますが、26年度末の段階ではクリアしておる状況でございます。

財政健全化計画では、5年間の財源不足額、これを16億900万円と見込んでおりました。その16億900万円を解消といいますか、確保するためにいろんな取り組みをしているわけでございます。そういった中で、基金の繰入額、これを除いた効果額で申し上げますと、26年度末の段階では、目標額3億2,680万円に対しまして、3億2,432万円を確保、248万円目標を下回っているという状況でございますけれども、これも5年間で解消ということでございますので、あくまで26年度末の状況で申し上げますと、そういう状況でございます。

○森重委員

28年度末といいましても、いろいろ状況がやはりこういうふうに変わってきますし、国の情勢もまた、国自体もそれはどういうふうになるかわからないという中での一応目標値ということですが、健全に保っておられるということは評価ができると思います。

それともう一点お聞きしたいのですが、14ページで先ほど財政課——これちょっとよくわからないからお聞きするのです。申しわけないですが、一般会計では歳入歳出あわせた5年間の目標額を17億6,400万円、これは済みませんが、この数字というのは主要施策の14ページですかね、財政事務費のところでは5年間の目標額を17億6,435万円としたという、これは済みませんが、財政健全化の所要額の16億900万円とは全然関係ないもので。その意味が、ちょっとここ教えてください。

○森重財政課長

先ほど申し上げました財源不足額を5年間で16億900万円と見込んでおったところですが、計画策定の段階で歳入歳出のさまざまな取り組みにより、目標額としては17億6,435万円に設定したということですが、財源不足額を上回る目標を立てたということになります。

○森重委員

これは突然上がってきた数字ではなくて、今までどこかで、私が見てないのでしょけれども、どこかで健全化計画の中で、この数字というのは示されたということなのか。間間、年度がありますので、毎年出ているわけじゃないので。今これを見て、これは何なのかなと単純に思っただけの話なのですが。

わかりました。じゃあ16億900万円にかわる数字であるということですね。それは違う。

○森重財政課長

先ほどの御質問にございました17億6,400万円の部分でございます。財政健全化計画につきましては、財源不足額を16億900万円と見込みまして、この解消を目標として現在の計画を策定したところでございます。その中で歳入歳出それぞれ、市税収入の向上とか、そういったさまざまな取り組みを行った結果、その策定時点での見込みでは歳入歳出あわせた効果額を17億6,400万円と見込んでいるものでございます。

○森重委員

了解いたしました。よくわかりました。

もう一点、第2次光市行革大綱実施計画の中からちょっとお聞きをしてみます。

ちょっと先ほども出たのですが、参考資料の38ページになります。ここは、その中の

遊休公有財産のところと言いたいのですが、行革の実施計画の体系図から見ますと、1、2、3とあるのですが、1番は市民志向・成果志向の行政経営の推進、これは大体この、今ちょっと振興しているという、手が入られてきたというふうには感じられます。で、あと2番目の選択と集中による行政システムの見直し、それと3番目の組織風土の改革による経営体質の強化、今からこの2と3番が、これから非常に重点的に取り組まなければならない行革ということになろうかと思えますけども、その中で、2の取り組みの中から自主財源の確保ということで、先ほどございました遊休公有財産の処分について、平成24年から25年の間に7,000万円の処分がされておりますけども、6,900万円ぐらいの。そして平成26年度は先ほどの420万円の処分、収入ということになりました。で、今おっしゃったように、公有財産が思うように売れないという実態がよく見えたわけですが、これだけのものが売って、これだけの収入が見込まれるというものが、実際にふたを開けてみると、なかなかこれは思うように入札にも至らないというような、申込者がいないというような実態ということになるわけですが、このあたり、あと28年度までに5,600万円ぐらいの目標値に対して残りがあるわけですが、これからの取り組みとしては、今までどおりのものをきちっと進めていかれるというふうに捉えていいのですか、それでは。

○森重財政課長

遊休財産の売却でございます。確かに26年度につきましては入札が不調に終わったわけですが、不調に終わりました物件につきましては現在、随時売り払いということで、先着順のお申込みを受け付けております。

そういったことで、さまざまな購入機会の確保ということに取り組んでおるわけですが、現在の状況を申し上げますと、随時売り払いの中にも売却ができたというものもございます。引き続き随時売り払いについては取り組んでまいります。過去入札が不調であった物件につきましても、再度の入札とか、そういったことにつきましても検討してまいりたいと考えております。

○森重委員

わかりました。先ほどもございましたように、やはり司法とか、やはりこの辺はセールスというか、そのあたりの感覚・感性が問われてきますので、いいぐあいにはこれがまた売却できるように、しっかり手だてをまた考えていくというのも今後の大きな自主財源の確保につながりますので、よろしく願いしたいと思います。

○笹井委員

では、全部で5項目ぐらいあります。最初に、さっきの説明でちょっと理解が足らなかったところをお聞きするのですが、決算審査参考資料の29ページ、こちらのほうに財政指標がありまして、最初経常収支比率の推移101.5になると。101.5になる理由は先ほど説明がありまして、人件費の増とかいうことはわかりましたが、この101.5というのが、やっぱり極めて高い数字であると。

だからこれで大丈夫なのかどうなのかという部分の説明がなかったし、私も実感が持てませんので質問します。

この101.5という数字、県内の他市の動向と比べてどうなのか。そして101.5で、これは危険な数字なのか安心な数字なのか。まあ安心な数字であるとすれば、どういう根拠をもって、これでもう光市政は大丈夫というふうに言えるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○森重財政課長

経常収支比率の101.5でございます。この数字が上昇しました理由につきましては御説明申し上げたとおりでございます。26年度の市税収入等が大幅に減少しております。計算上の分子であります経常的な経費というのは若干マイナスになったわけですが、分母であります財源のほうが大幅に減ったということで一気に数字が悪化したというものでございます。

この数値の上昇というのは、危機的な財政状態にあるということを示すわけではございませんけれども、この数値が高いほど自由に使えるお金が少なく、臨時的、また突発的な状況に対応することが困難となる可能性が高くなるというものでございます。ただし、財政運営上は、このグラフを見ておわかりいただけますように25年度の数値が改善されております。これは26年度とは逆に市税収入が好調であったということがございます。そのときに財政調整基金に、翌年度に備えてしっかり積み立てを行って、それを26年度で取り崩して、不足する財源を補填したという年度間の財政調整を行っております。

101.5%が安心とかそういうことは申し上げられませんし、経常収支が高い、これは改善していかなければならないものでございます。しかしながら、本市の場合、法人市民税の税収全体に占める割合が高くなっております。これが年度間の税収の変動を大きくする要因の一つでございます。これは本市の特徴でもございますので、どうしても、そうした年度間の調整、年度間のこういった数値の変動というのは、今後も出てくると思っておりますので、税収が好調であったときにはしっかり蓄えをして、翌年度以降の財政運営に備えるということで安定的な財政運営を行っていきたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。確かに今の説明のとおり29ページの基金の表を見ますと、去年は基金を積み上げたのがことしは取り崩しておるということで、これが経常収支比率と対比になっているのかなと理解しました。

また、他の実質公債費比率や財政力指数の数値などはいい方向に行っていますので、短期的な変動が今回出たのかなという理解はいたしました。

ただ、しかしながら、基準となる財政額よりも経常的な経費のほうが100%を超えておるといのは、これはなかなか指標の本来の目的からしても、決していい数字ではないということで、今後ともよく注意していきたいと思います。

それでは、主要な施策の成果の15ページ、先ほど先行議員も取り上げましたが、かぶりますが質問します。主要な施策の成果15ページの財産収入の確保ですね、目標額に対

する効果額が16.4%にしかになっていないということでした。先ほど説明で、土地の入札が不調だったということですが、まずこれ結局どこの土地が売れなかったのか説明してください。

○森重財政課長

この入札の不調でありました土地でございます。場所で申し上げますと、現在ホームページにも随時売り払いということで掲載しておりますが、室積6丁目、虹ヶ浜2丁目
が2件、虹ヶ丘4丁目
が1件、計4件でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

それで、この財政収入の確保は土地の売り払いだけではなくて、庁舎における自動販売機の設置の手数料なんかも当初の目標額の中に入っていたと思います。予算書にも例年この自動販売機の設置などが財政健全化計画の歳入の拡大欄で計上されておるのですが、自動販売機の設置、あるいはそういう施設の有償の利用など、そういうところの目標額と効果額というのは、この数字で報告ができますか。

○松村行政改革・情報推進課長

申しわけありません。今手元に資料がございません。

○笹井委員

決算ですから、内訳があるものであれば答えていただかないと審議にならないのですが、ないと言われれば、それ以上聞きようがないのですが、26年度予算には自動販売機の設置による歳入の拡大という項目があったと思うのですが、その実施状況についてはどうなのでしょう。

○松村行政改革・情報推進課長

申しわけありません。それにつきましても手元に資料がございませんので、お答えいたしかねます。

○笹井委員

3月の予算審議のときにも、これ議論しましたけれども、市全体としてはそういう手数料の増加を目指そうと、自販機の設置をしようという計画を上げられておるのですが、各所管にそれぞれ聞くと、全く予定がありませんというような回答が予算審議のときにも多く見られました。恐らく今決算においても私はそういう状況にあると思っております。ここは市全体として計画を上げられている以上、各所管に厳しく指導してきちんとやっていただきたいと思っております。

この数字もぜひ教えてほしいのですが、今ないということですので、残念ですので、また別の機会に伺いたしたいと思います。

次にまいります。主要な施策の成果25ページにまいります。

25ページ一番下、テレビ放送でKビジョン、施政方針と市議会の一般質問のテレビ放映を行いましたということで報告にあります。これの中でどれぐらい市民の方に見られているのか、視聴率みたいなものの数字はありますか。

と言いますのが、今回参考資料として事務事業が出ていますが、事務事業のところのこのテレビ放送の評価欄はKビジョンの加入者しか書いてないのです。Kビジョンの加入者自体は、余り市の評価項目で私はないような気がしておるので、市として結局その放送がどれだけ見られておるかというような評価できるような数字というのはあるのでしょうか。

○坂本広報統計課長

Kビジョンの視聴についてのお問い合わせでございますが、視聴率はあるテレビ番組をその地区のテレビ所有世帯のうち何%が視聴したかをあらわす推定値であります。視聴率の測定は、基本的にモニター世帯に設置されるテレビに接続した専用の機器から得られるデータをもとにして調査をするようではありますが、Kビジョンでは視聴率の調査を行っていない旨の回答を得ているところであり、視聴率の数字はございません。事務事業の意図の達成度が図られる指標ということで、Kビジョン議会中継の意図は議会中継を通じ、市政に関心を持っていただくことであり、アンケート調査結果などの評価項目も考えられますが、把握できる数値としてKビジョン受信世帯数を評価項目としているところでございます。

○笹井委員

事務事業のことは、これは参考資料なので、あんまりここで突っ込んだ議論をするのもどうかとも思いますが、私はKビジョンの加入者がふえたから、この情報化が所管するテレビ放送の評価がふえるというものではなくて、やっぱり視聴率、もしくはどれだけ見ているかというような市政のアンケート調査なんかですね、そこでやっぱり数字を把握しないと評価にならないと。大手企業がテレビのコマーシャルを出すときも、視聴率とかアンケート調査などは物すごくこだわるのは、これは業としてやっているから当然ですけども、市政においても公費でから放映しているわけですから、その評価はきちっとした数字がいずれかの方法で要るのではないかと考えます。

次にまいります。主要な施策の成果の39ページ、情報推進費にまいります。

情報推進費の中に入っておると思いますけど、市役所のホームページの担当は情報推進課のほうで所管されていると思うのですが、主要な施策の成果の中には、ちょっとホームページのアクセス件数という数字が入ってないようなのですが、これ数字がわかりましたら教えてください。

○松村行政改革・情報推進課長

ホームページのアクセス件数に関するお尋ねでありました。平成26年度のホームページのアクセス件数44万8,103件でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。数字がきちんと出ているようですから、ここ二、三年の動向も、もし数字がありましたら教えてください。

○松村行政改革・情報推進課長

決算審査参考資料をごらんいただければと思います。34ページに掲載しております平成24年度が36万3,401件、申しわけありません。下から4段目でございます。25年度が38万5,831件となっております。

○笹井委員

わかりました。これは私が決算審査参考資料を見逃していました。

このアクセス件数というのは、私は主要な施策の成果に載るような主要な数字じゃないかなと思っておりまして、これは教育委員会のほうで言いましたけど、何が主要で何が主要でないかという精査がもうそろそろ必要ではないかなと思っております。これはまた議会の中のほうでも今わかりやすい予算決算資料ということで議論が始まっているところでございますが、その辺の精査をまた今後とも双方とも考えていかなければいけないのかなと考えております。

次にまいります。同じく情報化になりまして、先行議員とまた被りますが、施設予約システムの稼働状況が4,059件であるということは先ほどの先行議員の質問でわかりましたが、これはやっぱり私は全体の予約件数のうち、何割がこの情報化が担当する施設予約システムの稼働により何割がオンラインで申し込まれているのかというのは、これは聞きたいし、答えていただきたい部分だと思うのですけれども、どうなのですか、全体のうち何割ぐらいをこのシステムで申し込まれているか。それは数字が答えられますか。

○松村行政改革・情報推進課長

申しわけありません。詳細な数字というのはつかんでおりませんが、予約の件数の中で2割程度というふうに伺っております。

○笹井委員

わかりました。これ対象となる施設は、この各部局ごと全部横断的にあるのだったのですかね。

○松村行政改革・情報推進課長

対象となる施設につきましては、光スポーツ公園、それから光市総合体育館、それと大和総合運動公園の3施設でございます。

○笹井委員

わかりました。私もうちちょっと所管が多いのかなと思っていましたが、これは勉強不足でした。

2割程度ということは、結構な数が私が入っていると思いますし、遠方からの予約の方も最近おられますので、こういうシステム的な稼働というのはこれから重要になってくると思います。また、そこら辺の状況については、私も調査しながら、また質問していきたいと思います。

次に、主要な施策の成果の41ページになります。一番下、地域イントラネット管理事業がありまして、ことしは引き込み管8本の設置を行いましたということです。これはこれで別に記載としてはこのとおりでいいと思うのですが、このイントラネットのケーブルがどれだけ利用されているのかというようなデータというのはあるのでしょうか。例えばこれが道路であれば、車が年間何台通ったとか、施設であれば部屋の稼働率が何割であるというような数字があると思うのですが、このケーブルについて、そういうふうな稼働量とか情報量と、こういったデータはないのでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

稼働率、情報量ということだと思いますけれども、現状本市のほうでは、そういったデータは取得いたしておりません。

○笹井委員

取得してないと言われると、結局私どもは決算審査をして、そのケーブルの設置が適切なのか、それとも供給多可なのかという判断ができないので、やっぱりそちら側からこれだけの情報量があるからケーブルが必要なのです、みたいな報告を、そういう数字というのは何か言っていただきたいのですが、そういうふうな何か必要性とか結果みたいなのはありますか。

○松村行政改革・情報推進課長

情報システムの世界におきましては、技術や機能の向上に伴いまして取り扱うデータのサイズや量が大きくなり、これらに比例して通信技術も向上し、高速かつ大量な通信環境が整備されてまいりました。家庭においても光ファイバー通信が普及する中で、多くの情報をやりとりする本市のシステムにおきましても、業務に支障が生じないということを目指して光ファイバーケーブルによるネットワーク環境の整備を行ってきたところでございます。この目的というものは達せられていると考えております。

今後の情報化の進展における情報量の増加等も予測される中で、委員が申された視点というのも重要であるということは認識しております。整備に当たりましては、通信が集中する場所には芯の数の多いケーブルを、ネットワークから枝分かれした施設などには芯の数の少ないケーブルをそれぞれの設置の状況に応じて配置するなど、通信量に応じた形での対応を行っているところでございます。

○笹井委員

大体理念的なものはわかりました。数字はなかなか難しいのかなと。光ファイバーの情報量なんていうのは目に見えませんが、そういうふうな観点で取り組まれていることは理解いたしました。

最後ですが、これも情報担当課の所管になると思うのですが、職員OA研修というのをやっておられると思います。これについて、どのような内容をやられたのか、そして受講者は市の職員の中でどういう職員なのかお答えください。

○松村行政改革・情報推進課長

研修の状況についてお尋ねでございます。

平成26年度はセキュリティー研修を中心に実施し、セキュリティー研修につきましては全部で79名の研修を行いました。この内訳といたしましては、過去5年間のうちにセキュリティー研修を受講したことの無い職員のうちから37名、新規採用職員の19名を指名して、一般的な情報セキュリティー研修を実施いたしております。

また、各課に情報関係の窓口として情報アシスタントというものを選任していただいておりますけれども、このアシスタント17名には、過去の受講履歴を勘案して一般的なセキュリティー研修とステップアップした実践的セキュリティー研修を実施いたしました。さらに日常的に情報業務に携わる本課の職員6名が過去の受講歴や職階に応じた研修を受講いたしております。

研修の方法といたしましては、eラーニングという研修方法で、職場のパソコンを利用してネットワーク経由で地方公共団体情報システム機構が提供する研修を受講するもので、業務に余裕のある時間等を利用して受講することができる方法でございます。

なお、セキュリティー以外の研修といたしましては、新規採用職員に対して採用時にメールや内部事務システムの操作研修を実施いたしております。

○笹井委員

eラーニングというのが、初めて聞いたのですが、これはだから今座っている業務の席で勉強できるということなのですか。私が一般的研修といたら、別の会議室でコンピューターがあるところで何か半日研修とかをやるのかなと思ったのですが、これは今のパソコンを使いながらできる研修ということでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

現在使用しているパソコンを使用してできる研修でございます。定められた期間内に先ほどの地方公共団体情報システム機構のサイトに接続いたしまして、配付されますID、パスワードでログインをして、表示される画面に従って研修を受けた後、修了テストを受講いたします。修了テストは60点以上で合格となり、下回った場合には再テストを受けるようになります。

○笹井委員

わかりました。随分何か現場の動きというのは、私が思ったより進んでいるのだなと

思いました。ただ、テストがあるということと、その合格率みたいなものはありますでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

申しわけありません。合格率については今手元に資料がございません。

○笹井委員

まあ余り聞くほどのことでもなかったかなと思いますが。

あと、これを受けるのは結局、係長級とか課長級とか主任級とか、役職上、決まっておるのですか。それとも新採から部長まで1回は受けるという、全員チャレンジするのだというようなものなのでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

現在行っておりますセキュリティーの研修につきましては、一般的な一番基礎的なものでございますので、特に職階は設けておりません。

○笹井委員

わかりました。一昔前の役所ですと、何かもうコンピューターが使えないというような管理職の方が随分私自身も見てきた覚えがあるのですが、今は一応部長さんでも皆自分でメール、アップロード、表計算などはできる状況にあるのでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

ほぼ皆さんできる、メールのやり取りとか掲示板のやり取りなど職員間でのやり取りというのはほとんどシステムで行っておりますので、皆さんできるというふうに理解しております。

○笹井委員

はい、わかりました。終わります。

○四浦委員

決算書は77ページ、電算システムの関係ですが、決算の折には確かめておきたいというのが幾つかありますのでお尋ねします。

なお、主要な施策の成果が41ページになろうかと思いますが、年度別で精査件数、たしか200万円以上だったと思いますが、24年度が7件、25年度が10件、26年度は12件というように主要施策の成果では整理をされております。

そこでお尋ねしますが、たしか何年前でしたかね、2年ぐらい前でしたか、SEですね、システムエンジニアリングの単価が引き下がったということなのですが、これは光市だけのことだったのでしょうか、それとも全国的に、あるいはこの近辺だけとか、そういう、どういうことになりましょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

S E単価の引き下げにつきましては、平成25年末にもともと6万2,500円だったものが5万円に引き下げをさせていただいております。これにつきましては、本市が相手方の業者と交渉してこの金額にしたもので、他市の状況等については承知いたしておりません。

○四浦委員

少なくとも周南3市は、そう熱く聞くようなことでもないのですが、周南3市、周南市・下松市・光市は少なくとも同一の業者になっていたかなと思いますが、そこも確かめたことがないのですね。

○松村行政改革・情報推進課長

周南市、下松市の単価について、確認したことはございません。

○四浦委員

そうしますと、単価は下がったということでめでたいことなのですが、ここでの議論は相当生きたかなという気がします、同時にこれはやっぱりブラックボックスのようなものがありまして、単価が下がっただけで、じゃあ万全かといいますと、なかなかそうも言い切れないところがあります。で、後のことはちょっと簡単に聞きますが、1年前ぐらいだったかな、提起をした自治体クラウドについては、その後、研修などもたしか行かれたように記憶をしておるのですが、その後どういうふうに進んでいるか教えてください。

○松村行政改革・情報推進課長

自治体のクラウドの取り組みでございしますが、今年度になってからの動きではございますけれども、県内4市6町で導入を見据えた準備の会を設置いたしております。

○四浦委員

決算審査には私は非常にゆかりが深いと思います。なぜなら、電算システムにおいて、過去の議論を通じて、いかにそのブラックボックスになっているところを突破して、それ相応の価格と行ったほうがいいと思いますね。委託料を今までが不正常だったので、それを引き下げるという覚悟で質問していますから、決算審査には全く合致しているというふうに思います。

当初、見積総額が、これ主要施策の成果ですね。1億5,800万円だったの、12件で総額これだけだったのが2,132万幾らが削減総額になって、削減率は13.49%ということがあります。コンサルタントも入れて、詰めた話をされていると思いますが、そこの苦労話を聞かせてください。

○松村行政改革・情報推進課長

本市で調達評価といいますか、業者のほうと交渉しております過程でございますけれども、システムの改修に当たりましては、国の制度改正などによる場合、大手事業者におきましては、基本的な部分についての改修のパッケージというようなものは準備する事例が多く、システムの基本的な部分はこのパッケージを適用することで対応することがほとんどだろうと思います。

一方、各自治体におきましては、システム導入前、それぞれのところで実状に合わせた独自の改修を行っております。交渉に当たりましては、コンサルの情報をもとに、こうした他事業者、他業者のパッケージの料金であったりとか、他業者が行う場合のSEの労働時間数であったりとか、こういったものを参考に本市の業者と交渉いたしておりますが、苦労話ということになりますと、価格交渉の中でなかなか応じていただけないというようなところもありますけれども、それはこちらも根拠を示して粘り強く交渉しているというところでございます。

○四浦委員

表現としては根拠を示して粘り強くということですので、もうちょっと踏み込んでお尋ねをしますが、そうしますと、26年度で12件だったのですが、これは全国的に、例えば法改定による電算システムの保守、改修委託料ということになりましようかね。それは類似の傾向があって、仮に全国で委託業者が50件なら50件、あるいは100件でもいいですね、持っていた場合、法改定によるところのいわゆる作業量、システムエンジニアの時間数、日数ということになるのですね、それが大幅に短縮できると思いますが、では精査件数のうち、その全国共通のものは何件ですか。

○松村行政改革・情報推進課長

26年度に実施いたしました12件のうち9件が全国的な法改正等に伴うものでございます。

○四浦委員

4分の3という多数がそうだったということで。じゃあ、その多数の4分の3については、どういうやり取りを業者とされましたか。あるいはコンサルタントにもアクセントをつけて、ここはこういうふうにとつ、どういいますか、進めてほしいというふうなことなどはきちんと話していると思うし、そこらについてはどういうふうに進められましたか。

○松村行政改革・情報推進課長

先ほども少し申し上げましたけれども、コンサルのほうには他事業者の価格との比較で、SEの工数という表現をしますけれども、必要な時間数等を他の事業者がよその類似した市に導入する際のもの参考に比較をさせていただいており、それに基づいて本市のシステムに必要な金額というものを我々のほうでも推計いたしまして、その金額をも

とに交渉をいたしております。

○四浦委員

この問題については、以前の議論をした折には、今のような法改定による共通事項で、例えば50自治体あって、それが同じ業者がその50自治体を担当しよるということになる、同じ作業を一からやるということはないわけですね。1つの自治体でシステム改修をやれば、それは他の自治体に当てはまることのできるのだということで、これは議論していきましたから、いつからそういう法改定などにおける大幅な減額と申しますか、いうものは、この光市の場合は進めてこられたのですか。

○松村行政改革・情報推進課長

申しわけありません。ちょっと質問の意図がはっきりとわからなかったので、もう少し詳しく教えていただけませんか。

○四浦委員

簡潔明瞭、詳しくやったつもりなのですが。

そういう法改定などの共通事項を持っているものについては、これはアクセントをつけて大幅な減額がふさわしいと思いますが、それは当初からやってはなかったと思うのです。いつからやり始めたわけですか。

○松村行政改革・情報推進課長

この調達評価と申しますか、コンサルへの委託という形で開始をしたのは平成20年度からでございます。

○四浦委員

いやいや、コンサルに委託したということを知っているわけではないのです。そういう、例えば今回の場合、4分の1のところと残りの4分の3の法改定で、どの自治体も同じ作業をやってしかるべきだというふうなものとの区分けをしとったのはいつからかって、こう聞いているのです。

○松村行政改革・情報推進課長

そういった区分けをいたして交渉をしたことはございません。それぞれのシステムの改修、更新に対して必要な事業量というものを勘案いたしまして、それぞれそれを価格に反映した形で交渉をいたしております。

当然、委員のおっしゃられるように、パッケージの価格というのはたくさんつくれば、その分、割引というものはあるかと思えますけれども、それぞれの市町村に出向いて行う作業は、別々のSEが実施いたしております。同じ人間が何カ所にも出向いて、何十カ所にも出向いて同じ作業をするというようなことにはなりませんので、当然一人一人の作業に対して必要な費用というものは手当すべきであると考えております。

○四浦委員

今の全く腑に落ちない話ですね。そうすると、その減額のしようがないじゃないですか。このパッケージ化したものを当てはめるのに人が違うから、例えば、ここの場合は日立なのです。下松市や周南市に行ってやる場合、同じ日立ですから、そのパッケージ化したものがそのまま使えるのではありませんか、それはいつからそういうふうになっておりますか、大幅な減額はできるはずですねって聞いているのです。

○松村行政改革・情報推進課長

パッケージの料金についての交渉というのは、これは当然いたしておりますけれども、その作業につきましては、前にも申しあげましたように、それぞれがカスタマイズをいたしておりますので、パッケージを当てた後の作業の量によって大きく変わってまいりますので、そういったあたりについては、それぞれ本市の部分については本市に必要な作業量というものを精査いたしまして交渉をいたしております。当然パッケージの費用についても、先ほども言いましたように、他事業者との価格等の比較などによって減額を求めるといようなことはいたしております。

○四浦委員

どうも不可解なのは、今これだけやり取りをしているのに、周南3市は同じ委託業者だということのはっきりしているのに、コンサルタントを入れて、そしてその委託業者とやり取りをという話が出るのですが、もう今の答弁の中に、ずっとこれだけやっている中で、ほかの下松市と周南市とはこういう連携をとっていますという話がもう全く出ないのは、よいよ、腑に落ちないのです。そこはどうか。

○松村行政改革・情報推進課長

制度改正に伴う部分につきましては、基本的な部分につきましては、工数であるとか、作業内容であるとかというような連絡といいますか、情報交換はいたしておりますけれども、それぞれの具体的な作業内容でありますとか、金額というものについての情報交換というものはいたしておりません。

○四浦委員

一度でちょっと非常に議論をしていたら、ますますその疑問が高まってくるというふうなこの分野、議論になりましたが、また別の機会にやりたいと思います。

それから、先ほどの議論の中で、先行議員のやった中でちょっと重なるといいますか、参考になった部分が1つあるのですが、決算書の71ページをお願いします。

備考欄の4段目に印刷製本費ですね、財政事務費というものがあります。これは主要施策の成果の印刷をしたということでしたが、従来ペーパーで扱っていたもの、委託業者にペーパーを渡して、それで今回は電子データを切りかえることによって、予算約220万円に対して決算は123万余りということで大幅に減額をしたということなのですが、

政策企画部で扱うものの中に、ほかにもそういうペーパーで扱っているものがありますまいか、今の段階では。なお、それを電子データで業者に提供するというふうなことはいかがでありますか。

○小田政策企画部長

部全体というお尋ねだったので、私のほうから若干お答えさせていただきたいと思いますが、思い当たるそういうふうなものに関しましては、紙ベースというよりも、今の時代でありますから電子データか、もしくは内部で物をつくったものをそのままダイレクト印刷をしてもらおうという方法で印刷をしているケースがほとんどだろうと思います。

先ほど財政課長のほうが申しました主要施策につきましては、庁内のあらゆる部課から、その部分に関するものが出てきているので、当然その所管はワードでつくるだろうと思いますけど、データ化をされているのだろうと思いますけれども、それをそのまま印刷できるような形にして業者に渡しているのではなくて、業者のほうでそれを加工して体裁を整えて印刷をしてもらっているので経費が若干かかるということで、業者のほうには基本的には政策企画部の中では電子データで渡しているケースがほとんどだろうというふうに思います、印刷に関しては。

○四浦委員

電子データで渡しているものが多いだろうというのは、ペーパーでいまだに通じているというケースもあるだろうというふうに受けとめていいわけですね。

○小田政策企画部長

これはというような確信が持てないので、ちょっと濁った言い方をしましたけれども、基本的には電子データで渡しているというふうに思います。

○四浦委員

ちょっと似たような話になるのですが、決算書の73ページ、ここは備考欄の下のほうから15行目あたりに広報広聴管理事業があります。この中で、その下、2段下、印刷製本費、さっきお聞きしておると、予算が2,200万円余りというところを実際に印刷製本の決算は859万円余りということで、もう半分以下と、4割削減というような画期的な成果を上げられたのですが、これについても同じようなことを聞きますが、3年契約にして、いわゆる中期契約にしたために、そういうその節約ができましたということなのですが、ほかの分野でもいかがですか、その政策企画課の中で。この種のものがありますか。

○小田政策企画部長

部全体のことなので、私のほうからお答えさせていただきます。

政策企画部の中で継続的に広報のような発行のような形態で発注するようなケースは、

ほかにはないというふうを考えております。

○四浦委員

そうそうはないだろうなと思ったけど、政策企画部っていうのは分野が狭いですよね。だからたくさんテーマがあるわけではない。副市長にちょっと。少しずれるかもわからんけども、市役所全体で言えば、応用編ですからね、所管が違うとか何とかいうやぼなことを言ってほしくないのですが、まあ言ってもいいですよ。いかがですか。相当あるのではないですか。

○森重副市長

今、四浦委員のほうからは、印刷製本に限って長期継続契約についてのお尋ねですが、現状、印刷製本で長期継続契約をしているケースは、今正確にお答えすることができかねますが、広報ひかりが初めてだったと思っております。

○四浦委員

という極めて素直な答弁をいただきましたので、この問題については、また全体の取りまとめ役でもある政策企画のほうでも音頭を取っていただいて、全市役所内でこういうことを実施されて、これ節約にもというふうなことでお願いをしておきたいと思いますがと思います。

ちょっと口開きついでに言いますと、これは分野が違いますから、ひとり言と思って聞いていただければと思いますが、例えば市長などが今回の決算議会で説明をします。あるいは政策企画部長がその補足説明をします。そういうものが議会事務局にやっぱりペーパーで提供はしていただくのですよ。これだけ進んでおるのに、電子化されて、電子データで送っていただければ簡単に済むし、しかも経費の節減にも結びつくと思いますので、庁内にもほかにもそういうケースがたくさんあると思いますので、ひとつそのことも要望しておきたいと思います。それが要望です。

次に移ります。ちょっと少々ありますからお願いしますね。

今回の説明の中に、例えば主要施策の成果、240ページ、借入先別の利率及び利率別現在高の状況というふうに、いわゆる市債の状況というものがありますが、これの差し引き現在高、左から4行目、4段目と言うたらいいのですかね、2,381万余りと、こういうふうに出ていますが——40ページと言いませんでしたか。ごめんなさい、240ページです。238億ね。25年度が229億ということで、最近この借入金額がずっとふえていく傾向にあると思いますが、これがどの程度変化をしているかデータをお持ちですか、ここ七、八年ぐらいのうちに。いわゆる市川市政になってからというぐらいで示していただきたいと思います。

○森重財政課長

一般会計の市債残高の推移でございます。残高につきましては、平成21年度、これが約178億2,000万円でございます。そこから上昇に転じておりまして、平成26年度は約

238億1,000万円となっているところでございます。

○四浦委員

それでは、もう一つのテーマで積立金のほうもお聞きをしたいと思いますが、これは基金の欄ですから、決算書305ページ、一番末尾ですかね。ややこしい話は除きまして、光市財政調整基金、これが26年度末で29億7,000万円余り。それから減債基金10億3,500万円余りということですが、このこれについては、積立金についても、基金ともと言うべきなのでしょうか、次第に市川市政になってから引き上がる傾向になっているのではないかと思います、七、八年前と比べてどういう推移になっているか教えてください。

○森重財政課長

財政調整基金及び減債基金の残高の推移でございます。平成19年度時点で申し上げますと、財政調整基金約22億8,000万円でございます。

一方、減債基金でございますが14億8,000万円でございます。

○四浦委員

議員の中には、借金減らせということをお口癖のように言う方もいらっしゃいましたが、なかなかそうならないというようなことも今の説明の中ではありましたが、いわゆる借金が増えればというものではありませんから、抑えてくる努力はしてきたかと思いますが、ではどのように取り組んでおられたか、抑えるための措置ですね、それはどういうふうにやられてきたか、それを教えてください。

○森重財政課長

市債の借り入れに当たりましては、交付税措置があるもの、これを重点的に選択しております。市債残高が増えているということがございましたけれども、この主な要因となっておりますのは臨時財政対策債、交付税が振りかえられたこの臨時財政対策債が大幅に伸びておるといっても市債残高が増えている要因の一つでございます。

○四浦委員

財政というのはなかなか難しいものだろうなと思います。

それでは、ちょっとテーマ変わって、もう一つまいりたいと思います。

決算で75ページ。決算、参考資料のほうですね、薄いやつです。これで、34ページ、毎年光市まちづくり市民アンケートを企画のほうで取り組まれております。これについて改めてまたお尋ねしますが、全部で何項目になっておりますか。

○岡村企画調整課長

設問数で申しますと22項目となっております。

○四浦委員

間違いありませんか。

○岡村企画調整課長

失礼しました。設問数で言いますと、提言まで含めると23項目というふうになっております。

○四浦委員

もう一遍言いますが、光市まちづくり市民アンケート、報告書が出ている分ですが、それでそうですか。

○岡村企画調整課長

満足度の項目ということでございますと43項目、それからアンケート全体の設問で言いますと、先ほど申しました23項目ということになっております。

○四浦委員

この中に最新号を見ても、あいかわらずというべきか、市民の暮らしが今どういうふうになっているか、このことについて市民に率直に問かける項目はなかったと思いますが、いかがですか。

○岡村企画調整課長

そのあたり、市民の暮らしに率直に問かけるという部分を満足度というような形でお尋ねしているというふうに理解しております。

○四浦委員

お尋ねした項目はないということですね。で、この種のアンケートというのは、ほかの部で取り込まれるということはずないと思いますので、じゃあ政策企画部のほうで、市民の暮らしが今どうなっているか、そのことを率直に問かける、そういうアンケートなりは実施を、アンケートじゃなくてもいいですよ、何でもいいのですが、広範な市民にそれを問かけて集計をしていく、そのことはやられたことはありますか、どうですか。

○岡村企画調整課長

市民の皆様にも率直に問かけるという点では、このアンケートのほかに対話集会、そういったものを通じてお伺いをしてきた経緯もございます。そういったことを通じてお伺いしてきたところでございます。

○四浦委員

お伺いした結果はいかがですか。

○岡村企画調整課長

対話集会の要旨については手元に持ち合わせてないのですが、アンケートにつきましてはこの結果のほかにも、それぞれまちづくりに対する意見提言ということで、文字として回答いただいております。そうしたものはアンケートの報告の巻末のほうに資料として計上させていただきます。

○四浦委員

話がずっとすれ違っていたということは、今の答弁でようわかりました。私は暮らしが市民のほうは今現状、過去と比べてでもいいですよ。楽になったか、苦しくなったか、そういう問いかけをしたことがありますかと聞いているのです。もし対話集会でそういう話を出して集計でもしたならば、その集計結果を教えてくださいと言っているのです。

○岡村企画調整課長

対話集会の中でそのような問いかけはいたしておりません。

○四浦委員

終わります。

討 論

○四浦委員

追加認定第4号 平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について、この所管分について反対の討論を今から行います。

反対する理由は、委員会ですから簡潔にやりますけども、今のいわゆるまちづくりのアンケートにかかわっての議論の中でも明確に出ておりますように、この市政のもとで、まあ情勢的にはもう明らかです。非正規雇用が広がり、市民の中に異様な勢いで厳しい、あるいは、二馬力でないとやっていけない。そういうことから、サンホームなどの定数を大幅に増やさないといけんというふうなことが起こってまいりました。

しかしながら、市の根幹にある市民の状態をつかむという点で、今、市民がどういう暮らし向きになっているか。そういうことについて、全く問いかけもしないし、もちろん問いかけないから掌握もできない状態になっている。

この間、市川市政になってからも公共料金は連続的に値上げをして、大幅な値上げをやった公共料金もありました。そういうふうな流れをつくる中で、じゃあ一方で、市の財政の健全化をこれだけ声高に言っているから、借金は減らしてきたのかといえば、借金はむしろ増える傾向にある。市の財政にとっても、やっぱり黄信号がともっているのではなかろうかというふうな思いをいたします。

以上のことから、この認定について、反対討論とします。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：縄田地域づくり推進課長、藤本生活安全課長、田中市民部次長、
井上収納対策室長、田村市民課長、大山人権推進課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、七、八項目、各課あたり必ず1つありますが、1つずついきたいと思います。

最初は、主要の施策成果7ページ、これは税務関係になりますか。主要の施策の成果7ページに市税の徴収整理のやり方として、催告隣戸訪問、あるいは裏のページには財産差し押さえなど取り組んだという記載はあります。これ件数が出てないので、ちょっと件数を教えてください。そして、私は税務関係の成果というのは、確かに前の表にありますように、収納率とか調定額というの、これも大事だと思いますけど、税務部局がどういうふうに取り組んだかという、取り組みの件数なんかも、私は主要な施策の結果報告になるのではないかと思うのですが、これ何で成果に記載がないのか、その辺も何か考えがありましたら、教えてください。

○井上収納対策室長

まず、議員御質問のそれぞれの件数についてお答えいたします。

26年度は催告書の件数が4,849件、隣戸訪問件数が3,838件、差し押さえ件数が116件でございます。現在は主要施策の成果の7ページ、下段1項の文書の中で催告隣戸訪問差し押さえといった、先ほど言われましたような取り組みの状況についてお示しをしておりますが、件数については記載しておりません。主要施策にこういった件数を掲載して成果として発表するかどうかについては、今後の検討課題としてまいりたいと存じます。

○笹井委員

わかりました。今回決算審査ですので、市当局がどれだけ取り組まれているのか、こっちも分析しないと評価できませんので、今のところもうちょっと詳しく聞きます。催告件数とか隣戸訪問差し押さえ、対前年と比べるとどうなっておるのか、対前年の数字をわかれば教えてください。

○井上収納対策室長

まず催告状ですが、ことしが4,849件に対しまして前年度が3,157件、それから隣戸訪問件数がことしの3,838件に対しまして前年度が3,853件、それから差し押さえ件数が、

26年度が116件に対しまして125件となっております。

○笹井委員

わかりました。やっぱり徴収率を上げるために取り組まれているという、そういう成果というのは、この数字を見ても十分出ていると思います。決算に当たって、わかりやすい決算資料の作成については議会内部でも議論が始まっているところですが、私としては執行部からもぜひこれだけやっているのだということを、データをもって報告していただきたいというふうに考えます。

では、次の項目にまいります。地域づくりにまいります。

先ほど、元気なまち協働推進事業の交付先が市民団体で11団体であるという報告は受けました。この市民活動についての成果の確認というのは、どのようにされておられるのか、お伺いいたします。

○縄田地域づくり推進課長

交付団体の成果の確認ということでありまして、この交付金を交付するに当たりましては実績報告を出していただいております。その中でいろいろ聞き取り等も行っておりまして、どういった活動をしておられてどうだったかというお話は聞いております。

それと、時期は遅くなりましたけど、昨年度実施されました11団体と日程調整をしており、11月か12月ごろには報告会を開いて意見交換等もしたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。今の報告会は大変すばらしい取り組みだと思います。こういう単年度補助事業ですと、もう報告書を出して終わりと、市の持ち物チェックをして終わりというようなことが多々見られるわけですが、やっぱりその取り組みというのをほかの団体、市民活動のフィードバックというのが必要だと思いますし、ちょうど今報告会をされるという、私もちょっと初めて聞いたので大変喜んでおるのですが、そういう取り組みはすばらしいことだと思います。で、この元気なまち協働推進事業は毎年毎年やっているわけですが、その前年度の取り組みの成果というのが翌年度の採択とか事業に継続されるようになっておるのか、それとも単年単年やっておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

各団体からは毎年交付申請をいただいております。毎年どういった活動をするという計画書を出していただいて、対象になるかどうかという判断をしております。また、3年間は継続して、同じ団体がこの交付金を受けられますが、1年目にやった事業を2年目、3年目で、いかに発展させていくかというところは必要になってきます。そういったことから、3年間続けていく中で、1年目よりも発展した活動内容になっていると思っております。

○笹井委員

わかりました。市民部のほうでやっている元気なまち協働推進事業、あるいは昨年総務部のほうでやった10周年記念事業など、こういうふうな住民活動があって、それに対して市が補助していくという、こういう取り組みがいろんな施策であられていることは、私は大変高く評価します。

ただ、市民団体でございますので、うまくいく場合もあれば、なかなか頑張ったけれども、当初計画のような成果が出なかったというようなこともあると思います。それはそれできちんと補助としては与えてほしいのですけれども、それを少しずつ成果が広がるような指導、もしくは次年度以降の採択などに反映させていっていただければと思います。

では次、これは安全関係の課のほうにまいります。

主要な施策の成果42ページ、これ市民部でよかったですね。ここに交通事故の月別の件数が記載されておるのですけれども、前年、前々年との記載がないのですが、なぜ記載がないのでしょうか。

○藤本生活安全課長

26年度の成果としての交通事故の状況を記していきまして、今まで月別状況の内訳をもって掲載したところでございます。今後、年度別の発生状況について、また検討して考えたいと思います。

○笹井委員

答えをもう言われてしまったので、やりにくいのですけれども、あくまで私も年度決算をやっていますので、やっぱりその年度どうだったのか、そしてそれが対前年度と比べてどうなのかというのがやっぱり主要な見方になるかと思えます。月別の発生状況あってもいいのですけれども、それに加えて前年、前々年の記載がないと、なかなか審議ができないと。他部局でもお願いして随分修正してもらいましたが、ここはいまだに月別のしかありませんので、これ今後検討していただきたいというふうに思います。

主要な施策の成果44ページ、中段、防犯対策事業で電気料の補助が記載されていきまして、これ290団体に支出だと書いてあるのですが、これ実際に防犯灯としては何灯ほどつけておられるのでしょうか。

○藤本生活安全課長

光市の電気代補助金を出している防犯灯の数は290団体4,897灯になっております。

○笹井委員

わかりました。これ増えておるか減っておるか、その辺というのはちょっとどういふふうな状況になっておりますでしょうか。

○藤本生活安全課長

平成25年度に比べまして、団体数が292団体、灯数で言って4,819灯、金額で781万3,000円を前年の25年度は補助金として出しております。26年度は若干補助灯数増と金額は60万円の増額になっております。

○笹井委員

はい、わかりました。団体数が2ほど減っておる、今ということになっておりますけれども、これは減ったのはどういう団体になりますでしょうか。

○藤本生活安全課長

そこまで精査しておりません。

○笹井委員

わかりました。ちょっと私も、特にそれ以上の疑問を持っているわけではありませんので、また後日でもわかれば教えてください。

次にまいります。主要な施策の成果の49ページから52ページについて、同じような質問ですので、一括でいきますが、49ページに証明書の自動交付機の交付件数がありまして、これ25年から2年間なのですけど、これも前から設置されていたと思うのですけれども、なぜ2年間なのか。

次、50ページに外国人住民登録、国別が書いてあるのですけれども、ここは5年間記載されております。なぜ5年なのでしょう。

52ページ、火葬場や旅券の件数が、これも2年しか記載がないのですけど、この辺同じ課の所管だと思うのですけど、何でこんなにばらばらなのか、教えてください。

○田村市民課長

ただいま記載の方法が2年ないし5年があるというふうなお話をいただいたところで、証明書自動交付機での交付件数については、2年度比較ぐらいが適切かなというところと、外国住民の国籍別の内訳でございますけど、48ページに住民登録及び世帯数ということで5年間の経年比較という形をしておりますので、外国人につきましても、これと同じ年数で合わせている状況でございます。

○笹井委員

わかりました。さっきも言いましたけど、わかりやすい資料について、今、市議会の中でも検討していきまして、この辺も私としてもわかりやすくなるような、市民にもわかりやすくなるように考えて議論をしていきたいと思っております。

次、主要な施策の成果77ページにまいります。

76ページから77ページについて、国民年金についての事務状況があります。予算的にも国民年金費というようなのがあられるわけですが、国民年金でよく問題になる加入率の低下については、特にこの光市としての主要な施策の成果には全く記載がないのですが、記載がないように見られるのですけど、どこか記載されていますか。何で記載がないの

でしょうか。

○田村市民課長

国民年金の加入率でございますが、国民年金の加入率を算出する場合には、加入者、未加入者をあわせた全体数を把握することが必要になるわけでございます。国民年金の加入者につきましては、日本年金機構が基礎年金番号だけでなく、市町村ごとに住民票の住所地でも管理を行うため、光市での加入者数を求めることは可能でございます。

しかしながら、未加入者につきましては、第2号被保険者、第3号被保険者の資格喪失後に住所の変更等を行うこともありますので、日本年金機構では住所に基づいた未加入者の管理をしておらず、光市での未加入者の数を把握することはできない状況でございます。したがって、加入率も出ないということでございます。

○笹井委員

わかりました。数字が出ないものは仕方がないのかなと思いますが、ただこの加入率向上に向けて動くのは、これは国民年金の所管する国の事務所の役割になるのか、それとも市もやっぱりそういう責務があって働きかけなければいけないのか、その辺業務的な役割はどのようになっているのでしょうか。

○田村市民課長

国民年金の事務につきましては、法定受託事務として市町村が事務の一部を行うこととなっております。主な事業内容といたしましては、第1号被保険者の資格に関する届出の受理・報告、任意加入被保険者の資格に関する届出の受理・審査、保険料の免除に関する届出、申請の受理・審査、これが主な法定受託事務となっております。加入率の向上については市の責務ということにはなっておりませんが、国民健康保険加入時における被保険者への加入案内とか、そういうことにつきましては現在行っておる状況です。

○笹井委員

わかりました。一応国の事務所が国民年金専門にやる事務所もありますので、そこと同じことをやっても二重行政になるのかなとは思いますが、市が与えられた部分についての資格関係の業務についてはよろしく願いいたします。

次、人権関係にまいります。主要な施策の成果の80ページですが、80ページの上段に人権相談所の記載で年間36回開設し、さまざまな人権相談を受けましたとありますが、この相談内容については、どのようなものがあるのか教えてください。

○大山人権推進課長

特設人権相談所の開設につきましては、山口地方法務局周南支局の所管で実施されているものでございまして、相談内容の詳細については公表されておりませんことから、ここに記載することはできないということでございます。

○笹井委員

そうしますと、あれですか、この「あいぱーく」や「大和支所」で相談は受けるけれども、相談を受けるのは法務省の関係ですかね。じゃあ光市としては、どんな相談が行われているのか全くわからないということでしょうか。

○大山人権推進課長

基本的には報告を受けていません。

○笹井委員

私も人権相談所がどこまで相談ができて、どこまで対応ができるのか、不勉強なのですけれども、やっぱり市内のいろいろな相談件数が、ある特定の分野が増えてくれば、やっぱりそこに何か潜在的な問題があるというのが把握できるのではないかと思います。

過去にも消費生活センターのほうは大体分野ごとの報告がありまして金融の問題とか、契約の問題とかいうのが増えているのか減っているのかというのがわかりますし、それが増えてくれば、何かいろんな問題があるというのが過去移動販売とか契約販売とかの問題なんかもわかった事例もありますので、私は人権相談所の相談内容が、どういう分野の内容が何件あるというのは把握すべきだと思いますが、そのようなことはできないのでしょうか。

○大山人権推進課長

現在、そう把握はできてないですけれども、今度11月に法務局と話し合いの機会も持ちますので、またそういったところで協議をさせていただければと思います。

○笹井委員

はい、わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

同じく人権関係で、今度決算書のほうに戻りますが109ページ、決算書の109ページの上段のほうに上から4行目、人権団体活動費補助金があります、255万円。これの交付先と金額と、ここの何の活動について補助しているのかお答えください。

○大山人権推進課長

まず、この交付先と金額でございます。2団体ございまして、1つが全日本同和会山口県連合会光支部105万3,000円でございます。もう一つは山口県地域人権運動連合会光支部150万円でございます。活動につきましては、人権課題の一つである同和問題を始めとしまして、人権にかかわる問題に対して解決、啓発に努めておられる団体でございます。

○笹井委員

この2団体の活動について、具体的にこういう活動をしとって、その内容を確認して補助をしておるのか、それとももう運営費補助みたいになっているのか。その実際の補

助の補助金の位置づけというのはどうなっているのでしょうか。

○大山人権推進課長

この活動に関しては、通常の活動費と、また全国におきまして研修等がございますので、そういった研修の旅費等につきまして補助しております。内容につきましては、その実際の旅費等を確認しながら支給しております。

○笹井委員

わかりました。同和対策基本法も今その名前でなくなって随分かかってきていますので、その時代からの政策がいつまでどのような形で行政が補助していく必要があるのか、私なりに精査していきたいと思います。

最後ですけれども、前に、1ページ戻って107ページ、決算書、下から5行目、トイレ清掃委託料が人権推進費で計上されていますが、これはどこの団体がどこの場所をやっているのか、そしてその委託の成果の確認というのは、どのようにされておるのか。

○大山人権推進課長

この場所は1カ所でございます、浅江でございますトイレでございます。委託につきましては、企業組合ワーカーズコープ山口に委託しております、清掃が終わりましたら、浅江ふれあいセンターというのが近くでございますけれども、そちらのほうに連絡をしていただくようにはしておりますし、職員で確認したりする場合もございます。

○笹井委員

これは人権推進費で計上されていますので、これは人権推進のための会社、そういう団体に随意で契約されているということでしょうか。

○大山人権推進課長

いえ、一般的な見積もりを他社からもとっております。

○笹井委員

ということは、入札にきちんとかけておることですか。

○大山人権推進課長

2社見積もりをとっております。

○笹井委員

わかりました。ということは、じゃあこのトイレが人権推進的に意味のあるトイレで人権推進費に計上されておることなのですか。この人権推進費でトイレ清掃を計上するという意義を教えてください。

○大山人権推進課長

このトイレは昭和59年度に新築いたしましたので、このトイレの建物の管理につきましては、当時の同和対策課に始まりまして、現在は私のところで管理しているといったところでございます。

○笹井委員

わかりました。ちょっとトイレ清掃についてはほかの部局にもありまして、私もちょっと長いこと興味を持って調査しているところですので、今後また勉強していきます。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第5号 平成26年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑

○林委員

ただいま課長のところからしっかりと御説明いただきましたので、あえてと思いましたが、いま一度教えていただきたいなと思います。

主要施策の成果の最後に御説明いただきました261ページのところでございますけれども、国民健康保険基金の状況のところを見ますと、平成26年度、昨年もですけれども、26年、25年度と、国民健康保険の収支が黒字となり、基金の合計が平成24年度末の44万3,000円が26年度末には2億5,500万円となっておりますけれども、この下にもいろいろ御説明いただいておりますけど、基金の増額の要因はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○田村市民課長

基金の状況ということでございますが、主要施策の成果の261ページのほうにも記載しておりますが、平成24年度においては、医療費の見込みに対応するために基金1億円を取り崩し、基金保有額が44万3,000円となったところでございます。また、25年度には税率改定を行い、平成25年度以降の医療費見込みに対応してきたところでございますが、当初の見込みと比べ、歳出においてはインフルエンザなどの流行がなかったことなどによる医療費の伸びがなかったということでございますが、これが主な要因であろうかと。歳入におきましては、国民健康保険税の収納率の向上による保険税収入の増、また先ほど申しましたが、特定健診の受診率の向上や保険税の収納率が向上したことに伴う県の特別調整交付金の増などが主な要因で、基金保有額が増加しているというふうに

考えております。

○林委員

ありがとうございました。所管の収納率の状況とか努力をされていることがここで見られますけれど、今後とも健全な運営のために国保財政をしっかりと保険給付に要する費用に対してこういう部分でしっかりと取り組んでいただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

③追加認定第10号 平成26年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

説 明： 田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：太田総務課長、梅本消防担当課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

決算書の67ページの一般管理事業にありますというか、ないのですが、予算にあった個人情報保護審査会報酬5人分ということで5万1,000円、予算にはあったのですが、これが決算のほうでは抜けていますので、これの説明をお願いいたします。

○太田総務課長

個人情報保護審査委員会委員報酬、予算としては5万1,000円を計上しております。これにつきましては、5,100円が5人で2回開催するというので5万1,000円を計上していましたが、平成26年度中にこの審査委員会を開催する案件がなかったため、未開催としております。よって、不執行でございますので決算書上にはあらわれておりません。

○田中委員

わかりました。

そしたら、主要施策の成果についての13ページに情報公開制度の実施についてということで一覧が載っているのですが、その中で文書不存在というものが3件上がっているのですが、これはどういったものなのか。あるべきものがなかったのか、それともなくていいものだったのでないということに不服もないのでそういうことと理解していいのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○太田総務課長

不存在の3件でございますが、これは公文書として、あるいは起案文書として保管作成がなかったものといったものが3件あったということでございます。

○田中委員

それはちょっとわかりにくかったのですが、保存しておかないといけないものがなかったという理解でいいのですか。

○太田総務課長

請求にかかる内容のものが公文書としてなかったということでございます。

○田中委員

わかりました。ないものを請求されたという理解で理解しました。

そしたら、続いてになるのですが、決算書の69ページの庁舎センター管理事業の複写機使用料の188万円なのですが、これも予算で284万4,000円ついていたのですが、この減額の理由について説明をお願いいたします。

○太田総務課長

減額の理由でございますが、平成26年11月に複合機の更新を行っております。これによりまして保守料の単価が下がったことにより決算額として低減したというものでございます。

ちなみに、参考までに申し上げますと、モノクロのコピーが3円のものが0.67円などになったことによるものでございます。

○田中委員

設備は新しくなったけど、単価が下がったので安くなったということで非常にいいことだと思いますので了解いたしました。

そしたら、決算書の81ページの防災事務費について、防災会議委員報酬ということで4万5,000円上がっておりますが、これも予算のときには15人分で7万7,000円上がっております。この減額理由についてお聞かせください。

○中尾防災危機管理課長

委員報酬の4万5,000円でございますが、これは9人分の費用でございますが、当初15人分予定しておりましたけれども、欠席の方、それから辞退をされた方、それから代理の方、計6名分については支給をしていないことから、9人分を支出しています。

○田中委員

代理とか辞退でお支払いしていないということで、これ15人中9人となると約6割の参加になるのですが、こういったほかの部署でもお話をさせていただいたのですが、やっぱりこういう協議会委員会というものは委員の方に参加していただいて多くの意見をいただくというところに意味があると思いますので、日にち設定とかなかなか厳しいところだと思うのですが、より多くの方に参加していただくように委員の方の設定と開催日の設定というものをやっていただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続いて、同じく防災事務費の83ページにあります防災士育成補助金6万6,000円ということであるのですが、これも予算のほうでは30万円上がっていて、自治会を通して自治会の推薦者というお話はあったのですが、この金額が減ったという部分での説明をお願いいたします。

○中尾防災危機管理課長

防災士育成補助金につきましては、当初20人ということで予定をしておりましたが、実際に募集をしましたところ、6人の応募があり、この6人について補助を行ったものでございます。

○田中委員

わかりました。この辺については、今回初めてということで自治会推薦に対して行うということでは理解はしておるのですが、この中でやっぱりそういうくくりも外しながら、より意欲のある方に受けていただくということもいいのではないのかという提案もしておりますので、このあたりやっぱりついている予算を有効に使っていただいて、そしてまた防災士育成という目的がありますので、この目的に従って今後とも考えていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、主要施策の成果の22ページになるのですが、これが第2期の市民サービス向上推進チームの活動ということで、先ほどちょっと説明もありましたが、報告を受けました。その中できらりと光サービスブックなどの成果物を提出するとともに効果的、効率的に市民サービスを提供するための改善策を提言しましたとあります。

それで、このきらりと光サービスブックも見させていただいたのですが、物すごい内容も細かくて、確かにいいものでした。ただ、成果と考えるとやっぱり改善、実行するのは職員の皆さん自分たちでもありますし、市民満足度が上がるのが成果だと思うのですが、そのあたり主要施策の成果についてということで書かれていますので、そのあたりのどのように考えていらっしゃるのか。また、この書き方について考えをお聞かせいただけたらと思います。

○太田総務課長

まず、第2期市民サービス向上推進チーム、これの職務は先ほど申しました3つのもので成果物として上げるということでございます。委員さん言われるように実際に市民満足度向上等の成果を上げるためには、やはり全職員が一丸となってサービスの向上に取り組むことが必要と考えます。

そのため、本チームが作成したこの3つの成果物に記されていることを一つ一つ丁寧に確実にやっていくことが市民満足度の向上につながるものと考えております。こうしたことについては確実に実行ができるように指導等も行っていきたいと考えております。

○田中委員

わかりました。このあたりの成果が翌年度、27年度になるのですが、そのあたりのまちづくり市民アンケートなんかで%で成果出てくるのかなというところを期待して、それが成果として出ていたらいいなと思いますので、そのあたりは27年度のほうで見ていきたいと思いますので了解いたしました。

○四浦委員

主要施策の成果のページ数はちょっと後で示しましょう。休職者数なのです。光市の

人事行政の運営等の状況についてということで、決算に係わる資料として出されていると理解していいかなと思いますが、光市のホームページ、総務で紹介をされている記事には出ていることなのですが、休職者数、これが最近高レベルに上がって、なかなか下がるということがない。最近の推移について、休職者数示していただきたいと思います。

○委員長

四浦委員、何ページかちょっとお示し願えますか、ページ数。

○四浦委員

21ページでいいです。メンタルヘルスの講座というものがあります。それで、メンタルヘルス講座とメンタルヘルス研修、これが最近はずっと持続的にやられている傾向にあるわけです。そのことで、休職者数も出てきておりまして、ふえてきているというか、近年。そういう状態ですので、その推移というものを、特徴的なところをお示しいただきたいと思います。

○太田総務課長

休職者数のお尋ねでございます。

今、私の手元のほうに30日以上で休んだものの集計しかございませんので、それでお答えさせていただきます。

26年度におきましては18名、25年度におきましては15名、24年度におきましては15名となっております。

○四浦委員

30日以上ということですが、これは心身の故障による休職者ということになるとどうなりますか。

○太田総務課長

心身の故障、精神疾患という形でお答えいたしますと平成26年度には7名、25年度は5名、24年度は4名となっております。

○四浦委員

精神疾患のということで、これも7名、5名、4名という人数が示されましたが、いずれも30日以上ということでございますか。

○太田総務課長

そのとおりでございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

若干、光市内における休職者数というものが、最近の3年間だけ示されたが、その前から示すとおおよそでいいです、わかれば具体的な数字で述べていただければと思いますがいかがですか。

○太田総務課長

休職数については、先ほど述べました3年間のものしか今手元にはございません。

○四浦委員

平成10年代から平成20年初めごろまでは1人とか2人とかいう時期がありましたが、これがさっき示されたように4人、5人、7人というふうになってまいりました。この事態というのは重視をする必要があるだろうというふうに思いますが、ちょっと角度を変えてお聞きします。このメンタル、精神疾患における休職者なのですが、何日続けば退職になるとか、そういう規定がありましたか。

○太田総務課長

メンタル、精神疾患にかかわらず、休職して3年経てば分限処分として退職ということになります。

○四浦委員

ちょっと念のために聞きます。3年経てばというお答えでしたが、これが途中でまた休職がとける、職場復帰する、それが繰り返された場合も扱いは同じことなのですか。初めから3年というふうに戻るのですか。

○太田総務課長

復職して45日の勤務があれば、再度カウントすることになっております。

○四浦委員

それでは、ちょっとテーマとしては変わるのですが、年休を主要施策の成果の23ページを見ていただければと思いますが、表があってその下の5行目あたりにウというので「年休取得平均日数」というのが出ております。9.4日ということで、私も評価すべきは評価しないといけないと思うのですが、25年度と26年度で比較すると26年度はここに出ているように9.4日、これに対して25年度は何日でありましたか。

○太田総務課長

26年度の9.4日に対して、25年度は7.4日でした。

○四浦委員

一定の前進があったということなのでありますが、前向きに変化をしたということで、それに当たって総務としてこういう通達を出したとか、職員が年休をとりやすいような

環境づくりに努力をしたというふうなことがありましたか。

○太田総務課長

今のお答えの前に1点修正させていただきます。

先ほど、平均年休取得の日数が25年度、7.4日と言いましたが、7.9日の誤りでございます。訂正させていただきます。

それと年休取得の向上のための取り組みといった点についてお答え申し上げます。

まず、年間を通して総務課より年休の取得に努めるよう通知を行っております。あわせて26年度からでございますけれども、計画年休制度というものを導入しております。これは、有給休暇の計画的な取り組みと、休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進するために実施しているものでございまして、方法としては、おのおのが月の初めに年休の取得日をあらかじめ決めて、課長のほうに報告しておくといったような取り組みをしております。こうしたことが年休取得の向上につながっているのではないかと考えております。

○四浦委員

努力の痕跡が見られるということで非常に喜ばしいことだというふうに思いますが、もちろんもっと早くからこういう形で取り組みればよかったということも言えますし、それから以前の議論の中では、決算審議の中でやったと思いますが、極端に低い職場がある。それは幼稚園だとか保育園だとかいうところで4.何日だというふうに非常に低いところがあって、それが全体を低くさせる、年休取得率を、その原因の一つにもなっている話がありましたが、そういう部署は女性の職場で子育て真っ最中のところもあったりする。しかし、なかなか休みにくい状態の、例えば主任、クラス主任ですとか、そういうところについては特別な手立てはありましたか。総務ですから、こちらのほうの全域のことも視野に置いているでしょうからお聞きしますが、いかがでしょうか。

○太田総務課長

今、委員のほうから主任ということがありましたので、これは保育園の主任の職にあるもののことを言われていると思います。先ほど申しましたように、当然ながら全庁的に年休の取得に努めるような通知もしておりますし、保育園もあわせて計画年休というものをやっております。今、私のほうで主任の平均取得日数については把握しておりませんが、各職場で極力年休の取得がとりやすい環境をつくることについては各職場で検討されているものではないかと考えております。

○四浦委員

サブ項目として次のことに移りたいと思いますが、決算の71ページをお開きください。

先ほどの説明では、ここの最後の人事管理費の職員退職手当、12人の退職だというふうに言われました。2億5,000万円余りという金額が出ておりますが、この12人というものの内訳の中、定年退職者が何人で、自己都合退職者の、なお分限に基づく退職者は

何人か、これをお示してください。

○太田総務課長

退職者12名の内訳でございますが、まず定年退職が8名でございます。死亡退職が1名、自己都合が3名でございます。

○四浦委員

最初にお尋ねした分限処分の退職者はこの中には入っていないわけです。

○太田総務課長

そのとおりでございます。

○四浦委員

主要施策の成果の中の23ページを再びお願いしますが、ここの上段のほうの表のすぐ下、イとして職員の実態というところがあります。職員数は792人ですが、総務で扱うところについてはこの一般職員でしょうから384人ということが対象になるかと思いますが、職場の中の仕事の、これは後から触れますけども、非常に過密な仕事をやっているというふうなこともお聞きをしておりますが、それぞれの全体の数字は384人でわかるのですが、それぞれの部だとか課とかいうところに定員というものはあるのですか。

○太田総務課長

各部、各課の定員につきましては定めておりません。

○四浦委員

最近制度が変わる、法が変わる、これは後から触れますが、そういう実態があるために非常に仕事が過密になる場合がある。マイナンバー制度などがその典型的で、その部署においては今まで従来どおりの人員では足りないということである。それを補うための仕組みと言いますか、各部、各課から、この事情で職員をふやしてほしい、あるいは臨時職員が必要だというふうな、そういう要望が出て当然なのですが、それはどういう形で上がってくるのですか。

○太田総務課長

まず1つが、人事組織に係る意向調査というものを全庁的に行っております。人事担当所管のほうから各部、各課、全ての部署において要望等の聞き取り、あるいは業務の内容等の聞き取りを実施しておりますし、あとあわせて政策調整会議や部長会議等で業務の進捗状況、困難状況等についても把握に努めています。

また、年度途中で緊急的にさまざまな業務が舞い込むことがございますので、そのときには各所管のほうから聞き取りも行いますし、各所管のほうから例えば一例としてはパート職員、あるいは臨時職員を求めるといったような相談にも応じております。

○四浦委員

こういうことをなぜ聞くかと言いますと、ちょっと最初に話は戻るのですが、実は7人のメンタルにおける休職者数というのは非常に大きな数なのです、これは。もちろん山口県下の13市の中には光市を上回る市もありますけれども、いわゆるクラスとしてはワースト2かワースト3ぐらいのところに光市はあるわけです。7人という数はすさまじい数です。それは384人ですから、それこそ2%近い数になるわけです。私は、教師の、いわゆる多忙化による精神疾患の問題を取り扱いましたが、5,400人という、全国ですから、%であらわすと0.48%、それを上回ることの4倍ぐらいの精神疾患を今、光市は出しているのです。これは尋常でないというふうな受けとめが要ると思うのです。そここのところで、あとここやり取りしたいのですが、年休の問題とか定員のあり方だとかいろいろ話をしました。部長のほうでそういう問題について、特に精神疾患を多く出しているような問題について、今後の改善策、御意見があれば伺っておきたいと思いません。

○中村総務部長

委員さん、確かにおっしゃるように事務等につきまして、最近、専門性、あるいは、高度化しております。そうしたことからメンタルへの対応といたしましては、昨年度から臨床心理士さんをお願いし、相談を職員の希望によって行っております。そのあたりにつきましても今後強化等もしてまいりたい、そのように考えております。

○四浦委員

もう1つ聞きもらしたことがあります。決算の69ページを見てください。備考欄上から2行目です。

私、聞きもらしました例規集の更新作成委託料、これは条例の改定が何件で規則の改定は、規則だったと思いますが、何件だったのですか。

○太田総務課長

26年度の条例の制定改正等は50件、規則の制定改正等は45件となっております。なお、主要施策の成果の13ページのほうにそういったものを記しております。

○四浦委員

こういう制度が変わる、法が変わるから条例も変えざるを得ないというような作業が最近是非常にふえていると思いますが、推移がわかれば示してください。最近の推移です。ちょっと難しかった。

○委員長

どんな。わかりますか。

○太田総務課長

推移はわかりませんが、25年度におきましては条例については62件、規則については18件でございます。

○四浦委員

結構数が多いということはわかりました。

いよいよテーマは変わりますが、防災危機管理の関係であります。

これ実は、先だつてこの委員会でも市内視察にまいりまして、非常に市内の方が峨嵋山への避難というものに非常に熱意があるということがわかりました。たくさんの方が集まられて、びっくりもしたのですけれども、しかし、何とか近いところにすぐ避難をしたいというふうなことで、これは以前から言われていることなのですけれども、南海トラフの地震でこの巨大地震の評価として地震規模がマグニチュード8から9、30年以内に発生する確率が60から70%、こういうふう比較的緊迫した見解が国や県などからも示されているからうなずけるわけです。

そこでお尋ねしますが、かつての議会の中では総務部長の答弁の中に「峨嵋山につきましては標高100mを超えておりますことから今後避難場所の候補としては想定できるものと考えております」というふうにありました。しかし、津波ハザードマップは、そういう峨嵋山に限らん、公共施設については避難場所などとして設定はされておりましたが、これが民間だったり、峨嵋山のように公園だったりするようなところをなかなか指定しようとしないうことですが、以前の、初期の段階と言ったほうがいい、こういうものがテーマになったとき、総務部長の答弁は何か変えてきたのでしょうか、どうです。

○委員長

どんなですか。わかりました。意味が。四浦委員、よくわからないというようなことですので内容をもう少し。

○四浦委員

決算資料は81ページです。防災関係が出ておりますし、主要施策の成果は47ページ、いや、ページ数を示したから答えやすくなるというわけではないでしょうけれども、一応示しておきたいと思いますが、わかりにくいですか。

「峨嵋山につきましては標高が100mを超えておりますことから今後避難場所の候補として想定はできるものと考えております」こういうことだったのですが、あの地域の方、自治会の方、あのときは委員会の視察のときには直接おいでにはならなかったのですが、室積小学校などもやっぱり峨嵋山に決めているようでありまして、市が示している津波ハザードマップと現場の思いとは食い違っているというのはこういうものとしては非常に不都合、具合が悪いと思うのです。

そのところをどう整理するかということでお尋ねしたのです。いかがですか。

○委員長

わかれば26年度の件で、わかる範囲で。よろしいですか。

○中尾防災危機管理課長

今回ハザードマップを平成26年度におきまして整備をしております。これにつきましては、避難場所、避難所等も図示しております。これについては平成26年度に確か指定をしていると思います。その指定をしたところにつきまして図示をしてハザードマップをつくらせていただいております。

○四浦委員

だから、その峨嵋山については、あの地域の方から言や、北のほうに避難するというのは距離があるじゃないですか。高齢者もおるし障害者もいる、小さい子供さんを抱えた御家庭もいる、やっぱり近いところで、何も100mほど上がらなければいけないというわけじゃないから、避難場所としては常識的にふさわしいと思うのですが、そこをふさわしくないというふうに考えていらっしゃるようなところがあるようですから、それがいかがですか聞いています。

○委員長

どうですか。

○中尾防災危機管理課長

避難場所ということにつきまして、これは災害が起こったときに逃げるという場所のことが指定緊急避難場所という表現にはなろうかと思うのですが、指定緊急避難場所というものにつきましては災害が発生し、または発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所として洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性を満たす施設や場所を設定するというふうになされています。

今回、避難場所として示させていただいている場所は市の施設を避難場所ということで設定をさせていただいております。

峨嵋山での先ほどの100m以上というところはお答えがちょっと難しいかなと思いますけど。

○四浦委員

枝葉の話をしたのは申しわけない。100m以上というのは100mあります、高さが、100mまで上がらなくてもいいです、そんなお年をめした方や小さなお子さんを抱えた御家族などが100m上がらなくてもそれはもう間に合うのです。途中で広場もありますし、そういう意味で言うたのです。おわかりになりました。

○森重副市長

四浦委員からお話があったとおり、東日本大震災が発生した直後は大変な住民の方々

も御心配がありました。現に報道等で被災の状況を直にごらんになられますと皆さん御心配になった等から室積小学校や、地域の方々もより高いところへというようなお話があったように私も記憶をしております。

平成26年度には津波ハザードマップを総務省、また山口県から一定の被害想定を鑑みて作成をしたところでございます。その中で、光市における最大の津波高が約3.6m、到達時間が116分と想定されておられますことから、室積地区におかれましてはより高いところへ避難をしていただきたいという市のほうからのお願いでございます。

今、議員お尋ねの地域の方々の御要望は、より近いところの高台へ避難をしたいのだというお気持ちやお考えがあるということも、現にハザードマップを作成するときの出前講座や説明会においても、そういう御意見もちょうだいしていることも我々は把握をしておりますので、それを把握した上で、市とすれば、より高台の安全なところへ避難をしていただきたいという思いから、このハザードマップをお示しさせていただいたところでございますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○四浦委員

どうして公的施設、公共施設に避難場所等をこだわるのかという、その気がよくわからないから改めてお聞きしますけれども。実はさっき紹介した「峨嵋山につきましては標高100メートルを超えておりますことから、今後避難場所の候補として想定できるものと考えております。」これは、議会議事録によると、4年前の6月13日の一般質問に、当時の総務部長が答えられたものです。

それから、同じく6月16日も、これは別の議員が質問をしているのですが、そのときにも「峨嵋山については、避難場所の1つになり得るものと考えております」とこういうふうに答えて、私は常識的だと思うのですよ、それは。地元の人が願うのはわかっているから、市のほうも何でかたくなに峨嵋山をはねるのかという、その気がわからないから、少ししつこいようながらお尋ねをするのです。それは、資料があるのです。実は議員としてもこのことは強く思うのです。ことしの2月の4日に大阪府の泉大津市に出向いて、ここは防災対策については非常に熱意のあるところだと思いますが、ここで視察をやって、この中にあと感想的なもの、まとめとしてこういうふうなくだりがあるのです。

「津波、避難ビルの指定については、取り組み初めの住民理解反応についてすぐに理解と協力をいただけたか、特にマンション」こういう質問に対してこちら側からの質問です。「東日本大震災による市民の意識が高く、人が助かるならどうぞ使ってください」というところが非常に多い。所有者が管理組合と平成23年の秋から説明を開始し、なかなか理解してもらえず同じマンションに5回くらい足を運んだところもある。その結果等も含めて現在118棟が指定されている。計算上は8万人以上が避難できる」というふうに大方のここの市民を吸収できるほどのマンションの避難場所としての指定がなされて、5回も通ったところがあるということですから、非常に苦勞しておられるのですが。埋立地で海拔が低いところが多いのです、市の3分の1ちょっと越えるほどの何m以下だったかな3.4m以下だったかな、そういうふうな土地柄でもありましたから、そうすると、似たような場所じゃないですか、室積半島は。もう一刻を要するというふうに思いま

すし、これからはもっともっとやっぱり民間でできるところについては、喜んで市のほうもそれを後押しするという姿勢があっべきじゃと思いますけれども、担当課長いただけますか。

○中尾防災危機管理課長

今の大阪の泉大津市のお話をお聞きしまして、ビルやマンションの方が御協力をしていただくというような、とてもありがたいお話だと思います。

ここの大阪の場所と光市と同じということではないと思いますので、その場所、場所での事情というものもあろうかと思えます。今委員言われますように、民間の施設をということでございますけれども、民間の施設を利用させていただくことといたしますと、やはりその住民の方の意識とか、それから利用する方法であるとか、それから管理をどうするのかとかいうようなもの等、いろいろ考えていかなければいけない部分が発生するのではないかなとは思えます。そういうところの利用については、今後考えていかなければいけないのかなというふうには考えております。

○四浦委員

最後に質問をいたしますが、私のほうは、ここの記したように決算の81ページ、83ページ、ここにはハザードマップ作成業務委託料などが出ておりますから、私はそのハザードマップ、津波ハザードマップというのが、これは考え直したほうがいいのか、なかろうかなという角度で質問をしております。紋切り型じゃ言うたんではわかりにくから、少し泉大津市あたりの事例も紹介をして、議会として取り組んだ経過も述べました。したがって、いかがですか、担当部署として地元の方が熱い思いで峨嵋山の避難、峨嵋山にことあれば、津波があればあそこを避難場所としたいと、小学校もそうだいうときに、ここの意見のすりあわせをやろうというお考えがあるかどうか、お聞きします。

○中尾防災危機管理課長

地元との意見のすり合わせということでの御質問ですが、この津波ハザードマップを作成するに当たりまして、事前に地元にお諮りをして意見をお聞きして、その後に、このハザードマップはつくらせていただいているという状況でございますので、たちまちにこれを見直すとかということは、現状では考えておりません。

○四浦委員

やめようと思ったのですが、今の話ではなかなかこれで終わりというわけにはいかないのですが、地元との意見のすり合わせを事前にハザードマップを作成する前にやったというふうに言われたんが、どういう形でやりましたか。

○中尾防災危機管理課長

これは、市内を2つに分けまして、東部と西部というふうになりますけれども、こちらでそれぞれ各地区の自治会長さんであるとか、学校の校長先生であるとか、そういう方をお招きして、ハザードマップはこういうものですよというのをお見せして御意見をお聞きした後に、ハザードマップを作成になりますので。

地元で、そういうハザードマップこういうものをつくりますということでお諮りをして、御意見をお聞きした後に作成をしております。

○四浦委員

お答えになってないのは、最初のほうで言いました総務部長が峨嵋山も避難場所として想定できるものだというふうに答えたことについては、その整合性はいかがですか。

○中村総務部長

委員さん今のお尋ねでございますが、標高についてのみ捉えるならば、100mあるということで、それは避難場所としてなるのではないかなという、ただ、標高だけを捉えて申したということだろうと思います。避難場所というのは、安全な場所に安全に逃げるとというのが大原則でございますので、より広い道を通って、より安全に逃げさせていただくということで、ハザードマップについては、こちらの方向へということで、モデル的にお示しをさせていただいたということでございます。

○四浦委員

1度つくった、かなりのハザードマップ作成業務委託料が864万円というふうになっておりますから、切りかえというのは難しいのだろうなと思います。今後の議論に譲ることにしまして、民間のいわゆる補助、互助だとかいうふうなことも言われているので、こういう市民の安全について、安全・安心について、そういう立場を貫かれるように求めて、私は一応この分について終わります。

○笹井委員

では、7、8項目簡潔にいきたいと思います。

まず、決算書の67ページに顧問弁護士委託料がありまして、先ほど15件という御報告がありました。この15件というのは、内容はどのようなものでしょうか。

○太田総務課長

相談内容の御質問でございます。市の業務全般に係る法律等の解釈困難な事例において、相談していく状況であります。個別の案件につきましては、相手方等もございませんのでお答えしづらい面がありますが、損害賠償あるいは虐待の相談、また権利関係等の相談を行っている状況でございます。

○笹井委員

別に住所、氏名聞くつもりは毛頭ないのですけれども、今の話ですと、じゃあ虐待が

何件で損害賠償が何件でというような内訳は、これはお答え、それぐらい私としては知りたくて質問しているのですが、その辺の数字は答えられないのでしょうか。

○太田総務課長

今手元のほうに相談の項目はありますが、具体的な内容が手元にございませんで、具体的な内容をお示しすることはできませんが、1件のことについても複数相談するっていうことを前提でお話をしますと、児童虐待については、4回ほど相談を行っております。

また、ほかの件につきましてもそれぞれございませんで、なかなかここで整理しづらいところがあるのですが、著作権の件が1件ございませんで、監査等の対応についての相談も2件ございませんで。その他、例えば市有地の倒木による損害について等の相談なども行っております。

○笹井委員

わかりました。私どもも市が報告する決算資料の中身を分析、認識しながら、市の問題点とか課題などを勉強していかなければいけませんので、今後ともこういう報告ものについては、項目ごとの数字ぐらいは、問われれば答えていただきたいと思います。次にまいります。

主要の施策の成果14ページ、新市10周年記念事業についての記載がございませんで。これについて、どのような成果があったのか、そしてこの事業を行うことによる波及効果とか継続的な取り組みがあるかどうか、この辺まとめてお聞きしたいと思います。

○太田総務課長

まず、10周年記念事業の成果でございませんで、平成26年度は市民提案事業、協賛事業、市の主催の行事など1年を通して各種事業が開催され、新市10周年の記念を盛り上げてまいりました。こうした取り組みは、合併して10年の節目になるとの意識付けに寄与したと思ひませんで、また旧光市と大和町の一体感の醸成にもつながったと思ひませんで。

10周年記念式典の最後に、中学生が未来のメッセージとして「先人たちから受け継いだ有形、無形の財産を未来への礎とし、これからも光市の歴史に積み上げていきます」と締めくくっております。まさしくこうした言葉があったことが、この事業の大きな成果であったのではないかと考えております。

また、波及効果のお尋ねでございませんで。市民提案事業や協賛事業では、新たな組織やグループなどの事業がございませんで、こうした団体が今後市民活動等の新しい担い手になり得る可能性があるのではないかとひいうふうと考えております。

○笹井委員

はい、わかりました。この10周年事業のうち、市民からの公募の事業につきましても、随分多くの団体が公募に参加して、認定受けたのは一部ですけれども、いろいろな取り組みがなされたと思ひませんで。共創、協働の観念に基づき、やっば市民活動が市政の向上に

つながるような取り組みとしては、私は大変評価しております。今後ともこういう機会があれば、こういう取り組みはぜひお願いいたします。

次に、主要の施策の成果21ページでございまして、職員研修についてです。21ページの上段に、2カ所ほど職員先進地視察というのがあります。まちづくりミーティングと特産品開発促進事業というのがあります。私はこの職員先進視察というのが、これが最も光市にとっても職員にとってもメリットがある視察だと思っているのですが、これは実際どういう役職の方が行かれておるのでしょうか。そして、過去調べますと、25年は9人だったのですが、今26年は足して3人と、何か減っておると思うのですが、この辺の理由がありますでしょうか。

○太田総務課長

御質問の1点目、どういった者が行っているかという質問でございます。職員研修事業の予算で先進地視察を行った職員の役職で申しますと、平成26年度は係長級職員が1名、主査級以下の職員が2名でございます。参考までに25年度申し上げますと、係長級の職員が4名、主査級以下の職員が5名でございます。

それと、2点目、25年度が9人に対し、26年度は3人となっているその理由ということでございます。まず、先進地の視察等につきましては、本来各所管から予算を確保して実施されるべきものと考えております。平成25年度の9人、26年度の3人という人数は、光市役所全体での先進地視察を実施した人数ではなくて、所管課で当初予算を確保しておらず、総務課のほうで内容等を審査しまして、職員研修事業の予算の中で先進地視察を実施した人数でございますので、単にそれが減少であったということでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。私も調べていませんでしたので、ある程度の人数が、特に係長級、主査級の若い方、これからまだまだ先市役所で働かれる方が行って、その成果を市に持ち帰って市政に反映していただきたいと思っております。

次に、主要な施策の成果、23ページにあります。中段、職員福利厚生事業になります。一応説明は書いてあるのですが、結局何をしたのかというのがよくこれではわかりませんので、職員福利厚生事業は何をしておるのか、交付先はどこになるのでしょうか。

○太田総務課長

これにつきましては、職員旅行の実施や職員同士で旅行する際の助成を始め、職員相互の親睦を深めるためのソフトボール大会の開催、またクラブ活動に要する備品等購入への助成などの事業を実施しております。なお、交付先につきましては、光市職員共済会に対して交付金を交付しております。

○笹井委員

金額は決算書の73ページのほうに出ておりますので、金額はわかるのですが、

これについて市費でどれだけあるのかという議論がいろいろマスコミ等でも問題になったことがあります。私も過去に指摘したこともございます。ただこのたび事務事業評価を見ますと、一応こういった活動通じて休職者数、分限処分者数の減少を目指すという取り組みを打ち立てておられますし、私も休職者数の減少等のためには、メンタルとか人事とかのラインによる対応のほかに、サークルとか職員同士の仲間づくり、横による対応というのにも必要だと思っておりますので、ぜひそういう目的も効果として推進できるような取り組みをお願いしたいと思えます。

次に、決算参考資料44ページ下段に公平委員会の運営事業があります。ここには文章では書かれておるのですが、数値的なものが全くないのですが、公平委員会ですから、措置要求とか不服申し立てというのが当然あると思うのですが、その件数や数字がどのようなになっているのでしょうか。

○亀山監査委員事務局長兼公平委員会事務局長

措置要求や不服申し立ての件数の推移ということでお尋ねでございますが、新市誕生の平成16年度以降、これら両方とも件数はございません。

それから、合併前の旧大和町に関しましては、資料がないので詳しい状況わかりませんが、旧光市だけで申し上げますと、昭和49年度以降、措置要求、不服申し立て等の件数はございません。

○笹井委員

はい、わかりました。そこまでさかのぼって聞くつもりはなかったのですが、一応ただこれだけ、文章だけ見ますとわかりませんから、やっぱ3年程度、件数ゼロ、ゼロ、ゼロというような感じで、やっぱり表記していただければ、今みたいな質問するまでもなくわかりますので、わかりやすい予算決算資料の作成については、議会としても今議論を進めているところでございますが、執行部は御配慮をお願いいたします。

次に、主要の施策の成果、47ページ中段、先行議員も取り上げましたハザードマップについても私なりに二、三点聞きたいと思えます。ハザードマップ作成について、先ほどの先行議員への回答では、地域の意見を取り入れて作成したということですが、これまず聞きたいのですが、ハザードマップ作成前に山根町自主防災会が自主防災会の設立申請をしたときに、津波時に峨嵋山避難することとか、あとその入り口の里道の整備をしてほしいということ資料としてつけて設立を出しているわけですが、これは認識されていますか。

○中尾防災危機管理課長

申請時のということでのお話ですが、申請時にはお話はお伺いしているようです。道路のことにつきましては、所管課のほうを御案内しております。

○笹井委員

そういうふうな資料をつけて、自主防災課設立で市にもお願いしておるということで

ございます。これについては、所管、県の山なので、県のほうから電話で、さすがに道路の整備はできませんというのが、電話であったということでございます。ハザードマップ作成はそれより後なのですけれども、だからこの件については、山根町自主防災会の意見は聞いてはおるけれども、ハザードマップにはそのとおりの方向が示されていないので、繁栄されていないという理解でよろしいですか。

○中尾防災危機管理課長

委員がおっしゃられるのは、矢印のことを言われているのではないかと思うのですが、このハザードマップにお示しをしております矢印につきましては、モデル的なものを表示するというで図面のほうにお示しをさせていただいております。実際にハザードマップを見られて各家庭でお話し合いをされて、どちらの方向に逃げるかとか、どちらに行くというようなものは、各家庭や自主防災会で検討されるのがよろしいかと思いません。

○笹井委員

本会議の答弁でもどちらに逃げるかはそりゃ最終的には家庭なり各自の自由ということは聞いておりますが、ただ結局市の計画に峨嵋山の避難が取り上げられてないと、峨嵋山の所管である県にいろいろ案内板の設置とか整備の設置なんかを要望しても、市の計画のってないものは、県はできないわけなのです。ここから先は決算審査外れますから、また別の場でやりますけれども、一応そういう要望があつて、一応市も通って県までは1回いっておると、ただ現実そういうふうなことは全く考慮されていないハザードマップができておるといふふうに私は認識しております。

さっきの先行議員の質問で、私も気にかかったところなんですけど、地域の意見もハザードマップ作成前に聞いて、校長先生の意見も聞いたということなんですけども、これ室積小学校の校長先生意見もきちんと聞かれておるのでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

これは、ハザードマップ作成時にワークショップを、平成27年の2月17日でしたか、室積地区について開催しておりますけれども、このときに室積小学校の校長先生にもおいでいただいております。

○笹井委員

そこでどういう意見を言ったのか、そこまでここで聞こうとは思いませんけれども、ただ室積小学校はハザードマップ作成前から今に至るまで、避難訓練は全部学校にいるときに災害、津波災害に遭ったときは峨嵋山に逃げるということで、現在もその訓練をしており、市のハザードマップとは全く違う方向に逃げておるといふことでございます。この辺もまた決算審査外れてきますので、またしかるべき場でちょっと質問していきたいと思えます。

同じく47ページに自主防災組織の育成補助事業がありますが、自主防災の組織率につ

いてはどのようになっているのでしょうか。そしてこれは、成果には記載はないのでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

組織率でございますが、これは主要施策の成果の48ページに記載をしております。組織率は94.5%となっております。

○笹井委員

わかりました。これは済いません、私が見逃しておりました。そして47ページには防災士の育成事業もありますが、これは6名ということでありますが、これはこの6名が最初の6名という理解でよろしいのですか。

○中尾防災危機管理課長

はい、それでよろしいです。

○笹井委員

わかりました。この後これをどうして連絡とっていくのか興味のあるところですけども、ちょっとその辺も決算から外れてきそうなので、またしかるべき場でお聞きします。最後、決算書の83ページに、大和支所管理運営事業1,208万円ですか、が計上されています。ただ、主要な施策の成果には大和支所の事業の中身というのはいくこのページにも載っていないのですが、なぜでしょうか。

○山田大和支所住民福祉課長

大和支所管理運営事業の成果につきましては、事務事業評価ではお示しをしているところでございます。支所の業務自体が、本庁やあいぱ一くからの委託を受けた業務を扱っております。成果をあらわす数値は、それぞれ所管課の資料の中に含まれております。

また、大和支所管理運営事業費のほとんどが、施設の維持管理にかかわるものでございまして、事業の成果としてお示しをすることがなかなか困難でございます。なお、数値といたしましては、主要施策の成果の中で、証明書自動交付機の大和支所における交付件数というのを掲載させていただいております。

○笹井委員

主要な施策の成果はあくまでも主要なものを選んで掲載しておるとというのが、他部局でもなんかあったと思いますし、何が主要で何が主要でないかというのは、執行部なりに議会なりに判断のいるところではありますが、ただ大和支所のあれだけ職員の方がおって仕事しているのに、成果にどこにも載っていないというのは寂しくないですか。

(笑声) (発言する者あり)

ということで、私はやっぱり大和支所の項目があって、どこまで載せるかは別にして、やっぱり1項目あって、運営状況触れるべきだと提言して終わります。

討 論：

○四浦委員

認定第4号、平成26年度光市一般会計歳入歳出決算について、反対の討論を行います。

市民も公共料金の連続値上げ等で、ただでさえ就職難、雇用難、収入減という中で苦しんでいる部分も広がっておりますが、同時に市の職員もきょうの議論の中にも出してもらいましたが、メンタルヘルス、精神疾患が非常にふえてきているような業務のあり方も、今後大幅に抜本的に改善をしていかなければならないということも、総務として、そのイニシアチブをとられるように求めて反対討論といたします。

終わります。

採 決：全会一致「認定すべきもの」